

た。所が、これらの諸國でも、歐洲大戰勃發後は、金貨は流通場裡から姿を消してしまつたから、今や、世界を通じて、金貨本位制度は現實には存在してゐないと云つてよい。

(二) 金塊本位制度

日常國內の通貨としては、必ずしも高價なる金貨が必要でなかつたから、曩に述べた如く、諸國は徐々に金貨の流通する金本位から離れたのである。又離れえたのである。而して、その際、代つて出現したのは、大抵、金貨は存在してゐるけれども流通してゐない金本位制度であつた。即ち、金貨はある一定の場所、多くの場合、發券銀行或は政府の金庫中に集積され、その代りに、これを代表する紙幣が發行され、紙幣所持者は隨時金貨兌換を請求しうるやうな制度となつたのである。

然しながら、金貨は日常の取引に、通貨として使用してこそ、始めて必要であれ、若しさうでないならば、敢て金貨の形をとつて存在する必要がない。何となれば、この制度に於て、金貨兌換の生ずるのは、通常工藝用の金を獲得

1) 山崎覺次郎博士、貨幣銀行問題一斑、二九九—三三〇頁參照

するためか、或は海外金本位國に送金するためか、その何れかであるが、そのためには、一旦金貨に兌換してそれを鑄潰すよりは、寧ろ始めから金塊を以つて兌換してもらつた方が、兌換請求者にとつても便利であり、一方政府の側からしても、金貨に鑄造する失費が省かれる。

之を要するに、金貨を通貨として流通させ、且つ金貨の自由鑄造並に自由處分を許すことによつても、然らずして、國內通貨たる紙幣(銀貨でもよい)の提出者には一定の割合で金塊を交付し、金塊の輸納者には又一定の割合で、紙幣を與へることによつても、貨幣一單位と金の一定量との間に、等價關係の保たれること、即ち、金本位たることに變りはない。しかも、後者の方が金貨本位に伴ふ色々の失費——例へば、金貨流通中に生ずる磨損、窃削、金貨鑄造費等を省略しえて、經濟的である、金塊本位制度とは、この經濟的なる、金本位制度、一定の割合を以つてする、金塊兌換、金塊買入を骨子としてゐる、金本位制度、更に換言すれば、金貨の存在してゐない、金本位制度のことである。

かくの如き金塊本位制度は、既に千八百二十年二月一日から千八百二十

一年五月一日に至る約一年三月の間、イギリスに於て實現された。即ち、千七百九十七年以來兌換停止の状態にあつた英蘭銀行券の兌換開始に關して發布された千八百十七年の Resumption Act は、次のやうに規定したのである。

千八百二十年二月一日より同年十月一日までは、紙幣提供者に對し、一オンス四磅一志の割合を以つて、標準金を交付す。

千八百二十年十月一日より千八百二十一年五月一日までは、兌換割合は標準金一オンスに付き、三磅十九志六片とす。

千八百二十一年五月一日より千八百二十三年五月一日までは、兌換割合は、標準金一オンスに付き、三磅十七志十片半とす。但し兌換さるべき標準金の最少限度は、何れも六十オンスと定む。

千八百二十二年五月一日以後は、英蘭銀行は鑄造金貨を以つても、兌換に應じう。¹⁾

されば、この法律によれば、紙幣の金地金兌換は、鑄貨兌換が實行さるべき

1) Bonar. Ricardo's Ingot Plan. Economic Journal XXXIII

千八百二十三年五月一日(少くとも鑄貨兌換を並び行ふことを許された千八百二十二年五月一日)までは繼續し、その間、金地兌換の金本位制度が實現される筈であつた。然るに、千八百二十一年五月の法律は、英蘭銀行に鑄貨兌換を許可し、且つ同行が鑄造金貨を交付した場合兌換請求者はこれを拒絶して金地兌換を求めえずと定め、事實上、英國はこの時から再び金貨の流通する金本位制度に移り行つたのである。

然るに、千八百二十年代に、かゝる敢なき終末をつげた金地本位制度は、再び戦後の而して不換紙幣整理を急いでゐるイギリスの貨幣制度として採用されるに至つた。即ち、純金約四百オンスを單位として、紙幣の金地金兌換に應じ、又同割合を以つて金地金を買入れ、且つ地金の輸出入その他の自由處分を認め、又民間の自由鑄造制度を廢止すること等を要點としてゐる。千九百二十五年の金本位法¹⁾は、金地本位制度の實現に他ならぬのである。

而して、最近のインド幣制調査委員會も、從來の金爲替本位に反對して、金地本位制度を推奨し、かくて金地本位制度は、同國に於ても亦採用されんと

1) Gregory. The Return to Gold.

しつゝある。

かやうに、金塊本位制度は、今後の金本位制度の主型式をなすかの觀を呈してゐる。故に私は左に、金塊本位制度に關して注意すべき二三の事項を畧述してをかう。

(イ)金塊本位制度の下に於ける通貨

金塊本位制度の下に於ては、通貨は必ず金貨であつてはならぬ。それは、金貨の存在せず、従つて又流通しないことを特徴とする本制度が、當然に要求する所である。而して、金貨以外ならば、如何なる通貨でもよいわけであるが、就中紙幣が最もよくその趣旨に適つてゐるであらう。と云ふのは、紙幣は他の如何なる通貨よりも、廉價なる通貨であるから、經濟的な通貨を供給しようとするこの制度の一つの目的を、最もよく充しうるからである。然しながら、住民が從來永く銀貨の使用に慣れ、急にこれを引き上げて、紙幣に代へることが、反つて不都合を生ずる場合には、寧ろこれまで通り、銀貨を國內通貨としてをくことがよいであらう。

(ロ)本位貨幣の消滅

かゝる次第であるから、金塊本位制度の下に於ては、本位金貨従つて本位貨幣なるものは、存在しないこととなる。本位貨幣と云へば、無制限の法定通用力を有し、且つ自由鑄造が許されて、その實質價值と名目價值との合一してゐる鑄貨と定義されるのが、普通であるが、本制度では、無制限法貨たる性質を有する通貨は存在してゐても、凡て皆名目價值以下の實質價值を有する通貨のみだからである。

(ハ)自由鑄造制度並にその他の造幣規定の不必要

既に述べた如く、金塊本位制度に於ては、本位貨幣なるものは存在しない。従つて、主として、本位貨幣に關係してゐる多くの造幣規定は、不必要と化する。例へば、自由鑄造制度、即ち地金輸納者の求に應じて、僅少の手数料或は、無手数料を以つて、これを貨幣に鑄造する制度が、これである。何となれば、この自由鑄造制度は、畢竟通用價值と實質價值との合一してゐる本位貨幣の存在と流通とを、前提とした制度だからである。現に千九百二十五年の

イギリスの金本位條例も、英蘭銀行以外に對しては、これを廢止してゐる。その他通用最輕量目(一定の最低量目を定め、それ以下に磨損した通貨の流通を許さない規定)造幣手数料(自由鑄造に應ずる場合に徴收する手数料)公差(如何に鑄造技術が進歩しても、造幣規定と少しも違はぬ純分量目の鑄貨を作ることは不可能である。故に、法規上ある一定の範圍内に於ける偏差はこれを容認する。公差とはこれを云ふ)等々の諸規定は、國內に補助貨幣として鑄貨の流通する限り、全然不必要とならないまでも、元來、主として本位貨幣の製造に關聯してゐることであるから、本位貨幣の存在しない金塊本位制度の下に在つては、殆んどその重要さを失ふ。

(三)兌換すべき金塊の單位

金塊本位制度の創唱者たるリカードは、この兌換に應すべき金塊の單位を、一應二十オンスと提案し、而して、千八百十七年の Resumption Act は六十オンス、千九百二十五年のイギリスの Gold Standard Act は約四百オンスと定めた。然しながら、これは主として、兌換に伴ふ不便や手数料を省略する趣旨

から出てゐる。何となれば、若し極めて少額の或は大額でも端數のある兌換にも應ずるのでは、色々の金塊を準備する必要を生じ、結局金貨を鑄造するのと、殆んど擇ばないこととなるからである。

(四)金塊の所在地

金塊本位制度に於ても、金塊兌換の要求は、種々な原因に基いて發生する。例へば、戦争の勃發、政局の不安、恐慌の襲來等の際には、金塊を自己の手許に蓄藏するために、兌換が請求されるであらう。然しながら、平常事なき時にあつては、それは工藝用の金地金必要のためか、或は海外金本位國に負つてゐる債務決済用の金地金獲得のためか、二者何れかを出でない。而して、第一の必要に應ずるには、兌換準備たる金塊は、必ず國內適當の場所に存置せられねばならぬ。之を外國に保管しては、到底本來の目的に副ひえない。これに反し、後の需要即ち國際貸借決済の目的に奉仕する部分の金は、これを國內に保管しても、固より差支ないが、寧ろ國際貸借決済の中心地に置く方が、よりよく本來の使命を果させることが出来る。何となれば、國內にあ

る場合には、一應金塊兌換を行つて、然る後兌換によつてえたる金塊を海外に輸送せねばならぬに反し、國際金融の中心地にをく時には、直ちにその金を利用しうるからである。要するに、兌換準備たる金塊は、その全部を國內に擁してゐても、或はその幾分を外國に保有してゐても、金塊本位制度には何等本質的な變化を來さない。唯、兌換準備金を海外におく場合には、その所在地は必ず國際金融の中心地であり、その額は國際貸借決済に必要な程度に止むべきである。

(三) 金爲替本位制度

他の金本位國特に國際貸借決済の中心地に振り宛てられた、或はそこから振り出された金爲替を、一定の價格で賣買することを主なる手段として、金の一定量と貨幣一單位との間に、等價關係が確保されてゐる貨幣制度を指して、金爲替本位制度と云ふ。

今日、私人が金を需要するのは、既に述べた通り、工藝用を使用するためか、或は海外に輸送して債務の決済に宛てるためであるが、何れかと云へば後

者の方が前者よりは巨額に上る。然るに、國內に流通してゐる通貨、例へば紙幣を一應金貨或は金塊に兌換して、これを外國に輸送すると同じ効果は、當外國に宛てた金爲替を、金輸送點以内の價格で賣却することによつても、到達される。例へば、純金の量目を標準として比較した場合、吾國の金貨百圓は米貨四十九弗に相當するとすれば、吾國の金貨百圓或は紙幣百圓分と兌換された金塊は、若干の輸送費を負擔すれば、米國に到着して同國の通貨四十九弗餘になりうる。故に、米國に對して四十九弗餘の支拂を致さねばならぬ商人は、百圓と若干の輸送費との合計額によつて、これを決済しうるわけである。所が、彼はかゝる手續をするまでもなく、米國宛の爲替手形四十九弗を約百圓を以つて購入し、この手形を米國の取引先に發送することによつても、同じやうに債務を決済しうる。しかも、その方がより簡單である。故に、若し政府或は中央銀行が、法定平價と地金輸送費の合計、所謂正貨輸送點以内の價格で爲替を賣却してやるならば、對外債務決済のためには、何人も最早地金兌換を請求しない。爲替賣却價格が正貨輸送點以上であ

るならば兎も角、しからざる場合には爲替による方が簡便だからである。又、外國からの受取額が支拂額を超え、結局その残額を金で受取つて自國に輸入し、これを自由鑄造制度或は地金買入制度を利用して、自國の通貨にすると同じ結果は、當外國からの金爲替を、正貨輸入點以内の價格を以つて買取ることによつても實現しうる。

故に、金爲替をかくの如く一定價格で賣買すれば、その國貨幣の金本位國貨幣に對する對外價值が確定し、而して、この金と一定の等價關係を保つてゐる外國貨幣を通じて自らも金と一定の等價關係を確保するに至る。即ち、

甲國貨幣一單位 = 乙國貨幣一單位

乙國貨幣一單位 = 金の一匁

∴ 甲國貨幣一單位 = 金の二匁

の關係になるのである。かくの如きが、金爲替本位制度の特色である。

(二)然しながら、金は單に海外に輸送するためのみではなく、國內に於て工藝用を使用するためにも亦需要される。而して、前者は金爲替を一定の價

格で賣却することによつて、充足されるけれども、それだけでは、後者の需要は必要に應じて直ちて充されない。而して、若しこれを一定の價格で充足する方法が存しないならば、金に對する工藝上の需要が増大するにつれて、金地金價格は騰貴し、従つて金の一定量と貨幣一單位間の等價關係は破られ、幾分金本位の實を失ふであらう。故に、金と貨幣との一定關係を、常に保たしめるには、必ず、法規上或は事實上、同時に金地金を一定價格で賣買することを實行せねばならぬ。これ私が、金爲替本位制度とは、金爲替の賣買を主たる手段として云々と述べた所以である。

(三)曩にも述べた如く、金爲替本位制度の骨子は、金爲替を一定の價格で賣買する點に存するけれども、その金爲替とは、主として國際貸借決済の中心地宛、或は植民地ならば、本國宛の金爲替である。されば、金爲替本位制度は、他の金本位國の貨幣を標準として、これに自國の貨幣を結びつける、云はゞ從屬的の貨幣制度である。故に、この標準となつてゐる國の貨幣制度が、金本位制度から離れると、金爲替本位國の貨幣制度も亦、直ちに金本位たる實

を失ひがちである。

金爲替本位制度の最もよい實例は、千八百九十年代、印度に採用された貨幣制度である。即ち十九世紀の七十年代以後に於ける銀價の低落は、諸本位國をして、その本位制度の維持を困難ならしめ、銀本位國の減少は銀價の低落を一層甚だしくした。而して、この引續く銀價低落のために、印度の蒙る損害は、遙かに他の銀本位國以上であつた。それは、印度が英國に對し、毎年多額の金貨拂債務を脊負つてゐたからである。そこで、同國は、千八百九十三年に、先づ銀貨の自由鑄造を廢止して、諸國から銀が流入して氾濫するを防ぎ、ついで、法律上の規定ではなく行政上の慣行として、ルービー銀貨の提供者には一ルービー十六片の割合で金を與へ、反對に金の提供者には同割合で銀貨を交付し、又一ルービーに對し十五片三十二分二十九を下らない割合でロンドン拂の爲替手形を賣却することとした。換言すれば、同國はルービー銀貨並に銀貨に兌換しうる紙幣を主たる國內通貨とする、而してこのルービー銀貨に對して、對外金爲替を一定價格で賣却することを

主たる手段とし、これに銀貨の金兌換を配する所の金爲替本位制度を採用したのである。かくして、ルービーの對内價值對外價值共に、銀價の低落によつて、以前の如く攪亂されることなく、特にその對外價值は、歐洲大戰に至るまでよく他の金本位國に對して安定するに至つた。

第三節 金本位制度の型式(實質的分類)

以上私は金本位制度を、金貨本位制度、金塊本位制度、及び金爲替本位制度の三つに分類した。而して、それは貨幣一單位と金の一定量との間に等價關係を保つ所の手段を標準としたのであるから、云はゞ技術的分類である。金本位制度は、尙この外に、その金準備の率を標準として、全額準備の金本位制度と一部準備の金本位制度とに分つことが出来る。

(一) 全額準備の金本位制度

全額準備金本位制度とは、例へば、貨幣たるの要に供されてゐる金の凡てが、金貨の形をとつて流通してゐるやうな金本位制度、或は發行されてゐる

兌換紙幣に對して、等額の金準備の擁されてゐるやうな金本位制度のことである。

全額準備金本位制度の特色は、補助貨幣、預金貨幣は一先づ別として、通貨の増發或は收縮に關して、少しも人為的自由裁量の餘地を與へず、専ら金の増加減少と機械的に歩調を共にさせる點に存する。即ちこの制度に於ては、如何に通貨増發の要求が熾烈であつても、先づ金が増加しなければ、この要求に應じえず、反對にたとへ通貨増發の希望が存在しなくても、否寧ろ増發を嫌惡しても、若し貨幣用の金が増加すれば、通貨は膨脹せざるをえないのである。

全額準備金本位制度に近い一つの實例は、千八百四十四年のピール條例によつて規定された英蘭銀行券の發行方法である。當時、イギリスに於ては、通貨主義と銀行主義との對立があつた。而して、この問題に關し銀行主義は「經濟社會の需要があつて始めて、銀行はその信用を擴張しうるのである。若し、經濟社會の需要がなければ、如何に銀行がその信用を擴張しよう

と努力しても、到底その目的を達しえない。故に、銀行券の發行の如きも、何等嚴重なる制限を設けず、銀行の自由に一任しても、それが過剰に發行されると云ふやうな心配は少しもない。如何なる時に於ても、銀行券が増發されて、物價が騰貴するのではなく、物價が騰貴して銀行券の増發が促されるのである」と主張し、通貨主義はこれと全然反對に、銀行券の發行を銀行の自由に一任する結果は、必ず銀行券の亂發過剰發行となり、必然物價の騰貴を促す。故に、嚴重に取締らねばならぬ。而して、その最もよい方法は、銀行券發行に對して、同額の金を準備せしめることである。蓋し、かくするならば、若し新金鑛の發見、外國からの金流入などのために、甲國の金準備従つて通貨が増加すれば、甲國の物價は騰貴し、金はこれを自國で使用するよりは、外國に送り外國の商品を買ふ方が有利となる。従つて、甲國では銀行券が金に兌換されて、それだけが外國に送られて外國の通貨となる。(即ち、輸入が促進されて輸出が減退し、その差額だけ金が流出する)。その結果は、甲國に於ては兌換された額だけ必ず銀行券が收縮して、物價が下落し、乙國では、反

對にそれだけ通貨が膨脹して、物價が騰貴する。而して、かくの如き金の移動は、貨幣たる金が甲乙二國何れに於ても、同一價値を保持するに至つて止む。されば、銀行券の發行額と同額の金準備を命ずることは、單に銀行券の亂發を防ぐのみならず、各金本位國をして、各自が當然保有しうるだけの金を保持せしめ、一國貨幣の價値(反面から見れば物價水準)と諸金本位國貨幣の價値とを常に同一水準にをくのである」と主張した。而して、ピール條例は、實にかゝる通貨主義の主張が勝利をえて、實際の立法に具體化されたものに他ならぬ。されば、同條例の外見のみを見れば、若干額の無準備發行を許してある點に於て、正確なる全額準備金本位制度とは云ひ難いが、それも拘はらず、その無準備發行額は僅少であり、且つ同條例の根底に横はる精神に照らして、これを、全額準備金本位制度に近い一典型と見做して宜しからうと思ふ。

之を要するに、全額準備金本位制度は、(一)物價の騰落を左右する通貨數量の問題に關しては、人爲の統制は常に寧ろ權力の濫用、過剰發行に陥りが

ちである、(二)その濫用を避けるためには、時に賢明なる人爲の裁量の發現を犠牲にしても、全然人爲的調節を否定せねばならぬ、(三)金本位制度に伴ふ自動的恢復作用(即ち、甲國の輸入超過—甲國から金の流出—甲國に於ける物價低落、外國に於ける物價騰貴—甲國からの輸出促進、甲國への輸入の抑制—甲國への金の流入—結局甲國の物價水準と外國のそれとの釣合がとれて、始めてこの金の移動の止む作用)は、この制度の下に於て、最も適確に發揮される、と云ふ認識に根據をおいてゐるのである。

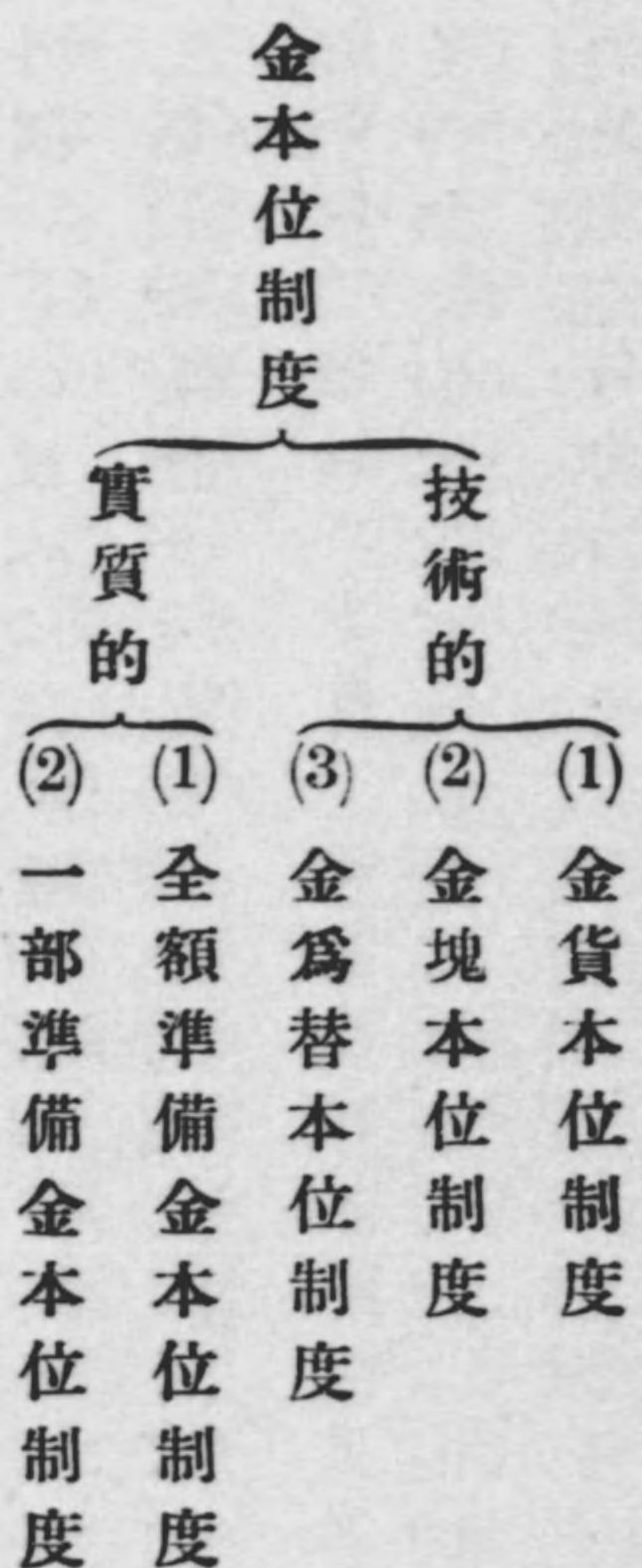
(二) 一部準備金本位制度

一部準備金の金本位制度とは、例へば、發行兌換紙幣の一部分に相當するだけの金準備を擁する金本位制度である。而して、その準備率には、殆んど全額準備に近い高率から、順次低下して、無數の段階が存しうるわけである。一部準備金本位制度の特色は、通貨の増發或は收縮に關して、全額準備金本位制度のやうに人爲の調節作用を全然否定せず、一方又不換紙幣制度のやうに、凡てを人爲の裁量に一任しない點に存する。換言すれば、人爲的調節

と金による外的制約とを、折衷し混在せしめてゐる點に存する。例へば、三分の一準備制度を例にとる。この一部準備金本位制度に於ては、一億圓の金準備があれば、三億圓までの紙幣を發行することが出来る。即ち、三億圓から一億圓を差引いた残り二億圓は、發行者の裁量に一任されてゐるのである。若し發行者が、通貨は一億圓で充分であると考へるならば、一億圓だけの發行に止めることが出来る。或は、經濟界の事情に照して、五千萬圓の増發を必要と見れば、それも行ふことが出来る。更に恐慌などが勃發して、通貨に對する需要が、愈緊急となれば、三億圓までは發行可能である。

要するに、この一部準備金本位制度の精神は、(一)金自體の内に自然的に貨幣數量を適宜に調節しうる性質を具備してゐないこと、(二)その缺點を矯正するには、幾分人為的調節を許さねばならぬと云ふ點に存する。

以上金本位制度の型式に就て述べた所を、表示すれば、次の如くなる。



第四節 金本位制度の機能

金本位制度の他の貨幣制度、特に不換紙幣制度に比して有する特色、云はば金本位制度の機能は、次の點に存する。

(一) 對内的機能

紙幣は、一つの印刷設備と若干の紙があれば、短時間の間に莫大の額を製造しうる。従つて、最も典型的な不換紙幣制度に於ては、發行者は自己の自由裁量に従つて、容易に紙幣數量を増加することが出来る。所が、金本位制度にあつては、これと異なる。即ち、若し全額準備金本位制度であるならば、

それ以上少しでも貨幣を増發するには、先づ、それだけの金を用意せねばならぬ。若し又、一部準備——例へば三分の一準備制度ならば、準備たる金の三倍までは、發行出来るけれども、それ以上貨幣を増發するためには、同じやうに、豫め金を獲得してかゝらねばならぬ。而して、金の獲得は紙幣を製造するほど簡単ではないから、従つて、金本位制度では不換紙幣制度の如き容易さを以つて、専ら人爲的に貨幣を増發を行ひえないのである。

一方に於ては、又貨幣の増加を人爲的に阻止しえない。何となれば、金本位制度にあつては、金の一定量と貨幣一單位との等價關係を確保する手段として、自由鑄造制度又は地金買入制度を採用してゐるから、新金鑛の發見、或は外國からの流入に基く金が提出されると、それだけの通貨は必ず増加し、よし通貨發行者がその膨脹を希望しなくても、如何ともすることが出来ないからである。

かくの如く、金本位制度に於ては、金と云ふ外的制約が存するために、發行者の自由裁量のみによつて、通貨數量を増減しえない。而して、固より、それ

がために、經濟社會の狀勢その他に照して、貨幣の増發が望ましい時に増發が出来ず、反對に増發が好ましくない時にも、増發せざるをえないやうな場合を生ずる。けれども、若し何等の外的制約も存しないならば、貨幣の數量従つて貨幣の價值——一面から見れば物價——は、果して如何なる運命に遭遇するであらうか。過去の經驗に徴し、又現在に存する種々なる理由例へば實業家、政府等が動もすれば通貨増發を希望する如き¹⁾に基いて、貨幣の亂發を惹起しがちであると答へざるをえない。されば、金本位制度の對内的機能は、不換紙幣制度に比して通貨の増減共に不自由であるがために、貨幣に起り易い亂發が抑制され、その結果不換紙幣制度の場合よりは、貨幣の對内的價值をよりよく安定せしめうる點に存する、と斷定せねばならぬ。「本位の唯一の使命は通貨の數量を統制し、數量を通じて通貨の價值を統制するにあること、さうして又、本位なければ、通貨の價值は發行者の無知或は利益のまゝに一々變動する云々」と云つてゐるリカードも、正にこの點を強調したのである。

1) Ricardo's Economic Essays, p. 169.

のみならず、諸國が金本位制度を採用してゐる場合には、一國が通貨の増發を行へば、その國の物價は騰貴して、輸入の促進、輸出の沈滞を惹起し、遂に輸入超過となり、而して、その差額は幾多の方法を以つて、決濟されるけれども、金を以つても亦支拂はれるに至る故に、増發を行つた國の通貨は、程度の相違はあつても、自動的に收縮せざるをえない。吾々は、この點にも亦金本位制度の通貨亂發抑制作用が、存してゐると云はねばならぬ。

(二) 對外的機能

金本位制度の對内的機能にもまして重要なのは、その對外的機能である。されば、今日では、金本位制度の機能として、唯對外的のもののみをあげる人が多い。然らば、金本位制度の對外的機能は、何であるかと云へば、金本位國相互間の貨幣の兩替率即ち爲替率を、畧一定せしめる點に存する。先づ、甲金本位國の貨幣一單位も、乙金本位國の貨幣一單位も、共に金のある一定量と等價關係にあるから、こゝに金を標準として、甲乙兩國間の貨幣換算率即ち所謂法定平價を算出することが出来る。例へば、

甲國貨幣一單位 = 金の二枚

乙國貨幣一單位 = 金の三枚

∴ 甲國貨幣一單位 = 乙國貨幣二單位

となるのである。然しながら、この所謂法定平價は、未だ現實の爲替率ではない。現實の爲替率は、この法定平價を中心として上下に動く。けれども、その動く範圍は、金の輸出入に要する費用を限界とし、それ以上にも亦それ以下にもなりえない。何となれば、それだけの輸出入費を負擔すれば、その法定平價を以つて、甲國の貨幣は乙國の貨幣となりえ、乙國の貨幣は甲國の貨幣となりうるからである。しかも、交通の發達につれて、金の輸出入費(精確に云へば、甲國の貨幣が乙國の貨幣になるまでにかゝる凡ての失費)は、極めて小額であるから、曩に述べた如く、金本位國間に於ては、貨幣の現實の爲替率は、畧安定すると云つてよいのである。而して、その結果は、さもなければ普通商業取引の包含する投機的分子の外に、尙爲替率の不安定からくる危険を負擔せねばならぬ國際間の取引、その他の諸支拂は、今や後者の不安

から解放され、圓滑なる進展をなすことが出来るのである。その利益の如何に重大であるかは、多くの國が金本位制度を採用した最も重要な原因が、既に金本位制度を確立したイギリスの磅貨幣と、自國の貨幣との間に、略一定した爲替相場を保つ點にあつたことに徴しても明かである。

のみならず、この爲替率の安定は又、それだけ、貨幣の購買力の安定に寄與する。何となれば、若し爲替率が不安定であり變動적であれば、その都度外國からの輸入商品の價格が變動し、これが引いては、國內一般物價水準即ち貨幣の購買力にも影響を及ぼすからである。

これを要するに、金本位制度の機能は、(一)貨幣の對外價值(爲替相場)を安定せしめて國際間の諸取引、諸支拂を圓滑にし、且つ對外價值の變動から生じうべき貨幣購買力の變動をなくする點、(二)自動的に又充分に貨幣購買力を安定させる能力をもたないにしても、不換紙幣制度よりは、よりよく貨幣購買力安定政策に奉仕しうる點に存する。

これに反し、それは決して、金に對する需要を増大し、或は需要の減退を抑

制して、産金業者の利益を擁護することを本來の機能としない。

又貨幣の價值は、それを構成する或はそれと兌換される素材の價值に基く、所が商品としての金の價值は最も安定的である、故に金が貨幣價值の根基として適當であるとの主張に、その意義を見出さない。發生的に見れば、貨幣は、一般から最も好んで授受された財貨にその端を發し、當時に於ては、財貨としての價值が貨幣の價值であつた。然るに貨幣制度が制度として、確立するにつれて、貨幣に本質的ではない素材と、貨幣とは分離し、何等素材價值なき貨幣も亦貨幣として流通しうるに至つた。不換紙幣制度がこの實例である。今日の貨幣の價值を素材たる金の價值であるとする論者は、貨幣發生當時の状態が、そのまゝ、今日も否永久に繼續するものと考へ、その間に於ける一切の進化を見落してゐるのである。吾々が、かくの如き謬つた見解に、金本位制度の意義を見出しえないは、言ふを俟たぬ。

第五節 金本位制度反對論

歐洲大戰前までは、金本位制度は、世界の重要諸國に採用されて、滑かに作用し、恰も萬古不易の幣制であるかの觀を呈してゐた。従つて又、金本位制度に對する有力なる反對論は、何處にもこれを聞かなかつた。

所が、一度大戰勃發するや、諸國政府は戰時財政の必要に壓迫され、金本位制を廢棄して、不換紙幣制度に移り、その後は幣制の紊亂に紊亂を重ねた。戰後幣制の改革が先づ問題となつたのは、誠に當然と云はねばならぬ。

然しながら、この時には、金本位制度は最早戰前の如き權威をもつてゐなかつた。即ち、一方には、熱心なる金本位制度賛成論あると共に、他方には、又これに劣らぬ反對論が現はれたのである。左に、これら多數の金本位反對論の内、その代表的なるものとして、ケインズ¹⁾を選び、これに若干の批評を加へよう。

ケインズは、社會を實業家、投資家、労働者の三階級に分ち、貨幣價值の低落（インフレーション）及び貨幣價值の騰貴（デフレーション）が、それらに如何なる影響を及ぼすか、又生産分配に如何に作用するかに筆を起す。

1) Keynes. A Tract on Monetary Reform

彼によれば、貨幣價值の低落は、消極的には既存の債務負擔を輕減し、積極的には企業からの利潤を増大することによつて、實業家には、極めて有利に作用し、従つて生産を刺戟する。けれども、投資家には極めて不利で、その貯蓄力と貯蓄心とを減退せしめ、その結果資本の蓄積を妨げる。要するに、貨幣價值の低落は、分配には勿論、結局生産にも悪い影響を及ぼす。又、これと反對の貨幣價值の騰貴は、投資者には有利であるが、實業家の利益を害して生産を萎靡せしめ、失業を惹起して労働者を傷ける。

かくの如く、貨幣價值の變動は、その低落も騰貴も共に、生産並に分配に不都合なることを述べて、ケインズは、通貨政策の歸趨は、當然貨幣價值の安定でなければならぬと斷定する。

さうして、彼はこの安定政策の立場に立つて、これを到達するためには、是非金本位制度を棄て、より科學的な——more scientific standard——管理通貨（managed currency）に移らねばならぬと云ふ。

然らば、金本位制度は、なせ貨幣價值の安定を達するのに不都合であるか。

(一)十九世紀の經濟的發達は、主として地表の開發を中心とした。従つて金鑛の發見、金の產出額は、世界の經濟的發達と、大體歩調を共にした。ために金は比較的價値の安定を保ちえた。貨幣と金を結び付けることによつて、即ち金本位制度を採用することによつて、比較的貨幣の價値が安定し、さ程不都合の生じなかつたのは、これがためである。然しながら、將來に就ては、最早この状態の繼續を期待しえない。金の產出額は非常に少くなるかもしれないし、又多すぎるに至るかもしれない。何れにしても、かゝる場合には、金と結びついてゐるために貨幣の價値が紊される。これが、ケインズの金本位制度反對の一つの論據である。

云ふまでもなく、地中に埋藏されてゐる金自體の内には、貨幣價値を安定せしむべき必然的性質が包含されてゐない。故に、貨幣數量の統制を、全然この金にのみ一任するならば、そこにはケインズの恐れの如き結果が發生するであらう。然しながら、金本位制度は、必ずしも、かくの如く、金なる外物による統制のみを認めて、人爲の裁量を絶対に許さない所の貨幣制度では

ない。曩にのべた全額準備の金本位制度は、これに屬するであらうが、それは、最早過去の金本位の型式である。これに反し、今日行はれてゐる金本位制度は、皆一部準備の金本位制度であつて、即ち金による統制も認める代り、人爲の自由裁量の餘地を有し、何れか一方のみの專斷を許さない。故に、金產出額に多少の増減變動を生じて、それが齎らす影響は、自由裁量の部分によつて、充分に調節しうるのである。

又金本位制度に賛成する人々も、決して、その制度の永久性を主張するのではない。故に、ケインズが、かも、しれないと恐れることが、事實となつて現はれ、例へば海水から容易に且つ多量に金を採取しうるに至り、最早自由裁量の部分で、調節しえなくなるならば、進んで金本位制度の廢止を唱へるであらう。唯、何時發生するか判らない、否發生するかしないかさへも分らない様な假想的、空想的根據に基いて、今直ちに金本位制度を廢止せよと云ふ種類の議論には、斷然反對する。若し、それと同じやうなことを云つてよいならば、將來石油がなくなるだらうから、今から自動車の使用を廢止せよ、鐵

がなくなるだらうから、今日から汽車、汽船等凡て鐵製品を廢棄せよとも云ひうるだらう。

(二)十九世紀に於て、金の價值が安定を保ち、従つて、金本位制度が順調に作用しえたことには、尙ほ他に理由が存する。就中、金が流入する場合には、これを一定の價格にて買入れて、準備率を多くし、又金に對する需要の生ずる時には、その準備率を低くして、金を一定價格で拂出した諸國發券銀行の態度がこれである。然るに、諸國が金本位制度を棄て、以來、かくの如き事態は一變し、金の價值は最早自然の偶然なる賜物及び又別々に行動する多數當局者や個人の判斷の結果成立するのではなく、多量の金を擁してゐる米國聯邦準備局の意向一つによつて、即ち同準備局が將來も引き續いて現今と同じやうに金を一定價格で買入れてその價格を維持する非常に犠牲の多い愚かしい政策を繼續するや否やに左右されるに至つた。従つて、將來の金の價值は、極めて不安な又極めて人爲的な—artificial value—と化してしまつた。貨幣をかゝる金と結びつけることは、危険である、と云ふのが又ケ

インズの一つの論據である。

なるほど、ケインズが本書を公刊した千九百二十三年には、この主張は尙ほ幾分の尤もらしさを有したかもしれない。然しながら、イギリスが金本位制度に復歸し、その他の諸國も亦その復歸を急ぎつゝある今日、又米國聯邦準備局が近き將來に於て、その金に對する從來の政策を更變すべしと考へられる何等確實なる根據なき今日に於ては、この金本位制度反對論は、最早殆んど何等の重要性を持たないと云はねばならぬ。

又、第一及び第二の論點に表はれてゐる如く、ケインズは、金本位制度にあつては、金の商品としての價值が、貨幣の價值を決定するとの考へに基いて、議論を進めてゐる。けれども、それは、事實の著しい顛倒であつて、金を一定の價格で賣買することを規定した金本位制度が、金に一定した價格を與へてゐるのである。されば、金の價值は、從來も今日も人爲的なる點に於ては變りないのである。

(三)ケインズによれば、貨幣の對内價值(購買力)は、數量説によつて説明され、

その對外價值(爲替相場)は、兩國貨幣が各國內に於て有する對内價值の比によつて決定されると云ふ。故に、對内價值の安定は、通貨數量を適宜にする一國限りの政策を以つて到達しうるが、對外價值の安定は、他國の通貨状態と歩調を共にすることによつて、始めて可能となる。例へば、甲國貨幣の對内價值は安定してゐても、若し乙國貨幣の對内價值が變動するならば、甲國貨幣の對外價值は變動を免かれない。これを安定させようとするならば、乙國貨幣對内價值の變動と同じ程度に、甲國貨幣の對内價值にも變化を與へねばならぬ。されば、對内價值の安定を期する爲には、對外價值の安定を棄て、逆に對外價值の安定を志す時には、對内價值の安定を犠牲とせねばならぬ場合を生ずる。對内對外の兩價值共に安定が好ましいが、何れかを棄てねばならぬとすれば、ケインズは對外價值の安定を去つて、對内價值の安定をとる。然るに、彼に於て、金本位制度は、この逆に、對外價值の安定を主とし、その爲には、對内價值の變動をいとほぬ否對内價值の變動によつて對外價值の安定を維持する制度である。而して、これが又彼をして金本位制度

に反對せしめる一つの理由のやうである。

金本位制度の最も著しい機能が對外價值の安定(但し諸外國も金本位制度を採用してゐる場合)に存することは、ケインズの言の通りである。又金本位制度が、それに伴ふ所謂自動的恢復作用によつて、對内價值に緩慢なる變動を及ぼすことも事實である。けれども、若し對外價值が極めて變動的であるならば、それは對内價值に何等の攪亂を與へないであらうか。否、必ず輸出入商品價格の變動に始つて對内價值に至大の影響を及ぼすであらう。されば、金本位制度はこの意味に於て、對外價值の安定を通じて、對内價值の安定にも寄與してゐると云ひうる。

大體かゝる論據に基いて、ケインズは金本位制度を斥けるに急である。然し、單に從來の制度を論破するのみでは仕事は終らない。これに代るべき制度を提唱せねばならぬ。さうして、ケインズは明かにそれを示してゐる。

管理通貨—managed currency—の説が、これである。而して、彼はイギリスの

場合に就て、具體的に相當詳細なる説明をしてゐるけれども、その内容は、結局通貨の供給に就ては、金と凡ての關係を絶つて、適當なる通貨管理者の種々な事實に基礎を置いた判斷に一任し、之をして、割引政策、公債政策を適宜に運用して、物價、産業、就業狀態等の安定を期せしめようとするに在る。

これを要するに、貨幣制度には、數多の種類があるけれども、大別すれば、ヘルフェリッヒの所謂「結び付けられたる貨幣制度」と「自由なる貨幣制度」の二つになる。而して、前者は更に分れて、兩本位制度と單本位制度となり、單本位制度の中には、金單本位制度と銀單本位制度とがある。然しながら、十九世紀の七十年代に於ける國際兩本位の主張の不成功と共に、金銀兩本位制度は既に克服されたる所の貨幣制度であり、又銀本位制度は、世界の何處に於ても、最早有力なる支持者を持つてゐない。故に、今日では、結び付けられたる貨幣制度と云へば、即ち金本位制度に他ならぬ。従つて、金本位制度に對する反對論は、結局凡て、自由なる貨幣制度即ち不換紙幣制度の主張に歸する。勿論、不換紙幣制度にも種々あり、例へば、

1) Gebundene Waerung. Helfferich. Das Geld. 5. Aufl. S. 376
Moll は同じことを Deckungswaerung と云つてゐる Moll,
Die modernen Geldtheorien und Waerungssystem. S. 32.
2) freie Waerung. (Moll Kunstwaerung)

(一) 全然自由なる不換紙幣制度、即ち純粹なる不換紙幣制度。

(二) 最高發行額を規定した不換紙幣制度、例へば、歐洲大戰中及び戦後のフランスの如し。

(三) 將來一定の時、或は適當なる時に兌換すべきことを約束した不換紙幣制度。

(四) 土地等を擔保としてゐる不換紙幣制度、例へば、フランス革命當時のアシニア紙幣は、貴族僧侶等から沒收した土地を擔保としてゐた。

(五) 或は物價指數、或は利子歩合等種々の指數を標準として、出来る限り貨幣價値の安定を測ることを趣旨とする、或はさう宣言してゐる所の不換紙幣制度等種々を數へうる。が、ケインズの管理通貨説を始めとして、今日、金本位制度に對して主張されてゐる所の、さうして或は科學的とか或は、理想的、自然的とかの形容詞を冠して呼ばれてゐる所の貨幣制度は、凡てこの第五の部類に屬する不換紙幣制度である。故に、問題は貨幣價値の安定を達する上に於て、金本位制度と不換紙幣制度と何れを採るべきかと云ふこと

に歸着する。而して、私は既に述べた如く、不換紙幣制度は貨幣價值を安定せしめうる可能性に富みつゝ、しかも蓋然性に乏しく、これに反し、金本位制度は不換紙幣制度に比して、貨幣價值の安定を期する可能性に乏しいけれども蓋然性に富んでゐると考へる。

第六篇 通貨政策の歸趨

何人も認める如く、貨幣の唯一の效用は、それが價值即ち購買力を有することである。實に貨幣に關する問題は、僅少の場合を除けば、凡て貨幣價值に關する問題であると云つても、決して言ひ過ぎではない。されば、通貨政策の歸趨も、これを貨幣價值に關聯せしめ貨幣價值を安定せしめようとする政策 (Stabilisationism) 之を低落せしめようとする政策 (Inflationism) 及び之を騰貴せしめようとする政策 (Deflationism) の三つに分つことが、最も適當であると考へる。かくの如く、通貨政策の歸趨を、明瞭に貨幣價值に關聯せしめる人は、おそらく數多いであらうが、私はその一例として、ミーゼスの言葉を引用しよう。「貨幣政策に關する問題は、常に貨幣價值政策の問題に他ならぬに拘はらず、時々假面を冠つて現はれたために、素人には、その本體が何であるか、見きわめのつかないことがある」と。

然らば、之等三つの政策歸趨は、今日の經濟組織に於て、何れが如何なる程度まで實現の可能性を有するか、及びそれらは各生産分配に如何に作用するか、又之等の歸趨を達するための具體的手段には如何なる種類があるか。

右に掲げた三つの歸趨の内、通貨政策が當然に奉仕すべき目標として、最も多くの支持者をもつは、貨幣價值の安定である。多くの學者は、貨幣價值の騰落に伴ふ分配上、生産上の不都合を指摘し、貨幣政策の歸趨は、當然、安定でなければならぬと云ふ。その論理を極めて簡単に辿れば、貨幣價值の低落は、不當に債権者を害して、債務者を利益し、且國民經濟發達の基礎たる貯蓄心を減少せしめる。之に反して、貨幣價值の騰貴は、不當に債務者の負擔を重くして、債権者を利し、尙ほ生産の萎靡と多くの失業とを誘發する。何れも、國民經濟にとつて好ましくない。故に貨幣政策は、毫もかゝる作用を伴はぬ、安定を目標とせねばならぬ、と云ふことに歸する。

では、この安定を實現するために擇ばれる手段——即ち安定を計るテクニク——には、どのやうなものがあり、又その効力は如何。

主として、中央銀行の割引歩合を上下に動かし、之によつて今日物價決定の主要因たる預金貨幣の量を、或は膨脹せしめ、或は收縮せしめ、以つて貨幣價值の安定を期するの、一つの方法である。而して、ケインズその他金本

位制度に反對する人々の強調する所である。カッセルは、貨幣價值の安定は、信用授與を適當に制限することによつてのみ、從つて主として割引歩合を程よくすることによつてのみ、確保しうる、と述べてゐる。

金本位制度も亦、その目的が對内的にはインフレーションを抑制し、對外的には、爲替相場を安定せしめ、惹ひて爲替相場の變動に基く對内價值の攪亂を防ぐにある限り、安定政策に奉仕してゐるテクニクであると云ひうる。

The Purchasing Power of Money 及び The Stabilization of the Dollar に展開されてゐるフイッシャーの考案の骨子は、物價指數の變動に應じて、弗を構成すべき金の量目を増減し、その量目を以つて兌換及び自由鑄造の要求に應じ、かくて貨幣數量の増減を期待し、以つて物價の變動を矯正しようとするにある。ロバートソンの如きは之を improved standard であると稱讚してゐるが、反對論者は、就中、弗が含む金の量目を變化しても、豫期の如く貨幣數量の増減を惹起しえないことを指摘してゐる。且、フイッシャーの考案は、たとへ豫期の結果を達しなくても、未然に貨幣價值の安定を計るのではなく、既に安定が破れ、

之が物價指數に現はれた後、之を舊に復するに過ぎぬ。所謂指數本位制、即ち物價指數に應じて債權債務の額を増減する方法も、單に貨幣價值の變動から生ずる一部債權債務の不公平を正しうるに止まり、物價を安定せしめる能力を具へない。

之を要するに、フィッシャーの案と、指數本位制とは、豫期の効果を收めた場合にも、既に亂された貨幣價值への對策であり、それ以前に於ける安定策ではない。又金本位制度も、激しいインフレーションを阻止すると云ふ意味に於て、消極的の效力を有するにすぎぬ。されば残る所は、中央銀行の割引歩合に懸へるカッセル等の案のみである。さうして、それは可能性には富んでゐるが、實際問題としては、かゝる有力な中央銀行の存在しないこと、中央銀行當局者が、果して安定を期するに忠實であり得るかどうかが、甚だ疑問である。

かくの如く、貨幣價值の安定を期する具體的方策には、有力なるものを見出し難い。山崎博士も、變動抑制の比較的容易なる對外價值と、其の極めて

困難なる對内價值の題下に、而してその對内價值に對するものと對外價值に關するものとに區別して、之を觀察するに、前者に於ては實效の顯著なるもの又顯著なる實效の期待し得べきもの殆んど絶無なりと云ふも不可なしと述べてゐる。これ、具體的方策を工夫する學者實際家の努力の足りないためだらうか。それとも、具體的方策が奉仕せしめられる安定政策そのものが、今日の經濟組織に於ては、實行し難いのではなからうか。私は斷然後の見解をとる。

何人も認める如く、貨幣の購買力は、大體貨幣の流通數量と之に對立する商品量の二要因によつて決定される。而して、貨幣價值を安定せしめる爲には、二者の比を常に一定せねばならぬ。然るに、今財貨の側を觀察するに、今日の經濟組織に於ては、生産に統一的統制が存しない。貨幣價值安定の第一難關はこゝに存する。

それのみではない。今日の經濟組織に於て、その極めて速い發展、即ち生産過程の擴張は、資本主義初期の遅々なる發展が、主として自發的節約によ

1) 貨幣銀行問題一斑、二〇三頁

つて行はれたに反し、附加的購買力——即ちインフレーション——による物價騰貴、その結果起る強制的節約によつて、可能となつてゐる¹⁾。されば、退歩せず又休止せずして、そのまゝ發展を続けようとする限り、當然この發展を遂行する手段となるインフレーションを免かれえない。貨幣價值安定の遭遇する第二の難關はこゝにある。

論理的には、如何なる經濟政策を撰擇するも、自由のやうに見えるけれども、事實上は、その時代の經濟組織によつて制約され、殆んど必然的に選ばれるべき政策が決定してゐる。即ち、その經濟組織内に於て、最も有力な人々或は階級に結局都合よい政策が遂行される。之を通貨政策にあてはめて考ふるに、産業の指揮者たる實業家は、時々不意に、貨幣價值を低落せしめることによつて、より多くの利益を獲得し、加ふるに國家も亦簡單にして便宜な資力調達法として、公債の發行或は中央銀行からの借入等に翹へて、インフレーションを起しがちである。

貨幣價值安定政策が越えねばならぬ第三の難關はこゝに存する。

1) 經濟研究、第二卷第三號 三六頁

かくの如く觀察する時は、通貨膨脹政策が又、實行の可能性に富んでゐることが判るであらう。又、この歸趨に最もよく奉仕しうる具體的手段は、通貨の増發に就て何等の外的制約なき方策、皮肉にも、ケインズ等が安定を達する手段として強調した管理通貨の説であることが判るであらう。

然らば、通貨の膨脹は生産並に分配に如何に影響するか。物價が騰貴しても、各人の貨幣所得がそれに應じて一樣に増加すれば、以前に比して、唯かさばつた貨幣使用と計算の不便があるのみ。之によつて、分配關係は些の影響も蒙らぬ。然るに、通貨膨脹は始めから、ある特殊の人々の購買力のみを増加せしめることを、目的としてゐる。故に、必ず分配關係に變化を生ぜしめる。而して、この通貨膨脹が、分配關係に及ぼす影響は、物價騰貴と所得増加との遅速の問題に他ならぬ。確定貨幣債權者が物價騰貴の程度に損失し、債務者がその程度に利益するは、今更めて述べる必要もない。その他、確定貨幣所得に衣食する人々——例へば年金、恩給生活者、利子所得者——及び所得の増加が物價騰貴に遅れる人々——例へば俸給生活者、而して卸賣相場、

小賣相場、貨銀の順序で騰貴すれば労働者——は通貨膨脹のために、實際所得を狭められる。之に反して實業家は、企業から積極的にその所得を増加せしめ、國家と共に二大債務者たる資格に於ては、消極的にその債務負擔を軽減する。さうして生産は彼等に於て、物を作る事が目的ではなく、利潤をうるための一方便にすぎぬ。通貨膨脹が生産を盛にするは、それが彼等に多くの利益を齎すからである。

かくの如く通貨膨脹は實業家に有利である。されば、吾々はインフレーションの有力なる主張者を實業家の間に見出す。又漠然と國家の富強を経済の最高目的と解する人々は、生産を振興する手段としてインフレーションに左袒する。

貨幣が生産分配に至大の關係をもつは、高き物價、低き物價に於ては、なく、高くなる物價、低くなる物價——rising prices, falling prices——に於てである。されば、かくの如く實業家に利益を與へ、生産を刺戟するのは高き物價 (high prices) ではなくして、rising prices である。この高くなりつゝある物價が、凡て

に行き亘つて、一應安定してしまへば、最早昔日の力を失ふ。こゝに於て、貨幣價值低落政策は、實行される可能性が多いとしても、それを繼續的に行ふことができるかどうか問題となる。之を他の側から見れば、信用擴張によつて、好景氣を永久に繼げうるか否か問題となる。ハーンは、それを二つの方法によつて理論上可能であり、決して、ユートピアの國のことではないと述べてゐる。さうして、その二つの方法とは、一つは、益、多量の信用を、しかもその對價(利子)を低くして——時には無利子にして——實業家に貸與し、以つて彼等をして商品の賣却を顧慮することなく、生産を繼續せしめることであり、他の一つは、信用に就てあらゆる便宜を具へてゐる國家の如きが、大購買者となつて、凡ての生産物を買ひ入れることであると云ふ。

理論上或はさう云ひうるかも知れないが、第一の提案に對しては、事實上今日(否將來も)かゝる信用を繼續的に授與しうる偉大なる信用機關が存在せず、又營利の爲に生産を行ふ實業家がかくしては生産の爲に生産を行はねばならぬことゝなると云はねばならぬ。

1) Hahn. Volkswirtschaftliche Theorie des Bankkredits. S. 150—151

第二の提案は、現に此度の大戦に際し、各國政府が、不換紙幣の發行、信用の利用等によつて、模範的に行つた所であるが、それは忽ち人々をして貨幣に對する信任を失はしめて貨幣を回避する凡ての方法を講せしめ、結局貨幣をして貨幣たるの性質を失はしめると云ふ自繩自縛の結果に終つた。

かくの如く、貨幣價值を低落せしめる政策は、實行されてはゐるが、それにも一定の限界が存し、繼續して行ひえない。

貨幣價值を騰貴せしめる政策は、多く既にある程度までインフレーションが行はれた後、低下した貨幣價值をそのまま安定せしむべきか、それとも以前の近くまで引き上げべきかに關聯して、始めて問題となる。

國家の起したインフレーションの跡始末である場合には、租税、公債募集等の手段によつて、流通場裡の不換紙幣を回収すべく、主として信用膨脹の後には、短期貸付の利率を引き上げべきである。かくすれば、從來信用を利用して商品を蓄へてゐた商人は之を止め、價格を引き下げて賣り急ぎ、一方生産者への註文を差し控へる。従つて物價下落、生産の減退、利潤の減少、失業

の増加、貨銀の低落等の現象を生ずる。

その生産分配に及ぼす影響は、インフレーションの場合と大體逆であるから、こゝには説明を省略する。

かくて貨幣價值騰貴政策は、實業家の最も嫌ふ所であり、従つて彼等は極力之を阻止しようと努めるに拘はらず、その意思に反し、好景氣によつて國民經濟が膨脹した後には、このデフレーションが起り、組織の弱い企業が整理される。

之を要するに、私は通貨政策は結局貨幣價值政策であり、貨幣價值政策には、之を低下せしめようとするインフレーションニズム、之を騰貴せしめようとするデフレーションニズム、及び二者の中間に立つスタビリゼーションニズムがあることを述べた。又これら三つの歸趨は、何れもその一つのみを徹底的に行ひえないことを明かにした。事實今日の如く、經濟的の力が一つの所に集中されずして諸所に散在してゐる状態の續く限り、貨幣價值も好景氣と共に低落し、恐慌に至つてその勢を殺がれ、爾後しばらく騰貴し、ある點に

至つて略安定する過程を繰り返すであらう。

第七篇 信用の統制

(一)

封建的經濟組織の下にあつては、貨幣の供給は主として封建君主領主の司る所であつた。さうして、その供給に當つて、彼等を指導してゐた原理、原則は、そこから出來うる限り多く利益を捻出することゝ、一般が好んで授受する良き貨幣を作ることゝであつた。然しながら、これら二つの指導原則は、畢竟兩立し難い立場にあるから、即ち良き貨幣の供給を念とすれば、貨幣の製造供給を一財源と見做すことを止め、反對に利益追求に走れば、當然良き貨幣の供給を抛棄せねばならぬから、君主領主等の内のある者——否多くの者は、紙幣の濫發、鑄造貨幣の量目輕減、品質劣惡化によつて、利益をあげることに没頭し、通常その後を繼いで立つた、少數の君主領主のみが、劣惡なる貨幣から生ずる不利不便に堪へかねて、意を良貨の供給に注ぐ状態であつた。

然るに經濟組織が資本主義的に推移すると共に、この事態にも著しい變

化を生じ、先づさきには貨幣の獨占的供給者であつた政府の役割が、追々縮少して、今や僅かに金屬貨幣——それも主として補助貨幣——の鑄造者並に供給者たるに止まり、これに反し、一國通貨の主要部分を構成してゐる銀行券、預金貨幣の供給は、一特殊銀行或は普通銀行の司る所となつた。換言すれば、貨幣經濟に於ては極めて重要な貨幣供給の職能が、政府の手を離れて資本家の手に移つたのである。

それと共に、通貨供給に際して政府を指導する原則も、昔日の利益獲得と云ふことから、専ら安固で且つ流通に便利な貨幣を供給することへと變化した。今日でも、政府は補助貨幣の鑄造改鑄によつて、時偶相當巨額の造幣益金をあげることがある。然し乍ら、それは主として金銀比價の變動に基づく銀貨の輸出溶解等を防ぐために、補助銀貨の含有する銀量を少くしたことに基き、決して昔日の如く利益追求の意圖から發生した結果ではない。

然らば、資本主義經濟組織になつて、新たに通貨供給者の列に加つた發券銀行、預金貨幣製造銀行の行動を指導してゐる原則は何であるか。

銀行の濫觴時代には、多く銀行券の發行が、銀行のあげる利益の主たる源泉となり、従つて、苟も銀行ならば、何れも各自に、銀行券を發行する有様であつた。然し、この状態は多くの不便と不都合とを伴つたから、銀行券の發行は徐々に集中され、かくて國毎に一個或は少數の發券業務を獨占する中央銀行が成立した。而して、かゝる中央銀行の銀行券發行に關しては、最初は銀行自身の自由裁量に一任されてゐたが、かの有名な千八百四十四年のピール條例を先登とし模範として、各國の國情に應じて多少色彩を異にする法律が設けられ、これによつて中央銀行發券行爲の準則が規定された。吾々は、これらの法律の内から、大體二つの準則を抽出しうる。一つは、銀行券の安全確保の原則で、それがためには嚴重な準備規定、兌換規定、課稅規定、制限外發行に對する課稅がこれであるが存して、銀行券の濫發、過剩發行を抑制してゐる。他の一つは、發券銀行に對する利益確保の原則で、それは、最もよく一定額の無準備發行を許す規定——例へば吾國の一億二千萬圓の保證準備發行もこれである、それによつて銀行は何等生産費を要しない運用資

金を手にしうる——に現はれてゐる。

既に云ひ古された譬喩ではあるが、資本主義經濟組織に於て、貨幣はその内を循環してゐる血液である。故に、その健全なる状態を保つことが、資本主義經濟組織を永續させる不可欠の條件となつてゐる。それと共に、資本主義經濟組織内の各企業は、その存立を繼續しようと志す限り、必ず出来る限りの利益獲得に力めねばならぬ。多くは一企業である中央發券銀行も亦この例を洩れない。されば各國中央銀行條例は、何れも資本主義經濟に必然的なこの二原則を、具體化してゐるのである。

中央銀行の通貨製造、即ち銀行券發行に關しては、上述のやうな規定を存するに拘はらず、その性質職能に於て銀行券と少しの相違もない預金貨幣を製造供給してゐる普通銀行に對しては、その點、殆んど何等の制約も存せず、各銀行の自由に放任されてゐる。而して、かく自由に放任された普通銀行は、營利と自身の安全——而して、安全とは銀行に就ては常に支拂能力を有することである——を唯一の準則として、製造する預金貨幣の量、その貸付方

向等を決定してゐる。

(一)

前節に述べた如く、資本主義經濟組織に於ける貨幣の供給者は、大體、國家、發券銀行、預金貨幣製造銀行の三者である。然らばこれら三つの貨幣供給者就中央發券銀行と普通銀行は、互に緊密な連絡を保つて、一齊に行動してゐるのであらうか。それとも、極めて弛緩な連絡の下に、云はゞ前に述べた準則の範圍内で各自が勝手に行動してゐるのであらうか。諸國の現状は、寧ろ後の傾向を示してゐると云ひうる。さうしてそれは、資本金、積立金、無準備發行額、低利或は無利子の政府預金からなる中央銀行の實力を以つてしては、最早充分に金融市場を支配しえなくなつたことに基く。反面から云へば、資本金、積立金、預金共に少く、又未だ大規模に預金貨幣製造を行ひえず、平時に在つても運用資金を中央銀行に仰ぎ、従つて中央銀行の統制に服してゐた普通銀行が、資本金、積立金は中央銀行以上に出で、更に預金並に

預金貨幣製造能力の擴大によつて、その資金が豊富となり、最早平素の運用資金調達を、中央銀行に依頼する必要がなくなると共に、漸く中央銀行の統制から離れ始めたことに、原因するのである。この間の推移は嘗ては常に有効に市場歩合を支配してゐた中央銀行公定歩合が、今や恐慌の際を除いては、その支配力を失ひ、寧ろ市場歩合に追隨してゐる事實にも、よく現はれてゐる。

信用統制の主張者は、何等かの手段——例へば普通銀行をして、その預り金に對する一定割合の準備金を中央銀行に預け入れさせること、中央銀行に普通銀行を検査し監督する権能を附與すること等——によつて、再び中央銀行を金融市場の中樞にをき、その指揮のまゝに金融業者をして、一齊に行動させようとするのである。即ち、かくして普通銀行の預金運用、預金貨幣製造に一定の方向と限度とを與へようとするのである。

預金運用、預金貨幣製造に際して、普通銀行が營利の原則に支配されると共に、安全の原則を守ることはさきに述べた通りである。而して、この安全

とは、要するに、一定率以上の準備金を用意してゐることに他ならぬ。然るに、中央銀行の銀行券は、この準備金中の重要部分を占めてゐる。故に中央銀行が普通銀行の預金運用、預金貨幣製造行爲を、充分に統制するためには、その基礎となつてゐる銀行券の數量を、自由に増減しえねばならぬ——少くともその場合に、よりよく普通銀行を統制しうるとの結論が生ずる。

然るに、諸金本位國の發券制度は一定率の金準備を命じ、又金の提供者に一定割合で銀行券を交付し、反對に銀行券の提出者に同割合で金を授與する義務を、發券銀行に課してゐるから、この一國通貨の重要部分を構成し、且つ他の主要通貨たる預金貨幣製造の基礎となつてゐる銀行券數量の増減は、一個の天産物にすぎない、金の生産高、その流入に左右され、發券銀行自らは如何ともし難い不合理な状態にある。

かゝる論理を運んで、信用統制の主張者は、貨幣制度中に於て金の演じてゐる役割を不當とし、寧ろ金と貨幣制度との從來の結合を、一舉に又完全に切斷することを強調する。特に戦争が勃發して、金本位制度が現存制度た

るの強みを失ひ、戦後の金本位復歸も亦、至難に見えた時、この主張は相當の支持者を見出した。

之を要するに、現在の貨幣信用制度に對する改革論としての信用統制論は、二つの主張をもつてゐる。何等かの手段に懇へて、中央銀行と普通銀行の關係を密接にし、後者をして前者の指揮の下に一律に進退せしめようとするのが、その一つである。而して、その手段として、往々推奨される手本は、アメリカの聯邦準備制度である。

他の一つは、金本位排斥である。然しながらこの主張は、信用統制論者の凡てに通ずるものでないことを注意せねばならぬ。これ金本位を却ける信用統制論者が描いてゐる、自動のまゝに放任された金本位の外に、多分に統制管理の要素が加つた金本位も亦考へうるからであらう。

(二)

かゝる信用統制の主張は、如何なる思想によつて支へられてゐるか。私

は、その内には二つの異なつた精神が宿つてゐると思ふ。さうしてそれは、この考へが一部の金融資本家の唱道する所であると共に、社會主義的、社會政策的傾向の人々からも、主張されてゐることに徴して、既に明かである。

さて前者は、かくの如く金融資本家が強固に聯合し、又從來のまゝでは既に機能の衰退してしまつた中央銀行を、新たな道に回復させて、それを利用することによつて、自己の利益と安全を増大すると共に、産業に對する金融資本の覇業を益々確立しようとするのである。故に、その思想傾向は、産業界に於て、或は縦斷的或は横斷的のトラストやカルテルを作り、これによつて自己の地位を安全にし、又より多くの利益獲得に努力すると、正に軌を一つにしてゐる。

之に反し社會主義、社會政策家の主張としての信用統制は、凡ての金融業者と金融資本とを中央銀行の指揮下にをき、然る後中央銀行を通じて金融資本の方面から、社會政策的効果をあげようとするにある。一例をあげると、彼等は好景氣——恐慌——不景氣の轉回過程に生ずる凡ての不都合なこと

—例へば労働者側からの賃銀値上、資本家側からの賃銀引下に端を發する労働爭議、失業、經濟資源の浪費、技術的に見て優秀な企業が、偶金融の援助がないために倒れ、然らざる企業が金融の援助あるために繼續する如きことを、この信用統制によつて除去しようとする。或は又、苟も利益をあげうる企業ならば、その性質の如何を問はず、金融の援助が與へられて勃興し、之に反し利益をあげうる見込がなければ、その企業が所謂社會的に見て、如何て必要であつても、融通の起らない現状をこの信用統制によつて改革し、凡て企業に對する信用設定は、所謂社會的必要を標準として決定させようとする。されば、この種の考を徹底させると、金融の方面から今日の無計畫的な經濟を、一種の計畫經濟——Planwirtschaft——に改め、社會主義の描く社會に於ては中央部のなす凡ての活動を金融界の中心たる中央銀行に一任して實行に當らせようと云ふことに、歸着する。然し、信用統制が果してこの徹底した主張を、滿しうるであらうか。斷然否と答へなければならぬ。なせならば、そのことが可能であるためには、中央銀行が凡ての企業の極めて微細

なる計畫状態に精通し、更に進んで國民經濟内の個々の事柄までも知悉し、且つそれらに干渉を加へえなければならぬからである。而してそれは、私有財産、私企業、營利等が認められてゐる現在の組織に於ては、到底不可能だからである。今日金融は極めて威大なる力を持つてゐる。然し乍ら、その力はどこまでも現在經濟組織の原則に従つて、把持されてゐる力である。然らば、この現在制度の下に於て、始めて今日の力をえてゐる金融に、それが立つてゐる基礎即ち現在組織を打破せよと要求するのは、無理ではなからうか。

ともあれ、社會主義的、社會政策的傾向の信用統制は、實は信用統制ではなく、經濟社會自體の統制である。而して、信用統制はこの經濟統制を行ふために偶擇ばれた一手段にすぎぬ。これに反し、一部金融資本家の信用統制は、それ自體が目的であり、そのために國民經濟が統制され管理される。

外形上殆んど區別のつかない信用統制主張の内には、かくの如く異なつた二つの精神が流れてゐる。

(四)

信用統制の主張者は一樣に、その信用統制の具體的にして一般的な目標として、貨幣價値の安定とその反面である經濟の安定を掲げてゐる。これ、好景氣から不景氣に移る轉回期に生ずる恐慌によつて、動もすればその地位を脅かされがちな金融業者が、經濟界の安定とその反面である貨幣價値の安定を希望するは勿論のこと、社會政策的信用統制の主張者が除去しようとする勞働爭議、失業、技術上優秀なる企業の没落、天然資源の濫費等は、凡て貨幣價値の變動、經濟の波亂から發生するからである。故に、この目標は一應まことに尤と思はれる。然しながら、他方では、かゝる目標定立には、今日の經濟社會に於て、貨幣價値の變動、就中その低落が營んでゐる機能に對する觀察が、缺けてゐるとの批評が存する。それを、最も明瞭に説明してゐるのは、シユムペーターである。私は主として彼の所論を參照しつゝ、しばらく、かゝる批評の内容を展開しよう。

進歩もなく又退歩もなく、全く靜止状態にある經濟社會に流通してゐる貨幣は、その社會に存在する商品等に對する一般的購買力たると共に、勞力、地力、商品何れかの形に於てなされた前行給付によつてのみ獲得される。換言すれば、商品等に對する一般的債權——法律上の意味ではない——であつて、同時に既になされた貢獻、寄與の證明書である。而して、今日の經濟組織に於ては、不景氣の時代が最もこの靜止經濟状態に近い。

然らば、この不景氣は如何なる過程を経て、好景氣に移り行くか。それは銀行が全然新たに預金貨幣を創造し、これを企業家に貸與する所に端を發する(預金貨幣の製造は、銀行が企業家に貸與した金額をその預金に振替へ而してこの預金に對して小切手を振り出させる仕組によつて行はれる)。かく全然新たに作られた預金貨幣は、商品、勞力等に對する一般的購買力たる點に於ては、靜止經濟に流通してゐる貨幣と、少しも違はないが、過去になされた寄與貢獻の證書でない點を異にする。故に、銀行の預金貨幣創造行為は、企業家が將來なす所の寄與を、豫め貨幣化するのである。

かゝる預金貨幣を手にした企業家は、最初の目的通り、これを以つて、企業の遂行に必要な商品、地力、勞力等を購ふ。これが不景氣から好景氣への推移即ち經濟發展の第二段である。

その際商品の存在量供給量には、少しの増減もなく、單にこれに對する指圖權のみが増加されたのであるから、こゝに、云はゞ貨幣の水割——Watering——を生じ、貨幣價值の低落即ち物價騰貴を惹起する。而して、物價が騰貴すれば、その程度に應じて直ちに貨幣所得を増加しえなかつた人々の實際所得はそれだけ縮少し、又それだけが預金貨幣を手にした企業家に歸する。そこで初めて商品、地力、勞力等の新たな結合が可能となり、國民經濟全體の生産過程擴張が可能となる。かゝる現象が、大量的に特に投機に刺戟されて累積的に現はれる時が好景氣の時代である。

好景氣と共に計畫された企業は、徐々に實を結び、その結果は商品供給量の増加となつて現はれる。さうして、企業家の獲得する利潤を考へると、その増加した商品の總價格は、増大した預金貨幣の額よりは大きいのが普通

である。のみならず、さきに銀行から借り入れた信用の一部分が、返済されて預金貨幣の收縮も生ずる。この財貨供給量の増加と預金貨幣の減少とは相俟つて、必然的に物價低落即ち貨幣價值騰貴を促し、こゝに基礎薄弱な企業——と云ふのは今日では技術的に薄弱の意味ではなく、寧ろ金融的援助の弱い企業の意味である——の整理が始まる。さうして、それによつて一旦膨脹した國民經濟の生産過程は再び收縮するけれども、以前に比較すると一段發展した段階に落付く。好景氣の後にくるこの整理時代を指して不景氣と云ふ。

かくの如く、今日の經濟發展は、預金貨幣の創造——それによつて惹起される貨幣價值の低下即ち物價騰貴——貨幣所得増加が物價のそれに後れた人々の實際所得の減少（云はゞ強制的節約の過程を辿つて、進行してゐる。然らば、貨幣價值の低落は、經濟發展の力強い槓杆であり、これを單に今日の金融組織に存する缺陷から發生するものと輕々しく考へてはならぬ。寧ろ經濟組織そのものと有機的に結合した機能を營んでゐると解せねばなら

ぬ。固より、かゝる發展の仕方よりは、規律ある社會主義社會に於ける中央部の規制が、同じことを遙かによく達成しうるであらう。然しながら、私有財産制度、私企業が認められ、又私人の所得とその消費とが全然私人の任意である今日の經濟組織にあつては、たとへ浪費的とは云へこの方法が最も有效な、最も磨擦の少い、又最も費用のかゝらぬ經濟發展方法であらう。従つて貨幣價値の變動、それが有する國民經濟的機能が、突然なくなれば、經濟的發展は今日よりも極めて遅々たるものとなるであらう。又從來さうであつたならば、既に今日の域まで達してゐなかつたであらう。かく考へてシユムペーターは、景氣の交替に基く物價水準の變動は、疑もなくこれを避けうる。相當な信用政策的手段によつて、物價水準の變動をさけることが、技術上可能であることを否定しはしない。唯、近代國民經濟内の他の澤山のことが、未だ改革されず、特に私人の企劃利己心の仕組を廢しえない限り、物價水準の變動防止が、云ふまでもなく利益であると云ふことを否定するのである。即ち、物價水準の安定が、實際上最も重要なこの種の物價變動に

比して、比較するまでもなく優つてゐると云ふことを、否定するのである¹⁾と結んでゐる。

こゝに至つて問題は、今日の經濟組織を以つて到達しうる最高の發達程度へ行くのに、波亂の少い、然しながら極めて遅々とした行き方をするのがよいか、それとも大きなさうして浪費的なデツクザツクをなして、然しながら極めて早い速度で、進むのがよいかと云ふことになるわけである。確かに信用統制の主張者に、提出された問題である。特に貨幣價値の安定を保ちつゝ、今迄と同じ程度に、しかも經濟資源の浪費を伴はずに經濟發展が可能であると思へてゐる信用統制論者の、必ず一考せねばならぬ課題であると思ふ。

1) Schumpeter. Kreditkontrolle. Archiv fuer Sozialwissenschaft und Sozialpolitik. 54 Bd. 2 Heft.. S 319

2) 例へば Bellerby. Monetary Stability.

第八篇
リカアド才地金高價論

一 序 言

千七百九十七年二月廿六日、當時の英蘭銀行は政府の許可をえて、その發行にかゝる銀行券の金兌換を停止し、ついで同年五月三日議會の追認を経た。そのこゝに至つたのは、千七百九十三年以來對佛戰爭に従事してゐる自國の出征軍隊の維持、並に對佛同盟國救援の費用として、既に巨額の金が海外へ流出し、若し將來戰爭が永引くならば、財政上の必要に基づいて早晩兌換停止を見るべき状態に立ち至つてゐた所へ、この年に至り、國內に恐慌が起つて、地方銀行が頻りに兌換準備増加に努め、これがために、又莫大の金が英蘭銀行の金庫から地方へ流出したからである。¹⁾而して、この時から、再び正貨兌換が恢復された千八百廿一年五月迄を、一般に Bank restriction の時代と呼び、英國の金融史上、最も注意すべき時代の一となつてゐる。特に最近には、歐洲大戰開始以後の貨幣金融現象と比較研究され、益々その重要性を認められてゐる。²⁾

1) Bouniatian. Geschichte der Handelskrisen in England. S. 173—186
2) Diehl. Ueber Fragen des Geldwesens und der Valuta. S. 8—37
Hawtrey. Currency and Credit pp. 262—285
Cannan. The Paper Pound of 1797—1821
Acworth, Financial Reconstruction in England 1815—1822

さて、この期間に生じた貨幣金融に關する現象で、是非注意を要するのは、物價騰貴、爲替相場の不利、金地金の騰貴、不換英蘭銀行券増發の四つであらう。

當時の物價状態に就ては、これを詳細に研究したツークによるのが、最も適當であるけれども、彼は未だ物價指數を作成するに至らず、單に商品價格を列擧するに止まる。然るに、チェヴォンス¹⁾は、このツークの價格表から、金屬鐵木材、油、染料、綿、纖維品、穀類、小麥、飼草、熱帶性食料、東洋生産品等、四十種の重要商品價格を擇び、ある商品は一年の平均價格、大抵は三月中の最高最低の平均價格、これに幾何平均を施して、一つの物價指數を作り上げてゐる。私は左に、この指數とシルバリング教授のそれとを、並記しよう。

註	金物價	紙幣物價
	100	
	99	
	98	
	117	
	125	
	110	
	118	
	130	
	141	
	140	153
	110	119
	125	128
	119	122
	132	136
	130	133
	129	132
	145	149
	157	161
	142	164
	136	147
	121	148
	115	149
	114	153
	109	132
	91	109
	117	120
	132	135
	112	117
	103	106

1) Jevons. Investigatigns in Currency and Finance. pp. 119—150.
 1) Silberling. British Prices. pp. 250. 232—33 (Acworth. op. cit., p. 141)

年		年
1790	100	1782
1807	152	1793
1808	166	1794
1809	176	1795
1810	176	1796
1811	158	1797
1812	163	1798
1813	185	1799
1814	198	1800
1815	166	1801
1816	135	1802
1817	143	1803
1818	150	1804
1819	136	1805
1820	124	1806
1821	117	1807
1822	114	1808
1823	113	1809
		1810
		1811
		1812
		1813
		1814
		1815
		1816
		1817
		1818
		1819
		1820

註、當時は不換紙幣が行はれ、諸商品は不換紙幣に對して賣買されてゐたのであるから、現實の價格としては、紙幣相場のみが存在してゐたわけである。故にこの欄の數字は、紙幣相場を金紙間の開で換算した、極めて人爲的な數字にすぎない。

次に、その頃英國の最も重要な對外爲替は、ハンブルグ、リスボン、パリ宛等のものであつた。さうして、千七百九十七年以前は、大體に於て、英國に有利であつたが、兌換停止法の發布以來、これらの爲替相場も、左表に示す如き推移を辿つた。(この表は、ホートレーが、Appendices to the Reports of the Lords and Commons Committees on the Resumption of Cash Payments in 1819 に基いて作成した

1) Hawtrey. Currency and Credit. p. 276

のである。最終欄の金銀比價は、ゾートベアーより轉載したもの。而してこれによつて、英國對ハンブルグの如き、金貨國對銀貨國の爲替相場變動に對して、金銀比價の高低が、幾何影響したかを計算しえよう。第二欄パリ宛相場の欠けてゐるのは、戦争のため相場が建たなかつたからである。

年	パリ宛爲替百分比	ハンブルグ宛爲替	ハンブルグに於ける全價銀比
1797	—	68	15.41
1798	—	95	15.56
1799	—	103	15.74
1800	—	113	15.68
1801	—	113	15.46
1802	105.7	109	15.26
1803	102.9	105	15.41
1804	100.1	101	15.41
1805	98.8	103	15.79
1806	103.0	105	15.52
1807	103.5	104	15.43
1808	108.4	106	16.08
1809	123.3	121	15.96
1810	121.6	120	15.77
1811	139.1	144	15.53
1812	131.2	128	16.11
1813	128.6	130	16.25
1814	116.4	119	15.04
1815	115.6	114	15.27
1816	99.6	100	15.28
1817	102.0	102	15.11
1818	104.3	105	15.35

爲替相場の逆勢と共に、金地金の騰貴は、最も明瞭な動かすべからざる事實であり、それだけ當時の騒がしい論議の中心問題となつた。その騰貴の

趨勢を示すために、デヴィオンス並にホートレートの數字を掲げよう。

Jevons 1)

年	金 價	金 價 百分比	銀 價 百分比
1798	3 ⁷ 17 ¹⁰ 10 ¹ 片	100	100
1799	—	—	103
1800	—	—	101
1801	4 5 0	109	115
1802	4 4 0	108	119
1803	4 0 0	103	108
1804	—	—	105
1805	—	—	109
1806	—	—	108
1807	—	—	106
1808	—	—	105
1809	—	—	105
1810	4 10 0	119	111
1811	4 4 6	109	118
1812	4 15 6	123	122
1813	5 1 0	130	133
1814	5 4 0	134	123
1815	4 13 6	120	105
1816	4 13 6	120	94
1817	4 0 0	103	91
1818	4 0 0	103	97
1819	4 1 6	105	99
1820	3 19 11	103	93
1821	3 17 10 ¹ 2	100	91

Hawtrey 2)

金價—オン ス三磅十七 志十片半ヲ 100とす	銀貨—オン ス60.8片ヲ 100とす
100.0	102.6
100.0	100.1
—	106.7
107.0	113.5
109.0	117.3
—	113.7
—	111.9
103.0	108.3
103.0	107.4
—	110.5
—	110.2
—	107.1
—	110.4
—	113.9
123.6	120.7
130.2	126.5
136.4	136.7
124.4	124.3
118.7	117.5
102.9	100.9
102.2	104.3
104.6	106.5

1) Jevons. op. cit., p. 139
 1) Hawtrey. op. cit. p. 276 (同じく Appendices to The Reports of Lords and Commons Committees on the Resumption of Cash Payments in 1919 による)

年
1797
1798
1799
1800
1801
1802
1803
1804
1805
1806
1807
1808
1809
1810
1811
1812
1813
1814
1815
1816
1817
1818

右の表に於て、ホートレーは千八百六年乃至十年(デヴォンスは千八百四年乃至九年)に互つて、金價の數字を示してゐない。この期間は金の相場建が断續的で、その平均價格には、信頼し難いからである。然しながら、金價に十五パーセント二十パーセントと云ふ著しい騰貴を見はじめたのは、千八百九年の初頃からであつた。

兌換停止以後の英蘭銀行券數量増加も亦、甚だしく時人の注意を惹いた事項の一つである。その流通數量の變動並に當時の英蘭銀行の内容即ちそれが如何程まで政府財政の機關と化したか、又地金保有高が如何に増減したか等は、次の表によつて大體判明するであらう。

政府証券	その他証券
9.9	3.1
10.7	3.2
9.5	6.5
10.4	4.4
10.0	4.6
8.9	3.6
13.2	3.6
13.3	3.7
13.0	4.2
10.9	6.2
11.7	5.1
8.8	9.5
11.2	5.6
10.9	6.4
11.5	5.5
9.5	7.5
14.0	7.4
13.6	8.6
16.0	10.5
1.9	10.3
14.2	7.8
13.5	13.6
9.4	14.5
13.3	13.6
14.7	12.3
15.0	10.8
16.9	11.8
11.4	16.4
14.8	11.8
14.2	15.3
13.5	14.0
13.4	16.5
14.1	13.2
15.0	14.3
14.7	14.4
16.3	18.1
14.3	21.1
17.2	23.8
17.2	19.9
21.9	15.2
22.1	15.9
21.2	17.0
23.0	12.9
25.6	14.5
23.6	18.4
25.0	13.4
27.5	17.0
24.2	20.7
19.4	24.0
26.1	11.2
25.5	8.7
27.1	5.5
26.9	4.0
27.3	5.1
22.4	9.1
25.4	6.3
21.7	4.5
19.3	4.7
16.0	4.8
15.8	2.7

1) この表は 1831—1832 年の Bank-Charter Committee's Report, Appendix No. 5 による (Cannan, op. cit.,)

年 月	流通銀行券(單位百萬磅)	預金	積立金	總貸及 び地金
1792	11.3	5.5	2.7	6.5
1793	11.0	5.5	2.7	5.4
1794	11.9	5.3	2.8	4.0
1795	10.9	6.4	2.8	5.3
1796	10.7	7.5	2.9	7.8
1797	10.3	5.9	3.0	6.1
1798	14.0	6.0	2.9	6.1
1799	10.9	8.2	3.1	5.5
1800	10.7	5.7	3.2	5.1
1801	9.2	4.9	3.2	5.1
1802	9.7	7.8	3.5	4.8
1803	11.1	6.1	3.4	5.5
1804	13.1	8.3	3.4	6.8
1805	12.2	8.1	3.5	7.0
1806	13.0	7.6	2.9	7.1
1807	13.4	7.1	3.7	6.2
1808	16.3	8.3	3.9	5.6
1809	15.0	8.3	4.1	4.3
1810	16.2	10.7	4.9	4.9
1811	14.6	8.1	4.9	4.2
1812	15.2	6.9	4.1	4.9
1813	17.4	4.7	4.2	3.8
1814	15.3	8.1	4.3	3.6
1815	16.0	9.8	4.7	3.4
1816	17.1	8.7	4.6	3.9
1817	17.2	9.7	5.8	5.9
1818	17.9	12.1	4.6	5.8
1819	16.4	14.0	5.0	7.0
1820	17.7	10.0	4.9	6.2
1821	21.0	9.6	5.0	6.1
1822	17.0	11.8	4.8	6.5
1823	19.7	11.8	5.0	6.9
1824	18.2	12.0	5.1	7.0
1825	17.1	13.0	5.1	6.5
1826	18.5	10.0	5.1	4.7
1827	19.6	12.3	5.3	3.5
1828	21.0	12.5	5.4	3.2
1829	24.8	13.6	5.8	3.4
1830	23.4	11.4	5.7	3.2
1831	23.3	11.1	6.0	3.0
1832	23.4	11.6	6.0	3.1
1833	23.0	11.8	6.4	3.9
1834	23.2	11.3	6.3	2.7
1835	24.8	11.2	6.8	2.2
1836	24.8	12.5	6.9	2.1
1837	28.4	14.8	7.2	2.0
1838	27.3	11.7	7.6	2.4
1839	27.2	12.7	8.3	3.6
1840	27.0	12.4	8.6	4.6
1841	26.8	11.9	6.2	7.7
1842	27.4	10.8	5.7	9.7
1843	20.5	9.1	5.6	11.2
1844	27.8	8.0	5.2	10.1
1845	26.2	7.9	4.6	6.4
1846	25.1	6.4	4.1	4.2
1847	25.3	6.3	3.8	3.6
1848	23.5	4.1	3.5	4.9
1849	24.3	4.4	3.3	8.2
1850	23.9	5.6	3.2	3.2
1851	20.3	5.8	3.6	11.2

即ち右表の第二欄は、英蘭銀行券平均流通高の推移を示す。然し、これによつて直に、英國の通貨全體の變動を指示するものと、速断してはならぬ。それを知るためには、英蘭銀行券以外の各種通貨の増減を考慮せねばならぬ。而して、固より正確なる數字を掲げることが出来ないが、英蘭銀行券の激増並に之と略歩調を共にした地方銀行券の膨脹は、金貨、銀貨流通高の減少を償つて、尙英國の通貨全體を、可なり著しく増加させたことであらう。第六欄の政府証券とは、要するに、政府が英蘭銀行に對して有する債務證に他ならぬ。故に政府証券保有高の増加は、政府が戦費調達のために、英蘭銀

行を利用した程度を、如實に示してゐるのである。

かくの如く、物價、爲替相場、金地金共に、銀行券兌換停止法以來、騰貴の大勢にあつたけれども、その特に著しくなつたのは、千八百九年以後である。ここに於て、この年に至つて、その原因が何處に有するやに就て、世人の注意が著しく嵩まり、學者實際政治家等の間に劇しい論争——かの有名な Bullion Controversy を生じた。而して、リカアドオが、この時事問題に参加したのは、千八百九年八月廿九日 Morning Chronicle に寄せた Price of Gold なる論文に始まる。所が之に對しては多くの反駁論が現はれ、就中 Hutches Trower は、リカアドオが金地金の高價の原因を銀行券の發行過剰に歸したに反對し、自らはその原因を、(一)フランスのアッシニア紙幣のために、紙幣が一般に不信用となつたこと、(二)戦争に従事してゐる諸國民の貧窮と金に對する需要増加とに求め、又通貨が過剰であるか否かは、利子歩合の高低を標準として、判定すべきであると主張した¹⁾。これに對しリカアドオは、再びモーニングクロニクル紙上に一論文を寄せて答へ、更に Trower が「銀が唯一の價値尺度で

1) Bonar and Hollander. Letters of Ricardo to Trower. Introduction p. VI—VII

あり、英蘭銀行券はこの銀を代表してゐると述べるに及んで、三度論文を發表して、これを駁した。同年十一月廿三日のことである。千八百十年彼の生涯に於て始めて出版された小冊子 The High Price of Bullion a Proof of the Depreciation of Bank Notes は、以上三論文の主旨を、一層系統的に敘述したものである。而して、この小冊子は、量に於ては極めて貧弱であるが、實に Bullion Controversy 中の白眉であり、又時事問題に刺戟されて出來上つた云はゞ時論であるけれども、その中には、兩本位反對論、金本位成立の説明、貴金屬の國際間に於ける分配論、外國爲替論、貨幣數量説、通貨膨脹の金利に及ぼす影響、通貨膨脹の弊害、金解禁論、その他凡ゆる貨幣問題に就て、示唆する所が非常に多い。これを貨幣理論上の一クラシックと呼んでも決して過言ではない。されば、私は左にその翻譯を試みよう。

地金の高價

——銀行券減價の一證左——

第一節

世界の商品を流通させるために用ゐられる貴金屬は、銀行の未だ設立されるに至らなかつた時代には、地球上の文明諸國民の間に、彼等の商業と富の程度、従つて彼等のなさねばならなかつた支拂の數と度數とを標準として、一定の比率で分配されてゐたものと、最も秀れた經濟學者等は考へてきた。さうして、かくの如く分配されてゐる限り、貴金屬は何處に於ても同じ價値を保ち、又各國は現に使用してゐるだけの貴金屬の分量に對して、同じ程度の必要さを感じたから、それを輸入し或は輸出するに至らしめる如き誘因は、何處にも出現しえなかつた。

金及び銀は、他の商品と同じく、その稀少の程度、それを獲得するため、投せられた勞働量、それを生産する鑛山で用ゐられてゐる資本の價値等に基く所の、従つて決して氣まぐれではない所の固有價値を有する。

「効用、優美、稀少等の性質が、これら金屬の高價なること、換言すれば、何處に

於ても他商品の多量と交換されうることの根源をなしてゐる。而して、この價値はこれらの金屬が鑄貨として用ゐられる以前から、又用ゐられることとは獨立して存在し、實にこれらの金屬を鑄貨として使用するに適はしいものとならしめた性質であつた」と博士スミスは述べてゐる。

貨幣として使用される世界の金銀の分量が、極めて少量でも、或は非常に豊富でも、そのこと自體は、金銀が諸國民の間に分配される比率に些の影響をも及ぼさないであらう。否、それは單に金銀と交換される諸商品を比較的、高價ならしめ或は廉價ならしめるにすぎないであらう。

比較的少量の貨幣も、比較的少量の貨幣と同じ程度に流通媒介要具たる職能を果しうるであらう。即ち流通の媒介と云ふ目的に對しては、千萬の貨幣は一億の貨幣と効力を同じくするであらう。博士スミスは「貴金屬を最も豊富に藏してゐる鑛山でも、それが世界の富を増加する所は些細なものであらう。なせなら、主として稀少なるが故に價値を有してゐるやうな生産物にあつては、豊富となることによつて必然その價値が低下するから

と述べてゐる。

富の進歩に於て、一國民が他の國民よりも早く發達するならば、その國民は世界の貨幣の内から、これまでよりはより多くの部分を要求し、又獲得するであらう。即ち、その國民の商業、商品、及び支拂は増加し、而して世界の總通貨は、この新たな比率に基いて分配されるに至るであらう。従つて、他の凡ての國々は、この實力を伴つた需要に對して、各自の頭割を提供するであらう。

同じやうに、若しある國民がその富の一部分を費消し、その取引の一部分を失へば、その國民は最早以前に所有してゐたと同分量の流通媒介器具を保持しえないであらう。即ち、流通媒介器具の一部分は輸出せられて、他の國民の間に分配され、當然の比率が再び實現されるに至つて止まるであらう。

諸國間の相對的地位が、不變のままで繼續する限り、相互間の商業は活潑殷盛となつても、各國の輸出と輸入は全體としては釣合ふであらう。例へ

ば、イギリスはフランスへ輸出するよりも多くの財貨をフランスから輸入するに至るかもしれない。然しその場合にはイギリスは他の何れかの國へより多く輸出し、フランスはその國からより多く輸入するに至り、かくて凡ての國の輸出と輸入は相互に釣合ふであらう。而して必要な支拂は爲替手形を以つて決済され、貨幣は凡ての國に於て同じ價值を有するが故に、少しも移動しないであらう。

第二節

若しこれらの國の何れかに於て、金鑛が發見されるならば、その國の通貨は、流通場裡にもち來される貴金屬の分量が増加する結果、その價值低下し、従つて最早他國の通貨と同じ價值をもたなくなるだらう。而して金や銀は、それが鑄貨となつてゐると又地金の形をしてゐるとを問はず、他の凡ての商品を支配してゐる法則に服従して、直ちに輸出向の品物となるであらう。即ち、安い國を後にして高い國に向ふであらう。さうして、この流出は

鑛山の産出が續く限り、又鑛山發見以前に、各國に於て資本と貨幣との間に存在してゐた比率が、再び恢復され、金銀が何處に於ても同一價值を實現するまで、繼續するであらう。かく輸出された金の代償として、商品が輸入されるだらう。而して、普通に貿易均衡と云はれてゐるものは、その貨幣或は地金を輸出してゐる國に對して、不利であらうけれども、その國は自分にとつて何等有要でないものを輸出し、その對價として自國の製造業の擴張或は富の増殖に用ゐうる商品を獲得するのであるから、明かに一種の最も有利な取引をなしてゐるのである。

何れかの國に於て鑛山が發見される代りに、例へば英蘭銀行の如く、流通媒介要具として銀行券を發行する力を具へた銀行が設立されるならば、さうして、商人への融通或は政府への貸付のために多額の銀行券が發行され、その結果通貨の總額が著しく増大するならば、鑛山の場合と同じ結果が生ずるであらう。即ち、流通媒介要具の價值は低下して、財貨はそれに比例して騰貴し、他國との間の均衡は、鑛貨の一部を輸出することによつて、初めて

恢復されるであらう。

従つて、銀行の設立及びそれに伴ふ所の紙券の發行は、鑛山の發見と同じく、地金或は鑛貨の輸出を促す作用を有し、而して又、この目的(輸出)が實現せられる點に於てのみ利益を齎す。それによつて、銀行は何等價值のない通貨を、極めて費用のかゝる通貨に代らしめ、さうして貴金屬(それは吾々の資本の非常に必要な一部であるけれども、何等収益をうまない)をして、収益を生む資本たらしめるのである。博士スミスは、銀行の設立に伴ふ利益を、街道や牧場を小麥畑にしてしまひ、その代り空中に通路を作ることによつてえられる利益に比してゐる。街道も鑛貨も非常に有要ではあるが、何れも収益を生じない。或は正貨が國を去るのを見て驚愕し、かく吾々をして正貨を手放さしめる如きは、不利益なる取引であると考へる人々があるかも知れない。現に、正貨輸出の禁止を規定する法律は、かゝる考へに基いてゐるのである。然し、少し考へると、正貨を外國へ輸出するのは、吾々がそれを撰擇するからであつて、決して必然的のものではないこと、及び餘分な商品

を他の生産的に利用しうる商品に替へることは、吾々にとつて非常に利益であることが判明するであらう。

第三節

正貨の輸出は、如何なる時に於ても、各個人の自由裁量に一任しておいて差支ない。それは、他の商品と同じく、輸出することが、その國にとつて有利でなければ、輸出されないであらう。而して、若し正貨を輸出することが有利であるならば、如何なる法律も充分にその輸出を妨止しえない。されば幸にも、この場合にも亦、自由競争の行はれてゐる商業界の多くの場合と同じく、個人の利益と社會の利益とは決して衝突しない。

一方に於ては、金地金の輸出を自由に許しながら、他方鑄貨の鑄潰し及び輸出を禁ずる法律を、嚴に施行することが、假りに可能であるとしても、そのことから、如何なる便益も生じないだらう。否、それは一オンスの未鑄造金をうる爲に、時には二オンス或はそれ以上の鑄造された金を支拂はねば

ならなくなる人々に、大なる打撃を與へることとなる。

かくて、その結果は他の凡ての商品價格を、金地金の價格と同じ割合に騰貴せしめ、吾國通貨の眞の減價を招來するであらう。而してこの場合、貨幣の所持者は、小麥の所有者が、若し所有の小麥を市價の半分以上に賣却することを禁ずる法律がでたならば、うける所の損害と同じやうな損害をうけるであらう。鑄貨の輸出を禁止する法律は、この傾向をもつ。然しながら、極めて容易に回避しうるからして、地金の形をした金は、鑄貨の形をとつた金と、常に殆んど同じ價値を保つてきた。

第四節

かくて、一國の通貨は、等量の貴金屬を標準として考察する限り、永きに互つて他國の通貨よりも遙かに高い價値を、もちえないことが明かである。又通貨の過剰と云つても、それは比較的の言葉にすぎぬこと、例へばイギリスの流通通貨は千萬であり、フランスのそれは五百萬、オランダは四百萬、等

々とすれば、この比率が保たれてゐさへすれば、各國の通貨が二倍になつても或は三倍になつても、どの國も通貨の過剰を感じないと云ふことが明かとなつた。斯る際には、通貨の増加のために、諸商品の價格は各地に於て騰貴するであらうが、貨幣の輸出などは、何れの國からも起らないであらう。然しながら、フランス、オランダ等の通貨は、以前と少しも變らないに拘はらず、イギリスのみが、その通貨を倍増することによつて、この比率が破られるならば、吾々は通貨の過剰を感じ、同じ理由で他の國々は通貨の缺乏を感じるであらう。さうして、吾々の過剰の一部分は、十、五、四等の比率が、再び成立するに至るまで、輸出されるであらう。

若し一オンスの金が、イギリスに於てよりも、フランスに於て、より多くの價值をもつならば、従つてフランスに於て、イギリス、フランス兩國に共通な商品を、より多く購入しうるならば、金はかゝる目的のために、直ちにイギリスを去るであらう。さうして吾々も、金はイギリス市場に存在する交換力をもつ商品中最も安價なものであるから、他の何物よりも先づ金を送り出

すことゝならう。蓋し、若し金がイギリスに於けるよりも、フランスに於て、より高いならば、財貨はフランスに於て、より安いわけであり、従つて、財貨は高い吾國市場から安いフランス市場に送られずして、反對に安いフランス市場から高い吾國市場に流れこみ、そこで吾國の金と交換されるに至るからである。

第五節

銀行券が要求次第正貨に引換へられる間は、英蘭銀行が繼續して銀行券を増發すれば、正貨はこの國に利益を齎しつゝ、輸出されるだらう。なせなら、かゝる場合には、銀行は銀行の存在しない場合に、流通してゐるであらう所の正貨の價值以上に、銀行券を發行しえないから。註

よし銀行が、この額を超過させようと試みても、その過剰部分は、直ちに正貨引換請求となつて、返されてくるであらう。蓋し、通貨はその試みのために價值を減じて、有利に輸出されうるに至り、これを内地の流通場裡に保つ

ておきえなくなるからである。既に説明した如く、斯る機構によつて、吾國の通貨は他國の通貨と、常に價值の均一を保たうと力めてゐるのである。さうして、この均一が達せられるや否や、正貨輸出から生ずる凡ゆる利益は消失する。然しながら、若し(英蘭)銀行が昨年一定量の流通媒介を必要としたから、今年も亦それと同量が必要ならば、その理由のもとに、或は何等か他の理由で、戻つてきた銀行券を、再び發行しつゞけるならば、さきに通貨過剰が鑄貨の輸出を促すに至つたその刺戟は、再び新たに起り、前と同じ結果を伴ふであらう。即ち金は再び需要せられ、爲替は不利となり、さうして地金の輸出は合法的であるが、鑄貨のそれは違法であるが故に、金地金は少しばかり造幣價格以上に上り、その間は鑄貨輸出の危険に對する適當なる補償に相當するであらう。

かくの如く、英蘭銀行が歸つてきた銀行券を流通場裡へ返すことを、強いて繼續すれば、その金庫中のギニー金貨は、一枚残らず引き出されてしまふかもしれない。

よし、金の貯の缺乏を補充するために、高くなつた價格で金地金を買ひ、これをギニーに鑄造さしても、それはこの場合の對策とはなりえないで、ギニーは依然として需要されるであらう。然し、今や輸出される代りに、鑄造され、地金として、高くなつた價格で英蘭銀行に賣り付けられるであらう。同じやうな場合に就て、博士スミスは、銀行のやり方は、この點に於ては、日中に織つた仕事は、夜中にときほどかかれたベネロープの織物に似たるものがある」と述べた。同じ考へが、ソントン氏によつても云ひ表はされてゐる。曰く、金庫中のギニーが毎日々々減つてゆくのに氣付けば、銀行は當然凡ゆる有効な又法外に費用のかゝらぬ方法によつて、それを補充しようとするに至る。彼等はある程度までは損をするやうな價格でも金を買入れ、これを新ギニーに鑄造するであらう。然し彼らは、このことを、多くの人々が鑄造されたものを私かに鑄潰してゐるその瞬間に、なさねばならぬであらう。即ち、一方が地金を買入れて鑄造する間に、他方はそれを鑄潰して賣却するのである。さうして、この二つの相反する仕事は、今や鑄潰されたギニーを

現實にハンブルグに輸出する爲めに行はれるのではなく、全然或は大部分ロンドンに局限され、さうして鑄造者と鑄潰者とは同じ所に住み、相互に不協の仕事と與へあふであらう」と。

氏は續けて云ふ、いま吾々が假定する如く、英蘭銀行が鑄潰者としての種の争を繼續するものとすれば、銀行は明かに極めて分の悪い争をしてゐることとなる。さうして、すぐにはまかされないうにしても、結局相手方よりも早く疲れてしまふであらう」と。

従つて、遂に英蘭銀行は、ギニーに對する需要を阻止するために、實行しうる唯一の對策を採用せねばならぬこととなるだらう。即ち、残存紙幣の價值が金地金の價值に、従つて他國の通貨の價值に等しくなるまで、その銀行券の一部を流通場裡から回収するであらう。さうなると、金地金の輸出から生ずる凡ての利益は消失し、銀行券をギニーに引換へるに至る誘因もなくなるだらう。

註 嚴密に云ふならば、寧ろこの數量以上に及ぶであらう。何となれば銀行が

世界の通貨を増加させる場合には、イギリスもその増加數量の内、自分の分前を保有するだらうから。

第六節

かく問題を解すると、財貨と交換に貨幣を輸出せしめるに至る誘因、或は所謂不利なる貿易均衡は、通貨過剰以外の如何なる原因からも、決して生じえないことが明かである。然し、極めて詳細にこの問題を考察したソーントン氏は、この國にとつて非常に不利な貿易均衡は、不作のために小麥が輸入せられ、しかも吾々が小麥輸入代金を負債してゐる國が、その對價を吾々の財貨で受取ること欲しないことから生じうる、さうなると外國から借りてゐる殘高は、鑄貨からなつてゐる吾々の通貨の一部分を以つて、支拂はねばならぬこととなり、従つて金地金に對する需要が起り、その價格が騰貴する、と考へてゐる。英蘭銀行は、正貨の輸出によつて生じた空隙、自己の銀行券で填めることによつて、商人に莫大なる融通を與へるものと、彼は

考へてゐるのである。

ソーントン氏は論文の諸所に於て、金地金の価格は金貨で見積られること、又金貨を鑄潰して輸出することを禁ずる法律は容易に回避しうることを述べてゐるから、金地金に對する需要は、それが如何なる原因から生ずるにしても、金地金の貨幣価格を騰貴させえないとの結論が生ずる。この推論の誤謬は、金の價値の増加と、金の貨幣價格の増大とを區別しないことに基く。

小麥に對する需要が非常に多いと、その貨幣價格は騰貴するであらう。なせなら、小麥を貨幣と比較することは、實は小麥と他の商品とを比較してゐることであるから。それと同じ理由で、金に對する需要が非常に多い時には、金の小麥で表はした價格は上るであらう。然し、どの場合にも一ブツシエルの小麥の價値は、依然として一ブツシエルであり、一オンスの金の價値は依然として一オンスの金の價値に止まり、決してそれ以上ではない。地金の價格が金貨で云ひ表はされる限り、地金に對する需要はどうであら

うと、地金は鑄造された一オンスの金、即ち三磅十七志十斤半以上の價値でありえない。

若しこの議論で不充分と云ふなら、こゝに假定するやうな通貨の空隙は、紙幣通貨を破棄し或は制限することによつてのみ惹起されること、而してその際には、この空隙は、流通媒介器具が減少してその價値が増加し、金地金は必ずこの有利な市場に惹き寄せられるから、金地金の輸入によつて直ちに塞がれるであらうと私は主張したい。小麥が如何に稀少でも、貨幣の輸出はそれが追々と少くなることによつて、制限されるであらう。貨幣は非常に一般から需要せられ——又現今の文明状態に於ては、商業取引に不可缺であるから、度を超えて輸出することはできない。敵が吾國の凡ての貿易を禁壓しようとするやうな戦時に於ても、追々と稀少となることによつて増進する貨幣の價値は、通貨に空隙を生ずるほど輸出されることを妨げるであらう。

ソーントン氏は、何故外國がその小麥の對價として、吾々の財貨を取受る

ことを欲しないかを説明しなかつた。又彼は、若しかやうに財貨を欲しない場合には、吾々は唯々として鑄貨を手放するものだと云ふ所以を明かにする必要があらう。

吾々が財貨と交換に鑄貨を與へることを承諾しても、それは撰擇の上のことであつて、無理に強ひられるからではない。吾々が過剰な通貨を有し、従つて通貨が輸出の一部分を形成しうる場合でなければ、決して輸出するより以上の財貨を輸入しない。鑄貨を輸出するのは、それが安くつくからであり、又その輸出は、不利なる貿易均衡の結果ではなく、原因である。鑄貨の送り先が、吾々の市場よりも、よりよい市場でないならば、或は鑄貨よりも、より有利に輸出しうる何等かの商品が存するならば、吾々は鑄貨を輸出しないであらう。鑄貨輸出は、過剰なる通貨に對する有益なる救治方法である。又私は、過剰と云ひ過多と云ふも、比較的の言葉であると云ふことの説明を、既に試みたから、外國に於ける通貨需要は、通貨を輸入するその國に於て、通貨が比較的に缺亡し、従つて、優越した價值をもつことからのみ發生す

るとの結論が生ずる。

かくて、鑄貨輸出の問題は、全く利害の問題に歸着する。故に、イギリスへ小麥を例へば百萬磅だけ賣却した人は、若しイギリスで百萬磅する商品を買入れ、これを外國に賣れば、百萬磅貨幣で取り寄せるよりも、より以上になるならば、財貨の方を選ぶであらう。反對の場合には、貨幣を需要するであらう。

外國人が小麥の對價として、金を受取らうと欲するのは、一つに、自國並にイギリス市場に於ける、金及び他商品の價值を比較してみ、金がイギリス市場に於て、自國よりは安いからである。若し吾々が通貨の數量を減少すれば、その價值が増加する。而して、この價值増加は、彼等外國人をして撰擇を變更させ、商品を選ばせるに至るであらう。若し、私がハンブルグに百磅の負債を有するとすれば、私は必ずそれを支拂ふ最も安い方法を見出さうとするであらう。その際貨幣を送るとすれば、その輸送に伴ふ失費を五磅と假定して、負債を支拂ふために百五磅かゝり、若し布を買入れるとすれば、

輸送費用を入れて百六磅を要し、しかもその布はハンブルグで百磅にしか賣れないとする。然らば、貨幣を送つた方が、明かに私の利益である。若し負債を支拂ふに足るだけの金物の買入及び輸送費が、合せて百七磅であるならば、私は當然金物よりは布の方を選ぶであらう。然しながら、兩者共に貨幣に優先しては送り出されないだらう。なせなら、貨幣はロンドン市場に於て、最も安くつく輸出しようる商品であるから。自己の計算で取引を行ふ小麦の輸出者にも、右に述べたと同じ考慮が作用するであらう。然しながら、若し、英蘭銀行が「自己の安全を懸念し、又そのまゝに放任しておけば必要なだけのギニーが、造幣價格で金庫から引き出されるだらうことを知つて、流通銀行券數量を減少せねばならぬ」と考へるならば、貨幣、布、金物の價値の比は、最早一〇五、一〇六、一〇七ではなくなるだらう。反對に三者の内では、貨幣が最も高くつき、従つて外國への債務を辨済するに用ひても、不利益となるだらう。

外國に對して、軍資金の交付を約束したやうな場合——それは、遙かに強

大な場合であるが——にも、貨幣よりも安くつく支拂に用ひうる財貨がある間は、貨幣は輸出されぬであらう。個人の利害考慮は、貨幣の輸出を不必要ならしめるであらう。^註

註 このことは、吾國の輸出は、その輸入を約千六百萬磅(と私は信じてゐる)超過したと云ふ、ロイズ氏の下院に於ける陳述によつて、有力に支持されてゐる。然し、何人も知る如く、同年中を通じて地金の價格は吾國よりも外國の方が高價であり、従つて多額の吾國金貨が輸出されたほどであるから、この輸出超過の對價として、地金が外國から吾國へ少しでも輸入されるわけがなかつた。だからして、輸出殘高の價値に、尙この輸出された地金の價値が合計されればならぬ。而して、この合計額の一部は外國民に對する貸付となつたかも知れない。然し、その餘は、吾國同盟國に對する援助金とか、外國に滞在してゐる吾國陸海軍維持費等から構成されてゐる對外支出と正確に合致する筈である。

第七節

かゝる次第であるから、正貨はそれが過剰である場合にのみ、即ち最も安

くつく輸出向品である場合にのみ、債務辨済のために外國へ輸出される。かゝる時英蘭銀行が銀行券の正貨引換を行つてゐるならば、金は輸出の目的のために需要されるであらう。さうして、英蘭銀行では造幣價格を以つて獲得されるだらうが、金地金としての價格は鑄貨としての價值よりは、若干高いであらう。地金は法律上輸出しうるが、鑄貨はそれができぬからである。

然らば、流通媒介要具の減價は、それが過剰なることから必然に生ずる結果であることが明かである。又その減價は一國通貨が普通の状態に在る場合には、貴金屬の輸出によつて矯正されることも明かである。^註

以上述べた所が、貴金屬の世界に於ける分配を支配する方則であり、又各國に於ける貴金屬の價值を統制することによつて、貴金屬の一國から他國への流出を起させ、又それを制限する所の法則である、と私は思ふ。然しこの原理に基いて、私の主たる研究問題を吟味するに先だつて、吾國に於て價值の標準的尺度は何であるか、従つて吾々の紙幣は何を代表してゐるか等

を明かにする必要がある。何となればこの標準と比較することによつてのみ、紙幣の正常状態、減價程度等を判定しうるからである。

註 偉大なる又當然の名譽を博した一述作(エテンパララヅユウ第一卷百八十
三頁)には、紙幣の増加は、唯、商品の紙幣或は通貨價格を騰貴させるに止まり、決して商品の地金價格を騰貴させないだらうと、云はれてゐる。このことは、通貨が悉く正貨に兌換しえない紙幣から構成されてゐる時には正しいであらうが、正貨が通貨の一部分をなしてゐる場合にはさうでない。後の場合には、紙幣の増發を行へば、それだけの正貨を流通界から追出す結果を招き、さうして必ずや市場に於ける地金數量を増加させ、ためにその價值を低下させるであらう。換言すれば、商品の地金價格を騰貴させるだらう。鑄貨或は地金を輸出させるに至る誘因の發生するのは、常にかくの如くして鑄貨地金の價值が低落する場合である。さうして、鑄貨の價值と地金の價值との間に少し開きの生ずる、即ち市場價格が少し造幣價格を超える唯一の原因は、鑄貨鑄造に刑罰が課せられてゐるからである。然し地金の輸出は、即ち不利なる貿易均衡と同意味である。商品の對價としての地金輸出は、如何なる原因から發生しようとも、それは、不利なる貿易均衡と呼ばれる(これは非常に正しくないと思ふ)

通貨が全然紙幣である場合には、その数量増加は、それが他商品の価格を騰貴させると同じ方法、同じ割合で、地金の価値を低下させることなしに、その貨幣価格を騰貴させ、さうして同じ理由に基いて外國爲替を低落させるであらう。然しながら、これは單に名目上の下落であつて、實質上の低落ではなく、従つて、地金の輸出を促さないであらう。蓋し地金の量は少しも増加せず、従つて、地金の實價值は低下をみないからである。

第八節

流通媒介要具が二種の金屬からなる間は、如何なる國に於ても、價值の永久的尺度は存在しえない。なせなら、これら二つの金屬の比價は絶えず變動するから。造幣局の當局者が、鑄貨に含まれる金銀の相對的價值を按配することが、その割合を定める瞬間には、如何に正確であつても、彼等は、それ以後これら二つの金屬の内の一つの價值が不變のまゝであり、或は低落するのに、他方の金屬が騰貴するのを阻止しえないのである。而して、かゝる状態が発生すれば、何時でも鑄貨の内の一方は溶解され、他の鑄貨に對して

賣却されるだらう。ロツク氏、リヴァプール卿その他多くの學者は、この問題を手際よく考へ、さうして皆この點から生ずる通貨上の害惡を除く唯一の方法は、金屬の一つをのみ價值の標準的尺度とすることであると云ふに一致した。ロツク氏はそのためには銀が最も適當な金屬であると考へ、金貨の價值は成行に委し、金銀の市場比價が變動するまゝに、或は多く或は少しのシリングとして通用させよと提議した。

これに反し、リヴァプール卿は、金はこの國に於て、價值の一般的尺度として、最も適當な金屬であるばかりでなく、人々の一般的承認によつて、既にさうなつてをり、又外國人もさう考へ、且つそれはイギリスの増加した商業と富とに、最もよく適してゐると主張した。

されば彼は、一ギニーを超過する額に對しては金貨のみが、さうして銀貨は一ギニー以下に對して、法貨たるべきことを提案した。今日の法律では、金貨はその額に制限なく法貨である。これに反し、千七百七十四年には、本邦の銀貨による支拂に就ては、一時に二十五磅を超過するを許さず、或は大

ブリテン及びアイルランドに於ては、銀貨はその量目を測り、一オンスを五志二片で換算した價值以上に法貨として通用するを許さずと定められた。この規定は千七百九十八年に復活され、今日尙効力をもつてゐる。

リヴァプール卿の示した多くの理由に基いて、金貨が一世紀近くも價值の主たる尺度となつてゐることは、疑ふ餘地もないと思ふ。然し、それは金銀の造幣比價を定めることが、不正確であつたに基くと私は考へる。即ち金が餘り高く評價せられ、従つて標準量目を有する銀貨は、流通場裡に止まりえなかつたのである。

故に、新たる規定が布かれて、銀が餘り高く評價されるならば或は同じことに歸するが、金銀の市場比價が造幣比價よりも大きくなるならば、その時には金が姿を消して、銀が標準的通貨となるであらう。

このことは尙進んで説明を必要とするであらう。鑄貨に於ける金銀の相對的價值は $15\frac{9}{124}$ 對一になつてゐる。従つて、三磅十七志十片半に鑄造される一オンスの金は、造幣規定によれば、 $15\frac{9}{124}$ オンスの銀と同じ價值を

有する。なせなら、これだけの重量の銀が、又三磅十七志十片半に鑄造されるから。然らば、市場に於ける金銀の相對的價值が十五對一以下——最近に至るまで多年さうであつた——である限り、金貨が必然價值の標準的尺度となるであらう。何となれば、英蘭銀行も亦個人も、市場で $15\frac{9}{124}$ オンスの銀を賣却すれば、三磅十七志十片半以上の金貨となるのに、わざ／＼同量の銀を造幣局に送つて丁度三磅十七志十片半に鑄造させるやうなことを、しないからである。而して、十五オンス以下の銀が一オンスの金を獲得すると假定すれば、彼等は正にこの通りのことを實行しえたのである。

然し、金の銀に對する比價が、造幣比價の $15\frac{9}{124}$ 對一以上になれば、金は鑄造のため造幣局へ輸納されなくなるだらう。何故かならば、金銀何れの金屬もその額に制限なく法貨であるから、一オンスの金の所有者は、それを三磅十七志十片半以上の銀貨に賣却しうる以上——かゝる場合にはその通り行ひうる——これを造幣局に致して三磅十七志十片半の金貨に鑄造させる筈がないから。否、金が造幣局に輸納されないのみならず、狡猾なる

商人は金貨を鑄潰し、地金としてその額面價值以上の銀貨に換へるであらう。かくて、金は流通場裡から姿を消し、銀貨が價値の標準的尺度となるだらう。しかして、最近金は銀に比して、著しく騰貴したから、標準金の一オンスは多年平均して、標準銀の $\frac{14}{4}$ ³ オンスに等しかつたが、現今市場に於ては $15\frac{1}{3}$ オンスに等しい、若し兌換停止法が撤廢され、銀も金と同じやうに造幣局で自由鑄造が許されるならば、今は正にそのこと即ち銀が價値の標準的尺度となることが出現する時であらう。然しながら、ジョウジ第三世即位三十九年の法律には、次のやうな項がある。「必要と思はれる規定が制定されない内は、銀貨の鑄造からは不便を生ずる怖がある故、又一時的の事情に基いて現今銀塊の價格が低い爲に、既に少しばかりの銀塊が、鑄造のために造幣局に輸納され、更に引き續いて輸納さるべしと思はれる理由がある故、當分の間、銀貨の鑄造を中止する必要がある。だから本法の通過後は、他のこれと抵觸する法律の有無を問はず、造幣局に於ては銀貨鑄造に應ぜず、又既に鑄造されてゐる銀貨は引渡さない」と。この法律は今日効力をもつてゐる。

これによつてみるも、金を本邦通貨の本位とするのが、立法の精神であつたことが判るであらう。この法律が實施されてゐる間は、銀貨の使用は唯小額の支拂にのみ限られざるをえない。その流通數量は辛じてこの目的を充すに足るに止まるから。若し、銀塊を貨幣に鑄造することが出来るならば、銀貨を以つて多額の債務を支拂つた方が、債務者の利益であらう。然し、前掲の法律によつて、そのことは出来ないから、彼はどうしても、金塊を提供すれば如何程でも造幣局で手に入れうる金貨で、債務を辨濟せねばならぬ。故にこの法律が効力をもつてゐる間は、金は常に通貨の本位となる筈である。

金一オンスの市場價値が、銀三十オンスに相當するやうになつても、この禁令が有効である限り、金は依然として價値の尺度たるであらう。銀三十オンスを所持してゐる人は、嘗ては $15\frac{1}{3}$ ³ オンスの銀塊をえ、これを造幣局に致して鑄造させることによつて三磅十七志十片半の債務を辨濟しえた

ことを知つてゐても、今は何にもならない。なせなら、この場合、彼は、所有する三十オンスの銀を、その市場価値で即ち金一オンス或は三磅十七志十片半の金貨に賣却する以外には、債務を辨済する方法をもたぬだらうから。

公衆は、鑄貨の竊削と云ふ不法なる行爲から生ずる流通媒介要具の減價によつて、間々非常に重大な損害を蒙つた。

かゝる方法により、鑄貨の質が低下するにつれて、その鑄貨を以つて購はれる凡ての商品——金塊及び銀塊も含む——の呼値は高くなる。例へば、ウイリアム三世治下の改鑄以前には、銀貨の質は非常に低下し、ために六十片の銀貨の中に含まれてゐるべき筈の一オンスの銀塊は七十七片し、造幣局では二十志に評價された一ギニーは、凡ての取引に於て三十志に通用したほどであつた。この害悪は當時の改鑄によつて救治された。似たやうな結果が、金貨の劣悪化からも生じたが、それも千七百七十四年に同じ方法によつて矯正された。

註 嚴格に云ふならば、價値の永久的尺度なるものは存在してゐない。何とな

れば、價値の尺度はそれ自身が不變的でなければならぬに拘はらず、金も銀も他の商品と同じやうに、價値が變動し、決して不變的ではないからである。けれども金或は銀の價値變動は、永きに亘つてみれば、甚だしいけれども、短期間をとりつてみれば、その價値は相當安定してゐることを經驗は教へた。金銀が他の商品よりも、貨幣用として適當してゐるのは、それが他に色々優れた性質を有するからであるが、就中この性質あるに基く。故に金或は銀は吾々の考察見地からすれば、價値の尺度と呼んでよい。

第九節

千七百七十四年以來、吾國の金貨は、大體その標準的純粹を保つてきてゐる。然し、銀貨は再び劣悪となつた。千七百九十八年に造幣局で検査した所によると、一志銀貨は二十四パーセント、六片銀貨は三十八パーセントだけ造幣價值以下にあることが判明した。又近頃試験した所によると、それよりも遙かに低下してゐたとのことである。従つて、ウイリアム王時代ほど、純銀を含んでゐないのである。然し、この劣悪化の影響は、千七百九十八

年に至るまでは、前に述べた場合のやうに表面には現はれなかつた。即ち、前には銀貨の劣悪化に比例して、金塊銀塊共に騰貴し、凡ての外國爲替は吾國に丁度二十パーセント——多くのものはそれ以上も——不利となつた。然るに、その後銀貨の劣悪化は、ずつと多年繼續してきたに拘はらず、千七百九十八年に至るまでは、金の價格や銀の價格も騰貴しなければ、又爲替にも何等影響を及ぼさなかつた。この事實は、金貨がその期間を通じて價値の標準的尺度と考へられてゐたことの、一の力強い證據である。それ故に、若しこの時に當つて金貨が少しでも劣悪化したならば、それは、前に銀貨の劣悪化によつて惹起されたと同じ影響を、金銀塊の價格並に外國爲替に及ぼしたことであらう。^註

異なる國の通貨が、貴金屬からなり、或は隨時貴金屬に兌換しうる紙幣からなる間は、さうして又その金屬通貨が磨損や竊削のために劣悪化してゐない限りは、それら鑄貨の量目及び純分の度を比較して、爲替平價を定めうる。かくて、オランダ、イギリス間の爲替平價は、凡そ十一フロリンとされ

る。なせなら、十一フロリンの内に含まれてゐる純銀は、二十個の標準志の内に包まれてゐる純銀量に等しいから

然し、この平價は絶對的に確定してゐない。又確定しえない。これイギリスに於ては、金貨が商業の標準で、オランダでは銀貨がそれであるから、一磅金貨即ち二十一分の二十ギニーは、時によつて標準志二十個以上或は以下に値し、従つて二十志に相當する十一フロリンよりも、或は高く或は安くなるからである。だが、銀或は金の何れかで平價を計算すれば、吾々の目的のためには充分正確である。若し、私がオランダに債務を負つてゐるとすれば、私は爲替平價を知ることによつて、この債務を支拂ふために必要な吾國貨幣の量を知りうる。

若し、私の債務が千百フロリンに上るならば、さうして金の價値に變化を來してゐないならば、吾國の純粹なる金貨百磅が、私の債務を支拂ふに必要なだけの和蘭通貨を獲得しうるであらう。従つて、その支拂のために百磅を鑄貨で輸出してもよければ、或は同じことであるが、地金商に鑄貨百磅

と外に運送料保険料等の輸送に伴ふ失費及び地金商の儲を與へて、その代り私の債務を辨済するに足る手形を賣つてもらつてもよい。さすれば、彼の方では、その手形の期限が到來した時、彼の取引先がそれを支拂ひうるやうに、地金を輸出するであらう。

註 千七百七十四年の改鑄以前、金貨が劣悪化してゐた時には、金銀地金は造幣價格以上に騰貴してゐたが、金貨が現今の完全なる状態を獲得するや否や、その價格も低落した。爲替も亦同じ原因に基いて、不利であつたものが有利になつた。

第十節

されば、これらの失費が不利なる爲替の最極限をなす。私の債務が如何に巨額でも、たとへその額が吾國から同盟國に與へられた援助金中の最多額なものに匹敵しても、地金商に標準價値を有する鑄貨で支拂ひうる限り、彼は喜んでこれを輸出し、又喜んで私に手形を賣つてくれるであらう。然

し、若し私が彼の手形に對して、劣悪化した鑄貨或は減價した紙幣で支拂ふならば、彼はこの同じ割合で手形を賣ることを躊躇するであらう。なせなら、若し鑄貨が劣悪化してをれば、それは百磅中に含まれてゐるべき筈の純金或は純銀量を含んでゐず、従つて、百磅或はこれに等しい千百フロリンの私の債務を辨済しうるために、彼はかゝる劣悪なる鑄貨を餘分に送らねばならぬからである。若し私が紙幣で支拂ふならば、紙幣はこれを輸出しえないから、彼は、その紙幣は果して自身が代表してゐる所の鑄貨中に含まれてゐるだけの金地金又は銀地金を購ひうるかどうかを考へるだらう。さうして、若しそれだけを購ひうるならば、紙幣は鑄貨と同じやうに受け入れられるであらう。さうでないならば、彼は手形の代價として、更に紙幣の減價に等しいだけの割増を要求するだらう。

かゝる次第であるから、流通媒介器具が劣悪化してゐない鑄貨、或は直ちに劣悪ならざる鑄貨に兌換しうる紙幣からなる間は、爲替は貴金屬の輸送に伴ふ失費以上に平價を超え又は下りえない。然し減價した紙幣からな

る場合には、減價の程度に應じて必然下落するであらう。

されば爲替は吾々がよつて以つて、或は竊削された鑄貨、或は減價した紙幣から生ずる通貨の價值低落を判断しうる可なり正確な標準である。

サー・ゼームス・スチュアートは、若し呎の標準的長さに、その何分の幾つかをつけ足し、或は短縮して、呎が全英國を通じて一時に變更されるならば、その變更は、この新たな呎をバリのそれと、或は何等變化を生じなかつた國のそれと、比較することによつて、最もよく發見されるであらう。

「それと同じく、イギリスの貨幣單位である所の磅に何等か變化が生じ、しかも事情複雑のために、それが蒙つた變化を確め難い場合には、それを發見する最善の方法は、磅の以前及び現在の價值を、何等變化を來さなかつた他國の貨幣と比較することであらう。而して、爲替相場は、このことを、最大の正確さをもつて果してくれ」と述べてゐる。

エデンバラ評論の記者は、キング卿のパンフレットを批評して、吾國の輸入が、常に一部分金を含んでゐるからと云つて、貿易均衡は永く吾國に有利

であるとは結論できない。地金は——評論記者は續けて云ふ——他の凡ての商品と同じく、需要の變化する商品であり、又全然他の商品と同じく、輸入の項目にもは入れれば輸出の項目にもは入る。さうして、この地金の輸出或は輸入は、何も他商品の輸出入と異つた方法で、爲替相場に影響を及ぼすわけではない」と云つてゐる。

だが何人と雖も、先づ爲替相場を考へずして、地金を輸出し或は輸入しない。而して、彼が地金の評價せられる二國に於ける地金の相對的價值を發見するのは、爲替相場によつてである。されば、地金商は、他の商人が他の商品の輸出或は輸入を決心する前に相場表を調べると同じやうに、爲替相場を考慮するのである。若し、オランダの十一フロリンが、標準志二十個に含まれてゐる純銀量と、同じ量を含んでゐるとすれば、標準志二十個に等しい量目の銀塊は、爲替が平價或はオランダに不利である間は、決してロンドンからアムステルダムに向つて輸出されないであらう。なせなら、この輸出には必ず若干の失費と危険を伴ふに拘はらず、一方平價なる言葉は正に

爲替手形を購入することによつて、それ以外には何等の失費を要せずして、それと同量同純分の銀を、オランダに於て獲得しうることを意味するからである。手形を平價で買入れることによつて、實は、輸出しようとする地金と同量の地金を、オランダの取引人に引渡すべき指圖書を獲得するのである。だのに、誰が三パーセント或は四パーセントの費用をかけて、地金をオランダに送ることをしよう。

さう云ふことは、丁度、小麥の價格が、大陸よりもイギリスに於て高いに拘はらず、安い方の市場で賣却するために輸出に伴ふ諸掛りをも顧みず、吾國から大陸へ小麥を送り出すであらうと主張すると同じ程度に、理に背いたことだ。

金屬通貨に就て起る不秩序に關しては、既に述べた通りであるから、私は進んで、金貨或は銀貨の劣惡化によつて惹起されるのではないが、その終局的結果に於ては、それ以上に重大な紊亂に就て考察しよう。

第十一節

吾國の流通媒介器具は、その殆んど凡てが紙幣からなつてゐる。従つて、吾々はその紙幣通貨の減價に對しては、少くとも鑄造貨幣のそれに對すると、同じだけの慎重さを以つて、警戒せねばならぬ。然るに、吾々はこれを怠つた。

議會は、英蘭銀行を正貨引換義務から解除することによつて、銀行當局者に、その意のままに、銀行券數量を増減することを可能にした。而して、それがために、以前には存在してゐた過剩發行に對する抑制が、取り除かれたから、銀行當局者は、紙幣通貨の價値を増大させ或は減少させる力を、獲得したのである。

第十二節

現今の害惡をその源泉にまで溯り、又現に害惡が存在してゐることを、既

に述べた所の二つの確かな標準、即ち爲替相場及び地金價格に懇へて、證明するに當り、私はソントン氏が兌換停止前の英蘭銀行の行爲に就て述べた所を引用し、それによつて、銀行が如何に忠實に、ソントン氏が明かに認められた所の原則、即ち銀行券の價值はその數量に依存すると云ふことに従つて行動したかと云ふこと、竝に銀行券價值の變化を、私が今述べた所の試験法によつて確めてゐたことを明かにしよう。

ソントン氏は云ふ、金の市場價格が、その造幣價格を遙かに超過するほど、吾國の爲替が不利となれば、英蘭銀行の重役は——彼等の内のあるものが、議會で、した證言によつて明かなる如く——市價と造幣價格の開を減少し、或は無くする方法として、又かくして、自行の安全を計る方法として、好んで紙幣を回収することに懇へたと。又彼は云ふ、彼等重役は、右に述べた所と同じ考慮から、常に紙幣の數量に就て、ある限度を守ることが習とした。他の所に於ては、外國に於て吾國の鑄貨に與へられる價格が、鑄貨を吾國から外國へ流出させる如き價格である場合には、英蘭銀行重役は、自行の安全

を、顧慮する所から、自然的にある程度まで銀行券の數量を減ずる。而して、かく銀行券を減少すれば、その價格は騰貴し、銀行券の價格の騰貴は、それが引替へられる流通鑄貨の價值を、イギリスに於て高める。かくて、吾國金貨の價值は、流通紙幣の價值に合致する。さうして、流通紙幣には、鑄貨の大輸出を防ぐためには、是非保たねばならぬ所の價值——即ち外國で吾國鑄貨に與へられる價格よりもある時は少し高く、ある時は少し低い價值——が銀行重役によつて與へられると述べてゐる。

かゝる次第であるから、英蘭銀行が常に忽にしなかつた自行の安全を確保すると云ふ必要が作用して、正貨兌換停止前には、餘りに過剰な紙幣發行を、常に防遏してゐたのである。

かくて、千七百九十七年に於ける現金引換中止に先立つ二十三年間には、金地の平均價格は、一オンス三磅十七志七片四分三で、即ち約二片四分の二造幣價格の下にあつた。さうして、千七百七十四年に先立つ十六年間に就ても、一オンスは四磅を餘り超へなかつた。だが、この十六年間は、吾國の金

貨は磨損のために劣悪化してゐたことを注意せねばならぬ。おそらく、かかる劣悪なる貨幣の四磅は、それと交換される金と等しいだけの量目をもたなかつたであらう。

博士スミスは、金の市場価格が永きに互つてその造幣価格以上にあるのは、常に、鑄貨の側に存する事情に基くと云つてゐる。鑄貨がその標準量目及び純分を有する間は、金地金の市場価格は、大してその造幣価格を超へえない、と彼は考へたのである。

これに對し、ソントン氏はこれが唯一の原因ではありえないと主張する。即ち彼は、最近吾々は爲替の變動、及びこれに照應して金の造幣価格に比してその市場価格が、八パーセントも或は十パーセントも變動したことを経験した。吾國の鑄貨は凡ての點に於て、舊と少しも變らぬ状態を續けてゐるにも拘はらずと述べてゐる。だが、ソントン氏は、氏がこのことを書いた時には、英蘭銀行に對し銀行券と引換に正貨を請求しえなかつたこと、及びこのことはスミス博士が豫想しえなかつた所の通貨減價の原因で

あつたことを考ふべきであつた。英蘭銀行が、銀行券を正貨に兌換してゐたに拘はらず、さうして鑄貨が劣悪化してゐなかつたに拘はらず、尙且つ金の價格に十パーセントの變動があつたことを證明して、始めて、ソントン氏はスミス博士に對し、この重要な問題を缺陷のある又不充分な方法で取扱つた」と論駁してもよかつたであらう。^註

然し乍ら、英蘭銀行の過剰發行に對する凡ての抑制は、今や同銀行を正貨引換義務から解除した議會の立法によつて取除かれたから、最早自行の安全に對する顧慮から、銀行券の數量をそれが代表してゐる鑄貨と同じ價值を保つ程度に制限する必要がなくなつた。それだから、金地金は千七百九十七年以前の平均價格である三磅十七志七片四分の三から四磅十志に上り、最近には一オンスに付き四磅十三志にさへなつたのである。

註 金銀貨共に法貨であり、さうして兩者の鑄造に對して、何等の禁止が在存しない場合には、金或は銀地金の市場價格が造幣價格以上に騰貴することは、これら兩金屬の比價の變動によつて、惹起されるかもしれない。然し、この原因

に基いて、市價が造幣價格より高くなる時は、それら兩金屬の内の何れか一つの價格のみが、影響を蒙るからして、直に判明する。即ち金の價格は造幣價格丁度であるか、或はそれ以下であるのに、銀の價格が造幣價格以上であつたり或は銀の價格は丁度造幣價格又は以下であるのに、金が造幣價格以上に上つたりするのである。

英蘭銀行が、その前年或は翌年に比して、かなり多くの銀行券を流通場裡に出してゐた千七百九十五年の末には、又英蘭銀行の窮迫状態が現はれたし、その經營に於ける凡ての慎重さが放擲されたかの如き觀を呈し、さうしてビット氏が英蘭銀行の専任重役であるかの委を示した千七百九十五年の末には、金地金の價格は、しばらくの間、一オンスに付き四磅三志或は四磅四志までに騰貴した。然し重役達は、その結果に對して、懸念なしにはゐられなかつた。彼等が、千七百九十五年十月付でビットに送つた意見書には、金に對する需要は間もなく休絶すると思はれないこと、又重役會はこれがために非常な心配に襲はれたこと、を述べた後、金の現在の價格は、一オンスに付き四磅三志乃至四磅四志(再註)であるのに、吾々が保有してゐるギニーは一オンス三磅十七志十片半の割合で獲得さるべきものであると云ふこの事實は、吾々の懸念の根據を明かに示してゐる。吾々は唯これらの事實を大藏大臣に具申すれば、足ると思ふと云つてゐる。然しウイテンホールの表には、この一年中を通じて造

幣價格以上に及ぶ金の價格が、一つも掲げられてゐないのは、注意せねばならぬ。その表では、十二月には相場は三磅十六志六片となつてゐる。

再註 最近議會に送られた報告によると、千七百九十五年を通じて、彼等重役は三磅十七志六片以上の價格で、金地金を買入れてゐないから、彼等が如何なる根據に基いて、この斷言をなしたか、それを知ることは、困難である。

第十三節

従つて、この相對的價值に於ける相違、これを他の言葉で云へば、銀行券の實際價值の減少は、英蘭銀行が流通場裡に送り出した銀行券數量が、餘り過剰であつたことに基く、と結論して誤はないと思ふ。金地金と比べて、銀行券に十五乃至二十パーセンとの開を生せしめたこの同じ原因は、それを五十パーセントまでにも高めるかもしれない。紙幣の數量が、益増加することから生ずるその減價には、際限が存しない。過多の通貨が鑄貨の輸出を促すに至る刺戟は今や新たな力をえた。けれども、以前のやうに自動的に恢復しえない。吾國に流通してゐるのは、必然國內にのみ閉ぢ込められ

る所の紙幣ばかりである。その數量が増加すれば、それだけ、紙幣價值を金銀地金の價值以下に、又他國の通貨の價值以下に下らしめる。

この結果は、吾國の鑄貨を竊削する場合に生ずる所と同じである。

若し、凡てのギニー金貨から、その五分の一づつが削り取られるならば、金地金の市價は、その造幣價格よりも五分の一高くなるであらう。四十四ギニー半(これは一ポンドの重さに相當するギニーの數で、造幣價格と云はれてゐる)は、最早一ポンドの重量を有せず、従つて金一ポンドの價格は、それよりも五分の一だけ多く、云ひ換れば五十六磅となるだらう。さうして、市價と造幣價格との開、即ち五十六磅と四十六磅十四志六片との差が、減價の程度となるだらう。

若し、かゝる劣惡化した鑄貨が引き續いてギニーと呼ばれ、さうして金地金や他の凡ての商品の價值がこの劣惡なる鑄貨で相場付けられるならば、造幣局から出たての一ギニーは一磅五志の値があるとされるであらう。さうして、狡猾不正なる商人はこの新しい鑄貨に對して、それだけの額を

與へるであらう。併しながら、それは新ギニーの價值が高くなつたのではなく、劣惡化したギニーの價值が下つたのである。このことは、劣惡化したギニーは、量目を測つた上でなければ、三磅十七志十片半の造幣價格で、通用することを禁ずる旨の命令が發せられると、直ちに明かとなるだらう。それによつて、新らしいさうして重いギニーが竊削された劣惡なるギニーに代つて、價值の標準的尺度として確立されるであらう。さうして、劣惡なるギニーは、その眞の價值で通用し、十七志或は十八志と呼ばれるだらう。今若し、同じ趣旨の命令が發せられるならば、銀行券は依然として流通するであらうが、それが買ひうる金地金の價值だけに通用するであらう。即ち、一ギニーは最早一磅五志の價があると云はれないで、一磅銀行券が十六志或は十七志だけに通用するであらう。さうして、さうなれば、現今に於ては金貨は單なる商品で、銀行券が價值の標準的尺度であるが、金貨がその尺度となり、銀行券は賣買商品となるであらう。

「流通紙幣が減價してゐないと云ふことの眞の證據と思はれるのは、吾國

の一般爲替相場が平價を維持すること、或は云ひ換れば、金の地金價格と造幣價格とが合致してゐることである」とソートン氏は述べてゐる。

英蘭銀行が正貨引替に應せず、従つて造幣價格で金を獲得できないに際し、金の輸出を促す誘因が発生すれば、少量でも手に入れうる金は輸出のため蒐集せられ、さうして銀行券はその過剰に比例して、割引せられて金と交換されるであらう。然しこの際、金が高價であると云ふのは間違つてゐる。なせなら、價値の變動したのは紙幣であつて、金ではないから。一オンスの金即ち三磅十七志十片半を、他商品に比較してみよ。それは、以前と同じ比例を保つてゐる筈である。若し保つてゐないならば、それは課税の増加に基くか、或は絶えずその價値に影響してゐる原因の内のあるものに基いてゐるのである。然るに、若し一オンスの金の代理者である所の三磅十七志十片半の銀行券を、商品と比較するならば、吾々は銀行券の減價してゐることを發見するであらう。例へば、世界のどの市場に於ても、三磅十七志十片半の鑄貨に含まれてゐる金を以つて獲得しうると同量の商品を購入

するため、四磅十志の銀行券を手放さねばならぬのである。

往々、一ギニーはハンブルグで二十六志或は二十八志の値をもつてゐると云はれる。然しながら、それから直ちに一ギニーはハンブルグで二十六志の内に含まれてゐるだけの銀を、購入しうるものと結論するならば、非常な誤りである。金銀比價に變動を生じなかつた以前には、一ギニーはハンブルグで、往々標準志二十一個に含まれてゐると同じだけの銀貨に代りえなかつたのである。現今の市價では、輸入して造幣局に輸納すれば吾國の標準的銀貨で二十一志五片に相當する銀貨を獲得しうるだらう。^註

然しながら、一ギニーに相當する鑄貨が、ハンブルグに於て、銀行券でロンドン拂の二十六志或は二十八志の手形を購入しうることも事實である。吾國の流通媒介要具の減價に就て、これよりも充分な證據が他にあらうか。

^註 金銀比價は、大陸に於ても、ロンドンと略同じである。

第十四節

若し兌換停止法が實施されてゐなければ、ギニーと云ふギニーは、凡てこの國を去るであらう、と云はれてゐる。^註

それは、疑ふ餘地もなく本當である。然しながら、若し英蘭銀行が銀行券の價値を十五パーセント高めるまで、その銀行券數量を減するならば、兌換停止法を撤廢しても大丈夫であらう。なせなら、その場合には正貨の輸出を促すべき誘因が存しないから。兌換停止法を如何程長く延期しても、又銀行券に對する割引が如何程大きくても、先づ流通銀行券の額を、この限度に減少するまでは、英蘭銀行は決して正貨引換を恢復しえない。

金の輸出を禁止する如き法律は、ギニーの輸出に對する無効無用の障壁であると、凡ての經濟學者は認めてゐる。即ち、極めて容易に廻避しうるから、かゝる法律が存しない場合に比して、一ギニーでも多くをイギリスに引き止めておく効果があつたかどうか、問題とされてゐる。ロック氏、サー、ゼームス、スチュアート、博士、スミス、リヴァプール卿、ソントン氏等は、凡てこの點に於て見解を同じくする。最後のソントン氏は、イギリスの法律

状態が、不利なる貿易均衡の結果惹起される所のギニーの輸出を弱め、又制限するに役立つことは、疑ふべくもない。尤もそれは、充分有效には防遏することが出來ず、又金輸出から生ずる利益が非常に大きくなると、殆んどそれを制止しえないであらうが、と述べてゐる。然し、現今の状態に於て、狡猾なる商人が手に入れうる凡てのギニーを溶解して輸出してしまつた後には、彼も公然と銀行券を以つて打歩付でギニーと買ふことを躊躇するであらう。なせならば、かゝる投機には莫大な利益が伴ふけれども、彼れはそれによつて嫌疑の的となるからである。又、彼は監視され、ために目的を果しえないかもしれない。さうして、法律の課する罰は重く、密告される危険も多いから、彼の仕事には秘密が第一なのである。單に、英蘭銀行へ銀行券を提出して、ギニーとの引換を要求することによつて、ギニーが獲得出来るなら、法律は事なく廻避しえよう。然し、公然と、又殆んど凡て紙幣からなつてゐる廣い流通場裡から、ギニーを蒐集するのであつては、それに伴ふ利益が餘程莫大でなければ、何人も發見される危険を冒してまで、それを行はない

であらう。

現陛下の治世中に、六千スターリング以上がギニーに鑄造されたことを思へば、金の輸出が如何ほどまで實行された筈であるかに就て、大體想像できるだらう。然し、ギニーの輸出を禁止する法律を撤廢し、それを公然と外國へ送り出すことを許してみよ。然らば、ギニーに含まれてゐる標準金の一オンスは、銀行券に對して、必ず、ポルトガルの金貨或は地金のまゝの標準金の一オンス——それが純分に於てギニーに等しい場合——と同じ程度の高い値になるだらう。さうして若し、ギニー金貨に含まれてゐる標準金の一オンスが、現に標準地金がさうである如く、市場に於て四磅十志或は最近のやうに四磅十三志もするならば、商人は彼の商品を金に對しても、又銀行券に對しても、無頓着に同じ價格で賣却するであらうか。上着一着が三磅十七志十片半、換言すれば一オンスの金に値し、同時に一オンスの金が四磅十三志する時、それを金で支拂はれても、亦銀行券で支拂つてもらつても、洋服屋にとつては、問題ぢやないと考へうるだらうか。

多くの人々が、銀行券に割引の存してゐる事實を認めることを躊躇するのは、専ら、一ギニーは銀行券の一磅一志以上の購買力をもたないだらうとの理由に基く。エデンバラレグユーも、これと同じ見解を支持する。然し、若し私の推論に誤なければ、かゝる議論の根據ないことは、明かにされたと思ふ。

註 十五パーセントの利益と云ふ誘惑は、流通界から蒐集しうるギニーを國外に送り出させるに充分である。故にこれは、英蘭銀行にある凡てのギニーがこの國を去るであらう、と云ふ意味でなければならぬ。

第十五節

ソントン氏は、不利なる貿易が不利なる爲替相場を説明すると述べた。然し、私は既に、不利なる貿易——かゝる言葉が正確なものとするれば——の爲替相場に及ぼす影響には、限界の存することを、明かにした。その限度は、大體四パーセント或は五パーセントである。故にこれによつて、十五乃至

二十パーセントの低落を説明しえない。加ふるに、ソーントン氏は、一國商業上の輸出入は、自然的にある程度に於て均衡を保つ。従つて、貿易均衡は一國に對して永きに互つて、非常に有利であつたり又不利でありえない。このことは一般的の真理とみてよいと述べてゐる。私も亦全然これと同意見である。さて目下の低い爲替相場は、決して一時的のものではなく、ソーントン氏が千八百二年に書いた時以前に存し、それ以來益々増進し、今では吾國に對して十五乃至二十パーセント不利になつてゐる。故に、ソーントン氏は、自らの原理に従へば、それを貿易の不利以外のもつと永久的なる原因に歸せねばならぬ。さうして、氏の以前の见解はどうであつたらうと、今は、それは流通媒介器具の減價によつてのみ説明さるべきことに、同意するであらうと私は信じて疑はぬ。

第十六節

銀行券に割引が存してゐることは、最早疑ふ餘地がないと思ふ。金地金

が一オンスに付き四磅十志である間は、これを他の言葉で云へば、何人か、金一オンスに對して、約一オンスと六分の一の金を支拂ふべき債務を示してゐるだけの銀行券を與へることを諾する間は、銀行券の四磅十志と、金貨の四磅十志が同價値であるとは主張しえない。一オンスの金は、三磅十七志十片半に鑄造される。故に、それだけの金額を所有することによつて、私は一オンスの金を所有してゐることとなる。されば、一オンスの金を獲得するために、金貨で四磅十志を支拂つたり、或は直ちに金貨四磅十志に兌換しうる銀行券で、四磅十志を支拂ふやうなことは決してない。金の價格が、減價した流通媒介器具によつて、見積られるならば知らぬこと、さうでなければ、金の市價が四磅十志しうるだらうなど想像するのは、常識に反する。

第十七節

若し金の價格が銀で見積られるならば、それは一オンスに付き四磅、五磅

或は十磅まで上るかもしれない。しかも、そのこと自体は、決して紙幣減價の證據ではなく、金銀比價變動の證左であらう。然し、私は銀が價値の標準的尺度ではなく、従つて、金の價値が評價される所の媒介要具でないことを、證明したやうに思ふ。然し、假りに銀が標準的尺度とすれば、金は市場で十五オンス半の銀に相當し、而して十五オンス半の銀は正確に八十志と量目を等しくし、従つて八十志に鑄造されるから、一オンスの金は四磅以上に賣れるわけがない。

されば、銀を以つて價値の尺度と主張する人々は、金に對する何等かの需要があつて——その需要が如何なる原因から生じたかに論なく——それが金の價格を一オンスに付き四磅以上に高めうることを、證明せねばならぬが、それをする術がないのである。彼等の原則に従へば、四磅の價格を超過する部分は凡て、銀行券の減價と呼ばれねばならぬ。従つて、若し銀行券を以つて銀貨の代表者とすれば、現今のやうに四磅十志してゐる金一オンスは、地金市場では唯銀十五オンス半にしか交換されないに拘はらず、銀十

七オンス半を代表してゐる銀行券を獲得しうる、と云ふことになる。即ち銀地金十五オンス半は、持參人に十七志半の銀を支拂ふ英蘭銀行の約束と價値を等しくするのである。

現今、銀の市價は、銀行券で一オンスに付き五志九片半してゐる。而して、造幣價格は僅かに五志二片である。故に、百磅中に含まれてゐる標準銀は銀行券では百十二磅以上する。

第十八節

然し、これに對しては、銀行券は標準銀貨を代表せずして、劣惡化した銀貨を代表してゐる、と云はれるかもしれない。然しそれは正しくない。なせなら、私が既に引用した法律は、銀貨は量目を秤らずしては、二十五磅を超過しない額に就てのみ、法貨たることを宣言してゐるから。故に、若し英蘭銀行が千磅の銀行券所持者に對して、銀貨で支拂ふことを固執するならば、充分なる量目を有する標準銀貨で與へるか、或は劣惡なる銀貨でそれと同價

値——劣悪なる銀貨で支拂つても差支のない二十五磅は除いて——だけを拂渡さねばならぬ。然し、九百七十五磅の純良なる銀貨幣及び二十五磅の劣悪なる貨幣からなるこの千磅は、銀塊の現今の市價からすれば千百十二磅以上の値がある。

第十九節

又、銀行券の額は、吾國商業の擴張が必要としたより以上に増加してゐない。従つて、過剰な筈がないとも云はれてゐる。然し、この主張を説明することは困難であり、假りに眞實であるとしても、この上に立てられた所の議論はごまかしに他ならぬであらう。先づ第一に、銀行事務の改良によつて、流通媒介器具使用上の節約方法は、日々進んでゐるから、以前と同じ商業状態に於て必要としたゞけの銀行券も、今や過剰となるであらう。次に地方銀行の設立されてゐる所では、英蘭銀行と地方銀行との間に、相手方の銀行券を排除して、自己の銀行券を流通させようとする競争が、絶えず行はれて

ゐる。

而して、僅か二三年の間に、地方銀行の数が二倍以上になつた所から見ると、彼等の活動は、英蘭銀行券の代りに自行の銀行券をおき代へることに成功したと云ひえないだらうか。

若し然りとすれば、商業がこれほど發達してゐなかつた時に、丁度吾國の通貨を他國の通貨と同一水準におくに足つたゞけの英蘭銀行券は、今は過剰となつてゐるかもしれない。だから、調査してみれば、銀行券の額の増加と金の高價とは、普通相伴つてゐたとの事實が出てくるであらう。これに對して私は疑をもたない。が、兎も角、流通してゐる銀行券の實際數量からは、何等正しい結論を導き出しえないのである。

二三百萬磅の銀行券（これは流通界が容易に包含してしまふ額以上に、英蘭銀行が増發した金額と考へられてゐる）が、その結果だとされてゐる如き影響を、果して及ぼしえたかどうかに就て、疑をさしはさむ人々もある。然しながら、英蘭銀行は凡ての地方銀行の銀行券發行高を統制してゐること。

従つて英蘭銀行が、その銀行券を三百萬磅だけ増加させると、それは大體に於て、地方銀行をしてイギリスの總通貨に三百萬磅以上を附加せしめうることを考へねばならぬ。

ある一國の貨幣も亦、世界の貨幣が世界を構成してゐる各國民の間に分配される場合と同じ法則に従つて、各地方に分配される。即ち、各地方は、全國の通貨の内から、夫々の商業従つて支拂が、全國の商業に比べて必要とするだけの部分を、自己の流通界に把持するであらう。従つて、一地方に流通媒介要具が増加すれば、それは必ず一般に分布されてしまふか、或は他の凡ての地方にもそれに應じた量を増加させる。地方銀行の銀行券が、英蘭銀行のそれと、常に同價値を保つのは、これがためである。英蘭銀行券のみが流通してゐるロンドンに於て、若し流通數量に百萬磅だけが附加されるならば、通貨は他の所に於てよりも安くなるであらう。換言すれば、財貨が他よりも高くなるであらう。従つて高い價格で賣却するために、財貨が地方からロンドン市場に送り出されるか、或は、この方が前者よりも、もつとあり

さうなことであるが、地方銀行は地方通貨の比較的稀少なるに乗じて、英蘭銀行と同じ率だけ彼等の銀行券數量を増加させるであらう。かくて、物價は局部的ではなく、全國的に影響されるであらう。

これと同じやうに、若し英蘭銀行券が百萬磅減少されるならば、ロンドン通貨の比較的價値は高騰し、諸財貨の價格は低落するだらう。さうして、英蘭銀行券は安いロンドン市場で財貨を購ふために欲求され、その結果地方銀行券よりも高い價値をもつことゝなる。而して、地方銀行は要求された場合には、自行の銀行券と引換へに、英蘭銀行券を渡さねばならぬから、彼等は、地方銀行券の數量が以前ロンドン銀行券に對して保つてゐた比率に引き下げられ、凡ゆる財貨の價格も、それに應じて低落するまで、引換を要求されるであらう。

第二十節

英蘭銀行の銀行券増發のために惹起された、地方通貨の比較的稀少を補

充する場合以外には、地方銀行はその銀行券の額を、決して増加しえない。^註然らざる場合に、若し増發を敢てするならば、英蘭銀行が要求次第正貨兌換に應じてゐた時、銀行券を増發すると、その一部分を必ず回收せしめられてゐたと同じ抑制が作用して、地方銀行をして同じ路を辿らしめるであらう。即ち、かゝる場合には、地方銀行券はその數量増加のために英蘭銀行券よりも價值が少くなり——恰も同じやうな場合に英蘭銀行券がその代表するギニーよりも價值が少くなると同じく——従つて、それが英蘭銀行券と同じ價值になるまで、英蘭銀行券と引換へられるであらう。

英蘭銀行は、實に地方銀行券の偉大なる統制者である。英蘭銀行がその銀行券を増加し、或は減少する時には、地方銀行も亦これに倣ふ。而して、如何なる場合にも、英蘭銀行が先づその銀行券數量を増加しない限り、地方銀行は流通總量に増加を齎すことが、できないのである。

^註 地方銀行券は、ある場合には、英蘭銀行券を追ひ出し、自らそれに代るかもしれない。然し、そのことは、吾々が今論議してゐる問題に影響を及ぼさない。

第二十一節

常に紙幣の過剰を判断しうる標準は、利子歩合であつて、金又は銀の價格ではない、と主張されてゐる。即ち、若し紙幣が餘り多過ぎると利子は低下し、充分でなければ利子が高騰するだらう、と云はれるのである。然し利子歩合は、貨幣の多少によつてではなく、貨幣を含まない所の資本部分の豊富或は稀少に左右されることは、これを明かにしうると私は考へる。

博士スミスは曰く、流通の大車輪であり、商業の偉大なる機關である所の貨幣は、他の凡ての商業の機關と同じく、資本の一部分しかも非常に價值ある一部分をなしてゐるけれども、それが所屬してゐる社會の所得の一部分をなさない。又貨幣たる金屬片は、年々流通して各人に對し夫々所得を分配するに役立つけれども、自身はその所得の一部分をなさない」と。

又曰く、ある社會に存在する流動資本が使役しうる労働の量を、計算するに當つては、吾々は常に食料品、原料品及び既成品の形をしてゐる部分のみ

に注意を拂はねばならぬ。貨幣の形をし、而して單にこれらの三つを流通させるに役立つ部分は、常に控除されねばならぬ。労働を活動させるためには、三つのものが必要である。即ち、加工されるべき原料、仕事に用ゐる道具、及び賃銀、換言すれば、それあるがために仕事になされる所の報酬がこれである。而して、貨幣は加工される原料でもなければ、又仕事に用ゐられる道具でもない。さうして、労働者の賃銀も、普通貨幣で支拂はれるけれども、彼の眞の所得は——他の人々のそれと同じく——貨幣自體ではなく、貨幣の値する所のもの、即ち金屬片ではなく、それによつて購入しうるものであると。

又貨幣の數量を著しく増加させた所のアメリカに於ける鑛山の發見は、貨幣の使用に對する利子を低下させなかつた。これ利子歩合は、資本使用から生ずる利潤によつて左右され、資本の生産物を流通させるために使用される金屬片の數量や品質によつて、統制されないからである、と彼の著書の他の部分では主張されてゐる。

ヒューム氏も、これと同じ意見を支持した。各國の流通媒介器具の全價値は、それが流通してゐる商品の價値に對し、ある比率を保つ。而して、この比率は、ある國に於ては他の國に於けるよりも、遙かに大きく、又ある場合には同じ國に於ても變化する。それは、流通の速度、商人間に存在する信任及び信用の程度、就中銀行業の賢明なる作用に左右される。イギリスでは、流通媒介器具の使用を節約する多くの方法が採用されてゐるから、流通媒介器具の價値は、それが流通してゐる商品の價値に比較して、^註信任の存する時期に於ては實現しうる最少の比率にまで引下げられてゐると思はれる。その比率が幾何であるかは、色々評價されてゐる。

貨幣の數量——それが金貨、銀貨或は紙幣の何れからなるを問はず——が増加しても亦減少しても、貨幣の價値をその比率以上に高めることも出來なければ、以下に低めることも出來ない。若し、鑛山が貴金屬の年々の消費を供給しえなくなれば、貨幣はもつと價値を増し、以前よりも少い量が流通媒介器具として使用されるであらう。而して、數量の減少は、丁度價値の

増加によつて補はれるであらう。同じやうに、若し新鑛山が発見されるならば、貴金屬の價値は減少し、増加した數量が流通場裡に使用されるであらう。かくて、何れの場合にも、貨幣がその流通させる商品に對する相對的價値は、依然として舊のまゝを續けるであらう。

英蘭銀行が要求に應じて銀行券の正貨引換を行つてゐる間は、よしその銀行券數量を増加しても、それは、通貨の價値に對して殆んど永久的の影響を及ぼさないであらう。なせなら、増加した銀行券と殆んど同額の鑄貨が、流通場裡から引き上げられて、輸出されるだらうから。

若し、英蘭銀行がその銀行券の正貨引換から解除され、さうして凡ての鑄貨が既に輸出されてしまつてゐるならば、銀行券の過剰はその過剰の程度に應じて、流通媒介要具の價値を低下させるであらう。兌換停止以前のイギリスの流通高が二千萬であり、さうしてこれに四百萬が附加されたとすれば、商品の側に變りなく、又それに應じて鑄貨が輸出されなかつたならば、この二千四百萬は前の二千萬より以上の價値を有しないであらう。若し、英

蘭銀行が、その量を引きつゞいて五千萬一億に増加すれば、増加した量は凡てイギリスの流通場裡に吸収されるであらう。然しながら、如何なる場合にも、前の二千萬の價値にまで減價するであらう。

(註) 以下の論述に於て、私は常に同じ程度の信任と信用とが、存在してゐるものと假定してゐることを、了解されたい。

第二十二節

英蘭銀行が新たに多額の銀行券を市場にもち來し、それを貸付けるならば、それは一時利子歩合に影響するだらうと云ふことを、私は否定しない。同じ結果は、金貨或は銀貨の隠されてゐた財寶が、急に發見された場合にも生ずるであらう。若し、その額が大きければ、英蘭銀行或は財寶の所有者は、その銀行券或は貨幣を、四パーセントで、おそらくは三パーセント以上では貸付けることが出來ぬであらう。然し、一旦貸付を了すれば、借手が銀行券や貨幣を使用せずに保存しておくこと云ふやうなことはないだらう。即ち、

それらは、各市場に送り出され、その到る所に於て、商品の価格を高め、結局一般流通場裡に吸収されてしまふだらう。吾々が貨幣の豊富を感ずるのは、單に、英蘭銀行が銀行券を發行し、それが物價に影響するに至る期間に限られる。而して、利子はその期間に於ては、自然的水準の以下にあるだらう。然しながら、新たに附加された銀行券、或は貨幣が、一般流通場裡に消化されてしまふと、すぐ、利子歩合は高くなり、さうして銀行券が増發されなかつた前と同様の熱心さを以つて、新たな貸付が必要されるだらう。

流通貨幣は、決して飽滿點以上にはなりえない。若しそれが金及び銀であるならば、苟もその數量が増加すれば、それは世界中に分布され、若し紙幣であるならば、發行した國內にのみ散布するであらう。然しその場合、物價に及ぼす影響は、單に地方的、名目的に止まる。何となれば、外國の購入者に對しては、爲替を通じて補償がなされるから。

英蘭銀行の銀行券増發が、永久的に利子歩合を低下させる影響をもちえ、又凡ての借手の需要を滿し、ために新たな貸付の需要は起らないだらう

と想像するのは、或はこれと同じやうな効果を、豊富なる金銀鑛ももつたらうと考へるのは、流通媒介要具に對し、それが決してもちえない力を認めることである。若し、これが出来ることであるならば、銀行は全く力強い機關となるだらう。この考に従へば、英蘭銀行は、紙幣を作り出し、それを現在の市場利子歩合より三パーセント或は二パーセント以下で、貸付けることによつて、商業から生ずる利潤を同じ程度に低下させるだらう。若し又、經營費を償ふに足る程度の利子で、その銀行券を貸付ける程愛國的存在ならば、利潤は更に低下させられるだらう。さうして、同じ方法によらねば、如何なる國民も吾々と競争出來ず、従つて吾々は世界の商業を獨占することゝならう。かゝる理論をとれば、全く如何なる不合理なことに到達するかしれない。利潤は、流通媒介要具を含まない所の資本の競争によつてのみ低下させられる。然るに銀行券の増加は、この種資本を増さないから、即ちそれは輸出向商品や機械を増加させなければ、又原料品を殖しもしないから、従つて又吾々の利潤を増加しえないし、又利子を低下させえない。

何人かが、事業を始める目的で、貨幣を借りるのは、事業を行ふに必要な原料、食料品等を手に入れる手段として、それを借り入れるのである。従つて、必要な原料等を獲得しうるならば、そのために千個の貨幣を借らねばならなくても、或は一萬個を借らねばならなくても、彼にとつては、大した問題ではない。若し一萬個を借り入れるならば、彼の生産品は、同じ目的のために千個で足りた場合に比して、十倍の呼値をつけられるであらう。國內で、實際に使用される資本は、必ず原料品や食料品などの量に極限され、さうしてそれは取引が全部物々交換で行はれる場合にも同じ程度に生産的に——同じ程度に簡單には行かないが——働かしうるであらう。流通媒介器具の相次ぐ所有者は、この資本を支配しうるのである。然し、貨幣或は銀行券の數量が如何に豊富でも、さうして、これがために、商品の呼値は高くなることはあつても、又生産的資本を異なる比率で分配することはあつても、又英蘭銀行がその銀行券を増加することによつて、甲をして前には乙丙に独占されてゐた事業の一部を行ひえさせることはあつても、それらによつて、

一國の眞の所得や富は少しも増進されない。乙と丙は損失を蒙り、甲と銀行とは利得するかもしれない。然し、彼等の利得する所は、正に乙丙の失つた所である。亂暴な又不公正な財産の移動はあるかもしれないが、社會全體としては、何等の利益をえないだらう。

これらの理由によつて、私は公債はその高價なることを、通貨の減價に負はないと云ふ意見である。公債の價格は、貨幣に對して支拂はれる一般の利子歩合に左右されるはずである。若し貨幣減價以前に、土地に對しては、その年收の三十年分に相當する値を支拂ひ、公債には二十五年分を支拂つたとすれば、貨幣に減價の生じた後には、土地の購入に對しては、年度數を増さずして、しかも、より多額を支拂ひうるであらう。なせなら、土地の生産物は、貨幣減價のために、より高い名目價値で賣れるから。これに反し、公債の年收利子は、減價した媒介器具を以つて支拂はれるから、貨幣減價後にも、減價前に比して、より多くの名目價値を與へねばならぬ理由が、存しないのである。

竊削のために、ギニーが現今の價値の半分にまで低落するならば、土地も又凡ての商品も、現在の名目價値の二倍に騰貴するであらう。然し、公債に對する利子は、劣悪化したギニーで支拂はれるのであるから、そのために公債の値が上るやうなことはなからう。

註 鑄貨を原料、食料品等に轉化しえさせる限りに於て、英蘭銀行は國民的利益を齎したことを、私は既に認めた。何となれば、英蘭銀行は、これによつて、生産的資本の量を増加したからである。然し私は今、英蘭銀行券の過剰、即ち流通數量のみを増加して、何等それに應ずるだけの鑄貨の輸出を促さず、従つて自らを自身が代表してゐる鑄貨の中に含まれる地金の價値以下に、低落させる様な銀行券の過剰に就て、論じてゐるのである。

第二十三節

吾國の通貨に存する凡ての害惡に對して、私が提唱する所の救治法は、英蘭銀行が徐々にその流通界にある銀行券數量を減少し、さうして殘餘の銀行券が、自身代表する所の鑄貨と同じ價値になるまで、他の言葉で云へば金

銀地金の價格が、造幣價格に引き下げられるまで、それを繼續することである。紙幣信用が全部姿を消せば、極めて惨めな結果を商工業に齎すことは、私もよく知つてゐる。又その急激な收縮でさへも、多くの破滅や不幸を招來し、従つて吾國通貨を、その正當にして公正な價値に引き上げるために、それに懇へることは、極めて不得策であることも知つてゐる。

たとへ、英蘭銀行が、流通界にある銀行券よりも多くのギニーを所有してゐても、金地金の價格が遙かに造幣價格を超え、外國爲替が吾國に不利である間は、銀行券に對して、正貨引換に應ずれば、必ずや吾國に大なる損傷を齎すであらう。かゝる場合には、吾國通貨の過剰部分は、英蘭銀行でギニーに引換へられて輸出せられ、急に流通場裡から引上げられるからである。されば、英蘭銀行が安全に正貨引換を行ひうる前に、過剰なる銀行券を徐々に流通場裡から、回収せねばならぬ。若し、徐々に引ふならば、殆んど不便が感ぜられないだらう。この原則さへ明かに認められるならば、それが一年間に實行されるか、或は五年になるかは、將來の考慮の問題である。とも角、私

はこの準備行爲によるか或は吾國の紙幣信用を全然消滅さしてしまふか、何れかによらねば、吾國通貨をその公正なる状態に、決して恢復させえないだらうと確信する。

若し、英蘭銀行重役が、銀行券の數量を合理的な限度に保つてゐたならば、若し、彼等が、銀行券の正貨引換義務の存してゐた時に際し、それに準據して銀行券發行を調節してゐたと公言してゐる所の原則に従つて行動してゐたならば、即ち金の市場價格をして造幣價格を超えさせない程度に銀行券を制限すると云ふ原則に従つてゐたならば、吾々は減價した又常に變動してゐる通貨に伴ふ凡ての害惡に曝されず、すんだであらう。

現今のやうな状態から、英蘭銀行は莫大の利益をうけるけれども、又その株の價格は千七百九十七年以來殆んど二倍になり、配當もそれに應じて増加したけれども、私はソントン氏と共に、貨幣資本家としての重役は、他の人々と共に貨幣減價のために英蘭銀行の株主としてうける所の利益よりは、遙かに多大の損害を蒙つてゐることを斷言して憚らない。従つて、私は、

彼等が自己の利益を計る動機に影響されてゐたとは云はない。然しながら彼等の誤は——若し誤とすれば——その結果に於ては、自己の利益を計つた場合と同じやうに、社會に對して有害である。

第二十四節

彼等英蘭銀行重役に委ねられてゐる偉大なる權力は、彼等をして、貨幣と稱せられる特殊な財産の所有者が、それを手放すべき價格を、好むがまゝに決定しえさせる。銀行重役は、これら貨幣所有者に最大級の凡ゆる損害を與へたのである。今日、彼等は勝手に四磅十志を三磅十七志十片半に通用させてゐるが、明日は四磅十五志を同じ價值即ち三磅十七志十片半に引下げられるかもしれない。さうして、年でも變れば、十磅が最早三磅十七志十片半の値しかもたなくなるかもしれない。貨幣からなる財産、又貨幣で支拂はれる収入は、何と不安な權利ではないか。今日十五パーセント減價した媒介要具で支拂はれてゐる公債の利子が、今後五十パーセントも低落した

媒介要具で支拂はれないと云ふことに就て、公債は何等の保證をもつてゐるか。私的關係の債権者に與へる損害も、これに劣らず大きい。千七百九十七年に契約された債務は、今日では舊の八十五パーセントで支拂ひうる。さうして、減價がこれ以上に進行しないと誰が云ひえよう。

第二十五節

次に引用する所のこの問題に關する博士スミスの見解は、極めて重要であるから、私は之に向つて、凡ての識者の眞面目なる注意を是非促したい。

「鑄貨の呼稱價值を引上げることが、眞正なる國家の破産を、似非支拂の假面で蔽つてしまふために用ゐられる最も普通の方法であつた。例へば、若し議會の法律により、或は勅命によつて、六片が一志の呼稱にまで、さうして百二十片が一磅スターリングの呼稱にまで、引き上げられるならば、もとの呼稱の時に二十志或は約銀四オンス借りてゐた人は、この新たな呼稱の下に於ては、百二十片換言すれば銀二オンスより少し以下で辨濟しうるで

あらう。かくて、約一億二千萬磅の國債——大體大ブリテンの確定公債の元本額——は今のやうな貨幣を以つてすれば、約六千四百萬磅で償還しうるだらう。勿論それは單なる似非支拂であつて、國家債権者は貸してゐた一磅に付き十志を騙り取られることゝなるだらう。而して、この災害の及ぶ所は、遙かに國家債権者の範圍を超え、私人に對する債権者も、同じ様な損害を蒙るであらう。しかも、それは國家債権者にとつて、何等の利益を伴はないのみか、多くの場合には、更に大きな附加的の損害を與へる。若し國家の債権者が、一般に他の人々に多くの債務を負つてゐるならば、彼等は國家から支拂はれたと同じ鑄貨を以つて、自分の債権者に辨濟することによつてある程度までその損害を埋め合はせうるだらう。然し、大抵の國に於ては、國家債権者は大部分富裕な人であり、他の市民に對しても、債務者の關係に立つよりも、寧ろ債権者の地位にある。従つて、斯る似非支拂は、多くの場合國家債権者の損害を輕減せずして加重する。さうして、公衆には何等の利益を齎さずして、災害を他の多數の無辜の人民に及ぼす。それは私人の

財産に極めて廣汎な又最も有害な混亂を惹き起す。即ち多くの場合、勤勉にしてつゞまやかな債権者を犠牲として、怠惰にして贅澤な債務者を富ましめ、又國民資本の大きな部分を、それを増殖し改善する見込ある人々の手から、それを濫費し破壊する怖ある人々の手に移す。國家が自ら破産を宣告するの止むなきに至つた時には、個人にその必要が起つた時と同じやうに、明瞭に公然と破産を公言するのが、常に債務者にとつても最も不面目の少い、而して債権者にとつても最も害の少い方法である。現實の破産の不名譽を蔽ふために、かゝる容易に見透かされ易い又同時に極端に有害な狡計に懇へても、それによつて國家の名譽は決して保持されない」と。

劣惡化した貨幣に就てのヌミス博士のこの見解は、減價した紙幣にもそのまゝ通用しうる。彼は、流通媒介器具の劣惡化に伴ふ悪い結果の二三を、數へ上げたにすぎぬ。然しそれでも、彼は、かゝる危険な實驗を行ふことに對して、充分吾々に警告を與へてゐる。若し、この偉大なる國が、目前にはアメリカ、フランスに於ける過度の紙幣流通が齎す結果を眺めながら、かゝる

大きな弊害を伴ふ制度を持続すると云ふことにでもなれば、それは永久に悲しまるべき事柄であらう。だから、吾々は國家がもつと賢明ならんことを希望しよう。然るに、これに對して、吾國は米佛とは事情が異なり、英蘭銀行は政府から獨立してゐる、とも云はれてゐる。これがほんたうであつても、通貨過剰の弊害が感ぜられてゐることに、少しも變りがない。然し、その資本や積立金よりは、何百萬も多くを政府に貸付けてゐる銀行を指して、政府から獨立してゐる、と云ひうるかどうか問題である。

千七百九十七年に正貨兌換を中止する勅令が必要となつた時、英蘭銀行に對する取付は、單に政治的動搖によつて起されたので、流通場裡に於ける銀行券が、過剰或は過少^註かう想像した人もあつた)のために生じたのではな

いと私は考へる。

政治的動搖からくる取付は、英蘭銀行がその制度の性質上常に脅かされる勝な危険である。だから、重役の方は如何に慎重であつても、おそらくそれを防ぎえなかつたであらう。然し、政府に對する貸付が、もつと制限されて

あたならば、若し同額の銀行券が手形割引を通じて、一般公衆に發行されてゐたならば、おそらく動搖の止むまで支拂を繼續しえたであらう。とも角、銀行の債務者は、その債務を六十日以内に支拂はねばならなかつたらうから——何となれば、六十日が英蘭銀行が割引する手形の最長期間であるから——重役は必要とあらば、その期間が経過すれば、流通場裡にある銀行券を、凡て回収しえたであらう。然らば、兌換停止法が必要となつたのは、英蘭銀行と政府とが、餘り密接に結び付いてゐたためである、と云はねばならぬ。制限方法が繼續してゐるのも亦同じ原因に基く。

この制度の存続から生ずる悪い結果を防ぐためには、吾々は常に制限法の撤廢から目を離してはならぬ。

英蘭銀行の無分別に對して、公衆が持ちうる唯一の合法的な保證は、その銀行券を要求次第正貨に引換へさせることである。さうして、その正貨兌換は、金の名目價格が造幣價格に下るまで、流通銀行券の量を減少することによつてのみ、確立しうる。

これを以つて、私の議論を終らう。私のこの小さな努力によつて、社會の注意が呼びさまされ、吾國の流通媒介器具の状態に對して、それ相當の考慮が拂はれるに至れば、幸甚の至りである。

この私が取扱つた所の重要な問題に關して、多くの有能な人々が、公衆の目を開くに寄與したが、私はその知識の量を少しも増加しなかつたことを、よく知つてゐる。私はかゝる大望をもたなかつた。私の目的は、國家にとつて重大な問題であり、それを閑却することは、自國を愛する人々を悲しませるやうな結果を招來する問題に對し、平靜にして公平なる研究をなすにあつた。

註 當時に於ては、金の價格は常にその造幣價格以下にあつた。

第九篇

金塊本位制度 (Gold Bullion
Standard) の創唱者として
の리카アドオ

序言

千七百九十七年五月三日、議會の追認を経たかの英蘭銀行兌換停止法は、全く一時的の處置と考へられ、従つて、その繼續期間も同年六月廿四日まで、と定められたほどである。然しながら、殆んど無盡の費用を必要とする對ナポレオン戦争に關係してゐる政府が、不換紙幣——それは政府自ら發行すると、銀行をして發行させるとを問はない——と云ふ極めて便宜な戰費調達手段を、惜しげもなく拋棄する筈がない。されば、英蘭銀行自身は、充分に兌換の實力を具へ、又必ずしもそれを嫌惡しなかつたに拘はらず、停止法は、その後度々延期され、遂に千八百三年の法律は、戦争終了後六ヶ月まで存續することゝ規定した。所が、千八百十五年にナポレオンは完全に没落し、戦争も一應結末をつげたから、こゝに於て、英蘭銀行の兌換を何時、如何なる形で恢復すべきかが、當面の緊急問題たる性質を帯びるに至つたのである。千八百十五年には、恐慌後の信用收縮のために、物價は著しく低落し、千八

百十六年には、曩に二十パーセント以上も不利であつた爲替相場が、平價に復した。金地金の價格も、若し英蘭銀行が愚にも一オンスにつき七十八志六片(即ち造幣價格よりも七片半高)を以つて、購入することを止めてゐたらば、恐らく造幣價格に下つてゐたであらうと云ふ。

而して、千八百十五年の法律によれば、正貨兌換は千八百十六年七月五日を以つて、開始されることになつてゐたが、長く兌換停止になれた英蘭銀行當局に熱心なる努力なく、又政府及び議會も永年の疲勞に銳意なく、尙その上、兌換の曉請求されるであらう金額を過大に見積つたから、こゝに又々二ヶ年を延期して、千八百十八年七月五日を、その時期と定めた。然し法律は、その前文に於て、英蘭銀行はなるべく早く兌換を開始し、重役は公衆一般に不便を與へない、又最も早い時期に於て、兌換開始が出来るやう準備することが望ましい旨を記すことを忘れなかつた。

爲替相場は千八百十六年から十七年の中頃まで、引き続き英國に有利であり、金も亦海外から流入した。千八百十七年に、英蘭銀行が未だ嘗て見な

い程多額の現金及び地金を擁しえたのは、これに基く。されば、英蘭銀行重役は、法律の希望に従ひ、千八百十六年十二月二日を期して、千八百十年一月以前に發行された一磅及び二磅銀行券の金兌換を實行した。然しながら、一向に引替を請求するものはなかつた。爲替は有利であり、又二十年間も紙幣になれた公衆は、何等兌換の必要を感じなかつたからである。英蘭銀行重役はこの状態を眺めて、千八百十七年五月二日には、千八百十六年一月以前の發行にかゝる一磅及び二磅銀行券の引換にも應じた。さうして、この時も亦前と同じやうに、大した兌換の請求が起らなかつた。

所がこの形勢は一變し、千八百十七年七月になると、爲替は英國に不利となり、金地金價格も亦騰貴した。その理由としては、小麥の莫大なる輸入、資本の輸出等種々あげられてゐるけれども、アツクウォースによれば、戰爭中激増した公債償却のために減債基金制度を設けた政府が、その繰入基金を、租稅收入によらずして、英蘭銀行からの借入金千二百萬磅に翹へ、ために英蘭銀行券の増發——従つて物價騰貴——従つて輸入促進、輸出減退を惹起

したからだ云ふ。

とも角斯る事態を生じたに拘はらず、英蘭銀行重役は前二回の成功に安んじて、千八百十七年九月には、十七年一月以前發行の凡ての紙幣の兌換に應ずる旨を聲明した。所が既に述べたやうに、爲替は英國に不利で、爲替手形を購入するよりも、寧ろ銀行券を金に兌換して、これを輸送する方が利益となつたから、續く十八ヶ月の間に六百萬磅が兌換されるに至つた。この時若し、兌換された額だけ、英蘭銀行券が收縮してゐたならば、通貨收縮——物價下落——輸出促進、輸入減退の過程をへて、爲替相場は再び英國に有利となり、金も流入したかもしれないが、事實は反對に、政府に對する減債基金繰入金貸付のために、流通銀行券數量の増加を見たのである。故に自動的恢復作用は少しも發生しなかつた。

かくて、千八百十九年の始、英蘭銀行券兌換に關する調査委員會が任命された時には、金の價格は一オンスに付き八十三志——造幣價格よりも約六パーセント高——であり、外國爲替相場は尙それ以上英國に不利であり、兌

換開始可能の時期は何時になるか、殆んど豫測を許さなかつた。然しながら、その時期を不確定のままにしておくことは、悪い影響を及ぼしはしないかと云ふ考慮から、該調査委員會は一つの折衷案を工夫し、先づ千八百二十年二月一日から、一オンス八十一志の割合で金地金兌換に應じ、漸次その率を低減して、千八百二十一年には造幣標準率で、即ち一オンス三磅十七志十片半で金地金兌換に應ずることとした。さうして、千八百二十一年五月一日からは、英國は舊のやうな金貨兌換の國に歸つたのである。

以上は、英蘭銀行の兌換停止から、その恢復に至るまでの極めて簡單なる経過であるが、この間將來如何なる貨幣制度を樹立すべきかに就て、多くの論議が戦はされた。即ち熱心なる金兌換復歸論者のある一方には、アットウッド (Thomas Atwood) のやうに、丁度今日の管理通貨説 (managed currency) を主張するものを生じ、吾々は恰も歐洲大戰後の幣制改革論の縮圖を、そこに見出す感があるのである。而して、リカアドオも亦千八百十六年この問題に關して、實に未だ何人も唱へたことのない彼独自の主張、しかも今後諸國

1) 以上は Acworth. Financial Reconstruction in England, 1815—1822
Cannan. Paper Pound による

に於て採用されんとしつゝある主張、即ち金塊本位制度の考案を發表した。「經濟的にして且つ安全なる通貨の提案」がそれである。私は左にその梗概を翻譯しよう。

經濟的にして且つ安全なる通貨の提案

第一節 流通媒介要具に在つては、その價値の安定

してゐることが、即ち優秀なことである。

一、貨幣問題を筆にした人々は、誰でも皆流通媒介要具の價値の安定を以つて、是非とも到達したい目標であるとする點に於て、見解を同じくしてゐる。故に、苟も價値變動の原因を減少して、この目標への接近を促進しうるやうな改革は、凡て採用されねばならぬ。然しながら、貨幣の價値を絶對的に安定させるやうな方案を、工夫することは、恐らく不可能であらう。何となれば、貨幣の價値は、常に、本位として定められた商品自體が蒙る價値の變

動に、左右されるから。

貴金屬が、引き續き、吾國通貨の本位である限り、貨幣の價値は、必ずこれら金屬の價値と歩調を共にして、變動せざるをえない。にも拘はらず、他物の價値を測定する標準として、各國共に貴金屬を擇んだ理由は、多分その價値が相當期間に互つて、比較的安定してゐたからであらう。

その本位たる商品の價値が不變であり、而して、自らの價値は常にその本位商品の價値に一致し、且つその使用に當つて、最大の節約がなされてゐる如き通貨は、完全なものと考えよ。

紙幣の流通が、鑄貨の流通に對して有する長所の一つとして、——しかも重要な長所として——吾々は、商業の必要や臨時の事情に應じて、その數量を容易に變化しうることを、それによつて、貨幣の價値を安定させると云ふ好ましい目的を、苟もそれが他の方法で可能である程度に、確實に且つ安値に達しうることをあげてよい。

二、金屬貨幣を使用してゐるある特定の國に於て、諸支拂をなすために貨

幣として用ゐられる金屬の量は、或は若し一部或は全部紙幣が用ゐられてゐる場合には、その紙幣によつて代位される金屬の量は、三つの事項によつて決定される。即ち、第一は金屬の價值、第二はなされるべき支拂の額或は價值、さうして第三はこの支拂に際して行はれる貨幣節約の程度である。

三、金を本位として使用する國は、銀を使用する場合の精々十五分の一分量、銅の場合の九百分の一だけを必要とするだらう。——金の價值が銀のそれに對する此は約十五對一であり、銅に對しては九百對一であるから。故に、若しこれら金屬の一定重量に、ポンドと云ふ名稱を附すならば、金屬自體が貨幣として使用されると、或は紙幣によつて一部又は全部が代位されるところを問はず、前の(銀)場合には十五倍のかゝるポンド、後の(銅)場合には九百倍が必要とされるであらう。かくして、一國が一律に、同一の金屬を本位として用ゐるならば、必要とせられる貨幣の數量は、その金屬の價值に反比例するだらう。假りに、その金屬を銀とし、且採鑛の困難なるために銀の價值が倍增するとすれば——その場合には貨幣としては僅かに以前の半分の

分量が必要とされるだらう。又、流通取引が凡て銀を本位とする紙幣によつてなされてゐるとすれば——紙幣を銀の地金價值と同じに保つためには、その數量を同じやうに半分だけ減少せねばならぬ。これと同じく、若し銀が他の凡ての商品に較べて、再び以前の程度に廉くなるならば、同じ數量の財貨を流通させる爲に、二倍の數量の銀を必要とするに至るだらう。

四、富の増進及び産業の發達の爲に、ある國の取引額が多くなれば、——金の價值に變化なく、貨幣使用上の節約にも變りなければ——貨幣の價值は、その使用が頻繁となるために騰貴し、さうして紙幣を増發し或は地金を獲得して、貨幣に鑄造することによつて、貨幣數量を増加しなければ、貨幣の價值は永く地金の價值以上を保つだらう。かゝる際には、より多くの商品が賣買されるに至るけれども、安くなつた價格を以つてなされ、ために、同じ數量の貨幣が、各取引に於て高い價值で通用することによつて、増加した取引額に對して、依然として間に合ふだらう。されば、貨幣の價值は、その絶對數量のみに依存せずして、貨幣で決濟される支拂に比較した數量によつてき

まるのである。さうしてこれら二つの原因の何れからも(譯者註——即ち貨幣の使用程度が十分の一増加することからも、或はその數量を十分の一減少せしめることから)同じ結果が生ずる。即ち、何れの場合にも、貨幣の價値は十分の一騰貴するだらう。

通貨が健全なる状態にある場合、常にその數量増加の原因をなすは、貨幣の價値が地金の價値以上に騰貴することである。なせなら、常に發行者に利益を齎す紙幣増發の餘地が生ずるのもこの時であり、地金を造幣局に輸納して鑄造させることによつて、利益を獲得しうるのも此時であるから。

貨幣が地金即ち本位よりもより多く價値を有すると云ふことは、地金が市場で造幣價格よりも安いと云ふことである。されば、それを購入し、鑄造して貨幣として發行すれば、市價と造幣價格の開きに相當する利益を、收めうる。金の造幣價格は、三磅十七志十片半である。若し富の増進のために、より多くの商品が賣買されるに至れば、その第一の影響は貨幣の價値が騰貴することであらう。さうして鑄貨の三磅十七志十片半は一オンスの金

と價値を同じくせずして、三磅十五志が金一オンスと同價値になるかもしれない。従つて、鑄造のために造幣局に輸納せられる金一オンス毎に、二志十片半の利益が克ちえられるだらう。然し、この利益は永く繼續しないであらう。なせなら、かくして流通場裡に附加される貨幣の數量は、貨幣の價値を低下せしめ、一方市場に於ける地金の數量の減少も亦、地金の價値を鑄貨の價値にまで引き上げる傾向があるから。かくして、この二原因の一つ或は二つが作用して、貨幣の價値と地金の價値との完全なる一致は、やがて必ずや恢復されることであらう。

かくの如く通貨の増加が鑄貨によつて調達される場合には、たとへ地金並に貨幣の價値は、同一水準に落ちついた後でも、少くともしばらくの間は以前よりも高いであらうと思はれる。これは往々避け難いことではあるが、以前の凡ての契約に影響を及ぼすから、好ましくないことである。この不都合は、紙幣の發行によつて、全く取り除かれる。なせなら、この場合には、地金に對する附加的需要もなく、従つて地金の價値は不變のままを繼續し、

而して新たな紙幣は、舊紙幣と共に、その地金價值に合致するだらうから。然らば、紙幣の使用に伴ふ凡て他の利益の外に、尙、その數量を慎重に管理することによつて、他の方法では達しえない程の價值の安定が、凡ての支拂がなされる所の流通媒介器具に確保されると云はねばならぬ。

五、貨幣の價值並に支拂の額に變りなければ、必要とされる貨幣數量は、貨幣使用上の節約の程度に左右される。銀行券又は鑄貨を殆んど或は全く用ゐずして、單に一人の勘定から差引いて之を他の勘定に移せばよい——しかも日に數百萬にも上る所の銀行家に振り當てられた小切手が、少しも支拂に用ゐられないならば、疑もなく、かなり多量の通貨が必要とされるか、或は同じ結果に歸着するが、同數量の貨幣が非常に騰貴した價值で通用し、それによつて増加した支拂額に役立つであらう。

されば、商人相互間に信用が缺如したために信用で取引することを嫌ひ、或は支拂として相手方の小切手、證書、手形を受領するを欲しなくなるならば、より多くの貨幣——紙幣たると金屬貨幣たるを問はず——が必要となる。

さうして正しい原則の上に建てられた紙幣流通の便益は、この追加的數量を、通貨全體の價值に——地金に比較しても或は他の財貨に比しても——何等の變動を生せしめずして、直ちに供給しうることである。之に反して、金屬通貨の制度に於ては、この追加的數量をそれ程容易に供給しえない。漸くにして供給されたとしても、その時には地金並に通貨全體の價值が騰貴する。

第二節 本位たる商品の使用——それに對する

反對論の考察

地金問題に關する最近の論争に於て、通貨の完全を期するためには、その價值が絶對的に不變でなければならぬ、と主張されたのは極めて正しい。然し又、吾國の通貨は、英蘭銀行券兌換停止法によつて、かゝる完全なる通貨となつた、なせなら同法によつて賢明にも金銀を吾國貨幣の本位たることから斥けた結果、磅紙幣は事實金以外の他の商品の一定量とは勿論のこ

と、金の一定量とも共に變化せず、又變化する筈がなくなつたから、との説をも聞くに至つた。この一定の本位を持たぬ通貨の考は、サー、ゼームス、スチユアートの^註に始つてゐると私は思ふ。然し、誰一人として、未だ、かく組立てられた貨幣の價值が、何故安定不變であるか、その論據を示すことができてゐない。この考を支持した人々は、かゝる通貨は不變どころではなく、最も大きな變動を蒙ること——本位の唯一の使命は、通貨の數量を統制し、數量を通じて通貨の價值を統制するに在ること——さして又本位なければ、通貨の價值は發行者の無知或は利益のまゝに、一々變動するだらうと云ふことを見抜いてゐなかつたのである。

^註 鑄貨及び貨幣に關するサー、ゼームス、スチユアートの諸論文は數示する所が非常に多い。それだけ、彼が樹立しようとした一般原則と、かくも明瞭に矛盾してゐる上記の様な意見をとりに至つたことは、奇怪である。

七、又、吾々は通貨の價值を、一種の商品とはなく、多數の商品と比較して、判定しうるだらうとも云はれてゐる。ありえないことであるが、假りに紙

幣の發行者が、流通紙幣の數量をかゝる標準によつて統制しようとする意志があるとしても、彼等は、それを實行する術をもたぬであらう。商品の價值は、相互に比較して絶えず變動してゐることを思ふ時、又かゝる變動が起れば、どの商品の價值が騰貴し、何れが減少したかを確めないことを考へる時、かゝる標準は何等役に立たぬ事を認めねばならぬからである。ある商品の價值は、課税のために、又それを製造する原料の稀少なるために、或は生産の困難を増加させる様な他の原因に基いて騰貴する。これに反し、他の商品の價值は、機械の改良、よりよき分業、労働者の熟練の發達、原料の豊富さうして一般に生産が容易となることによつて、下落する。故に、提案された如き方法によつて、通貨の價值を決定するためには、通貨を社會に流通してゐる凡百の商品と順次に——しかも上にのべた如き諸原因に影響されたいと思はれる價值の變動を考慮に入れつゝ、比較せねばならぬであらう。而してこれをなすは明かに不可能である。

かゝる標準が何等か實際上の役に立つたらうと思ふのは、價格と價值と

の相違に就ての誤つた考に、原因してゐるのである。

商品の価格は、たゞ貨幣で表はされた交換価値である。

商品の価値はそれと交換される他の商品一般の量によつて評價される。故に商品の価格は、その価値が低下するに拘はらず、騰貴することがあり、又その反對のことがありうる。例へば、帽子一個の価格は二十志から三十志へ騰貴するかもしれないが、然し三十志は以前の二十志ほども、茶、砂糖、珈琲及びその他のものを獲得しえず、従つて、帽子も以前ほどそれらの商品を、獲得しえないかもしれない。然らば帽子は、その価格は騰貴したに拘はらず、その価値は低下したのである。

価格の變化を確めるほど簡単なことはなく、価値の變化を確めるほど困難なことはない。實に、価値の不變的尺度なくしては、——さうしてかゝるものは存しない——価値の變化を何等かの確實な正確さを以つて、確めることは不可能である。

一個の帽子は、以前よりも少しの茶、砂糖、珈琲に交換され、同時に、以前より

はより多くの金物、靴、靴下等に交換されるかも知れない。さうして、之等商品の相對的価値の變動は、一商品の価値が安定してゐて、他の二商品が——程度は異なるが——騰貴したためかもしれない。又一商品の価値はそのまゝになつてゐて、他の二商品の価値が、低落したためかも知らない。或は彼等は同時に皆變化したかも知れない。

一商品の価値は、その商品の交換が所持者に齎す享樂の程度によつて、測らるべきであると云つても、吾々は価値の測定に就て、依然として迷はざるをえない。なせなら二人の人は同じ商品を所有することから、極めて異なる程度の享樂をうるだらうから。上例に就て云へば、茶、珈琲、砂糖等を享樂してゐた人にとつては、帽子の価値は下つたと思はれるだらうし、靴、靴下、金物等を欲した人には、その価値が上つたと思はれるであらう。

されば商品一般は、貨幣の數量並に価値を統制する本位とはなりえない。固より、吾々が採用した本位即ち金銀にも、それらが商品として遭遇する価値變動の爲に、不便は隨伴してゐる。けれども、こゝに推奨されたやうな方

案を採用した場合に、吾々が受けねばならぬ不便に比すれば、極めて微々たるものである。

この二十年の間に、金、銀、並に他の殆んど凡ての商品の價值が騰貴した時、抽象的通貨の支持者等は、この騰貴を少しも紙幣通貨の價值低落に歸せずして、常に、ある尤もらしい理由を用意してゐた。ある理由とは、金銀の價格が騰貴したのは、それが稀少で、しかも當時編成されてゐた多くの軍隊を養ふために、それに對する需要が非常に多かつたからであり、他の凡ての商品が騰貴したのは、直接間接に課税せられたからか、或は打ち續く小麥の凶作、並に小麥輸入の困難のために小麥の價值が著しく上り、——而して彼等の所論に従へば——それが必然他の商品の價值を騰貴させたからだ、と云ふことである。即ち彼等によると、價值が不變であつた唯一のものは銀行券であり、従つて、銀行券は他の凡ての物の價值を測定する爲めに、極めて適當に工夫されたものと云ふことになる。

假りに諸商品の騰貴が、百パーセントであつたにしても、通貨がそれに何

等か關係してゐると云ふことは否定され、依然同じ原因に歸せられたであらう。而して、この議論は確かに安全である。何となれば、それに對して反證をあげえないから。二商品の相對的價值が變化する時には、何れが上り或は何れが下つたかを確言することが出来ない。だから、若し一定の本位を伴はない通貨制度を採用するならば、通貨の價值はどこまでも低落させることが出来、その極限がないだらう。しかも、その際常に商品の價格が上つたのであつて、貨幣價值が低落したのではない、と主張しうるから、貨幣價值の低落はこれを證明しえないだらう。

第三節 本位並にその不完全

——通貨がその本位以下に低落することを許しながら、一方それを補償する作用を有する本位以上に騰貴することを許さないことの影響。本位と價值が合致することが、紙幣に對する原則である。——

本位が使用されてゐる間は、貨幣の價值は唯その本位自體が蒙る變動に

よつてのみ變動する。然しかゝる變動に對しては、全く救済手段が存しない。さうして又最近の出來事は、遠く故國から離れてゐる大軍を賄ふために、金銀が用ゐられる戦時中に於ては、これらの價值變動は、一般にこれまで認められてゐた所よりは、遙かに劇しいことを證明した。この事實の認識は、金や銀はこれまで想像されてゐた程良好な本位でないこと、即ち金銀は本位の蒙る價值變動として、好ましい以上の變動を蒙ることを證明してゐる。然し金銀は、吾々の知つてゐる範圍では、最良の本位である。若し、金銀よりも價值變動の少い他の商品を見出すことが出來、さうして、その商品が〔譯者註——價值の點以外に〕本位たるに必要な他の凡ての性質をも、具へてゐるならば、それは當然に吾國貨幣の將來の本位として、採用されるだらう。然しこれらの金屬が、本位である間は、通貨の價值はこれら金屬に合致せねばならぬ。それに合致せずして、地金の市價が造幣價格以上である時には、常に通貨は減價してゐるのである。この主張は論破されてゐないし、又論破しえない。

九、吾國貨幣の本位として、二種の金屬を使用すると、非常な不便が生ずる。それで、法律によつて金或は銀の何れを、主たる或は唯一の本位とすべきかと云ふことは、永らく論争されてきた問題である。金の長所としては、それは少しの容積で比較的價值が多いから、富國に於ける本位として、他に優れて適當であると云はれる。然しながら、金が往々蒐集されて蓄藏される戦時とか或は商業不信用の甚だしい時には、正にこの性質のために、却つて金の價值變動は甚だしい。故にこの性質は、本位として金を使用することに對する反對論として主張しうる。銀を本位として使用することに對する唯一の故障は、その量が大きく、従つて富國に於て必要となる大額の支拂に不適當だと云ふことである。然し、この故障は紙幣を一國の一般的流通媒介要具として、代用することによつて、完全に取り除きうる。のみならず、銀に對する需要供給は、金に對するそれよりももつと規則的であるから、銀の價值は金よりも遙かに安定してゐる。しかも凡ての外國は、彼等の貨幣の價值を、銀の價值によつて統制してゐるから、本位として銀は大體に於て金

に優り、従つて永く本位として採用さるべきである事は、疑の存しない所である。

十、銀行券が最近の法律によつて法貨となるに至らなかつた時に、存在してゐた通貨制度よりも、もつとよい制度を考へえよう。然しながら、法律がある本位を認め、又造幣局が鑄造のために金銀を輸納する者に向つて、解放されてゐた間は、貨幣價值の低落に對する制限としては、この貴金屬價值の低落に對する制限以外に他の制限は存しなかつたのである。従つて、若し金が銅のやうに豊富になり、又低廉になつたならば、銀行券も必然同じ程度の低落を蒙つたであらう。さうして、所有財産が凡て貨幣からなつてゐた人々は皆——例へば大藏證券を持つてゐる人、商人の手形を割引してゐる人、或は公債所有者、抵當權者その他のやうに所得を利子収入からえてゐる人々——かゝる貨幣價值低落から生ずる損害を負担したであらう。然らば、金銀の價值の低落につれて、貨幣價值が低落する際には、何等の對策手段が講せられず、又これまで講せられなかつたに拘はらず、金銀の價值が騰貴

する時にのみ、貨幣の價值を無理にも、又法律の干涉によつても、以前の價值に維持せねばならぬ、と如何なる正義を盾として主張しえようか。貨幣所持者が、その所有財産の價值の低落に伴ふ凡ての損害を脊負つてゐるならば、彼は當然騰貴に伴ふ利益をうくべきである。若し本位のない紙幣が、一つの改善であると云ふならば、先づ然る所以を證明せよ。而して後、本位の使用を廢止せよ。然しながら、若しかゝる制度を保つことが、社會に流通してゐる數千の商品中の一つを——而して他の商品の何れもが支配されてゐない法則に服してゐる一つの商品(譯者——即ち貨幣)を所持してゐる人々に、不利益のみを及ぼして、何等の利益も與へないと云ふならば、それは決して維持すべきでない。

紙幣の發行者は、専ら地金の價值によつて、その發行を調節すべきであつて、決して流通場裡にある紙幣の數量によるべきではない。紙幣が本位と同じ價值を保つてゐる間は、その數量は多すぎることもありえない。又少なすぎることもありえないのである。否、輸納された地金が貨幣となつ

て、造幣局から引き渡されるまでには、少しばかり暇がかかるから、その遅滞を償ふために、貨幣は寧ろ地金よりも高い価値をもつべきである。この遅滞は云はゞ小額の造幣手数料のやうなものである。従つて、鑄貨或は鑄貨を代表してゐる銀行券は、自然の又完全な状態にある場合には、丁度それだけ地金より多く価値をもたねばならぬ。然るに、英蘭銀行はこの原則に適當なる注意を拂はなかつたために、以前には相當大きな損失を蒙つてゐた。即ち、英蘭銀行は吾國の必要とした凡ての鑄貨供給の任に當り、その結果造幣局に輸納して鑄造させるために、その銀行券を以つて地金を購入してゐたのである。故に、若し數量の制限によつて、銀行券の価値を地金よりも若干上に保つてゐたならば、英蘭銀行は、地金を安く購入しうる故に、造幣局に於ける遅滞に對する適當なる報償の外に、仲介手数料、精製費用等を回収してゐたであらう。

第四節 英國の通貨を出来るだけ完全に近づける方法

十一、次の議會に於て、通貨問題が再び討論される筈である。その際、恐らく現金支拂譯者註——正貨兌換恢復の時期が確定されるであらう。さうして、その結果英蘭銀行は、紙幣價值が地金の價值に一致するに至るまで、銀行券數量を制限せねばならぬ必要に迫られるだらう。

よく調節された紙製通貨は、流通上に於ける非常なる進歩改善であるから、若し何等かの偏見のために、これを去つて再び効用の尠ない制度に、歸ることにもなれば、それは非常に遺憾なことである。貴金屬を貨幣として使用するに至つたことは、實に流通上並に文明生活の技術上の進歩改善に於ける、極めて重要な一步であると云つてよい。然し乍ら、知識並に科學の進歩と共に、開明の程度の低かつた時代には、極めて有効に奉仕してゐたその用途から、再び貴金屬を追放することが、更に今一段の改善であらうと云ふことを、吾々が發見しても、それも亦同様に誤りではない。

若し英蘭銀行が再び、銀行券の正貨引換を命せられることにでもなれば、その結果は英蘭銀行の利益を非常に減少させ、しかも社會のどの部分にも、

それに相當するだけの利益を齎さないことになるであらう。若し今一磅、二磅の、否五磅の銀行券を使用してゐる人に、銀行券及びギニー金貨の何れを擇んで使用してもよい、と云ふことになれば、彼等が何れを選ぶかは、或々白々殆んど疑を挿む餘地がない。必ずや、ギニー金貨が擇ばれたために單なる出來心を満足させるために、最も費用のかゝる流通要具が、最もかゝらぬものに代ることゝなるであらう。

英蘭銀行の蒙る損害——さうしてそれは、社會の總體の富は個人の富の集合であるから、社會の損害と考へねばならぬ——の外に、國家は無用の鑄造費を負擔せねばならず、又ギニーは爲替の下落する毎に鑄潰されて、輸出されるであらう。

十二、本位自體の蒙る價值變動からくる通貨價值の變動は、止むをえずとしても、それ以外の通貨價值の變動に對して公衆を確保し、同時に最も費用のかゝらぬ媒介要具を以つて流通を賄ふことは、通貨の近づきうる最も完全なる状態を到達することに他ならぬ。さうして吾々は、英蘭銀行をして、

銀行券と引換にギニー金貨ではなく、未だ鑄造されてゐない金或は銀を、造幣標準と造幣價格を以つて、引渡させることによつて、凡てこれらの利益を享受し得るであらう。即ち、かくすれば紙幣の價值が地金の價值以下に下れば、必ず紙幣數量の減少を伴ふであらう。又紙幣が地金の價值以上に騰貴することを防ぐために、英蘭銀行をして標準金の提出者には、一オンス三磅十七志の價格で、紙幣を交付させることゝする。さうして、英蘭銀行に餘り面倒をかけない爲に、銀行券を提出して三磅十七志十片半の造幣價格で引換を請求さるべき金の量、並に三磅十七志の割合で英蘭銀行に賣却される金の量は、二十オンス以下であつてはならぬことゝする。換言すれば、英蘭銀行に、二十オンス以上の金の量は幾何でも、要求に應じて一オンスに付き三磅十七志註の割合で買入れ、又幾何でも三磅十七志十片半の割合で賣却すべき義務を課するのである。英蘭銀行が、その發行する紙幣數量を調節する力を持つてゐる限り、英蘭銀行に對しては、かゝる規定から何等の不便も起らない。

註　こゝに述べた三磅十七志と云ふ価格は、勿論假定的のものである。恐らく、それより或は今少し高く、或は今少し低く定める方がよいと云ふ充分な理由があるかもしれない。兎も角、三磅十七志と云つたのは、それによつて唯原則を明かにしたいと思ふに止まる。原則とは、金の賣却者がそれを造幣局に輸納して鑄造させるよりは、英蘭銀行に賣つた方が、寧ろ利益となるやうな価格を、定むべきであると云ふことである。

同じことは二十オンスと數量を特定したことに、も妥當する。それを十オンス或は三十オンスと定める充分正當な理由があるかもしれない。

同時に如何なる種類の地金の輸出入にも、最も完全な自由を與へねばならぬ。然しこの地金の取引(譯者註——輸出入)は、若し英蘭銀行が貸出と紙幣の發行とを、流通してゐる紙幣の絶對數量には顧慮せず、私が度々述べた所の標準、即ち標準地金の價格によつて調節するならば、極めて稀であらう。^註

註　「私は既に吾國貨幣の本位として、銀が最も適當であると思ふ旨を述べた。

若し法律でさう(銀が本位と)定められるならば、英蘭銀行は銀地金のみを賣買する義務を課せらるべきである。若し金のみが本位であるならば、英蘭銀行

は金のみを賣買を要求されるべきみある。これに反し、二種の金屬が本位として保持されるならば——法律上今日さうである如く——英蘭銀行は、その銀行券と引換へに、何れの金屬を交付すべきかの選擇權を持たねばならぬであらう。さうして銀に對しては、英蘭銀行がその値で是非買はねばならぬ標準價格の寧ろ以下の價格が付けらるべきであらう。」

私の目ざしてゐる目的は、英蘭銀行に、その銀行券を造幣價格と造幣標準とを以つて、未だ鑄造されてゐない地金で兌換する義務を課するならば、大體に於て到達されるであらう。特に、造幣局が引き續いて貨幣鑄造のために、公衆一般に開放されてゐる場合には、たとへ提供された地金を幾何でも一定の價格で買取る義務を課せなくても、その目的は達せられる。何となれば、私の提案の主旨は、唯貨幣の價值を、英蘭銀行が賣却する價格と購入する價格との間に存する、僅かばかりの開以上に、地金の價值から乖離させないこと——而してそのことは、とりもなほさず非常に好ましいことと承認されてゐる貨幣價值の安定に接近してゐることに他ならぬのであるが——を目的としてゐるからである。

若し英蘭銀行が勝手にその銀行券の數量を制限するならば、銀行券の價値は騰貴し、さうして金は私が提案する所の英蘭銀行が購入すべき價格以下に下るかもしれない。而して、かゝる場合には、金は造幣局に輸納され、さうして造幣局から鑄造されてきた貨幣は流通場裡に付け加へられ、その結果貨幣の價値を低下させ、再び貨幣を本位に合致させるであらう。然し、それは、私が既に提案した方法による程も、確實に經濟的に又迅速に行はれないであらう。而してその方法に對しては、英蘭銀行は何等主張すべき異議をもたぬ筈である。何となれば、流通貨幣を自分の紙幣を以つて供給することは、それを他のものをして鑄貨を以つて供給させるよりは、自分自身の利益であるから。

第十篇 日本銀行制度改革論

第一節 序 言

貨幣、金融制度の改革は、今日世界各國を通じての共通問題である、と云つてよい。吾國に於ても、數年來この方面の改革の聲、漸く喧びすしく、又政府も改革の意あることを屢々聲明し、大正十五年度追加豫算中には、二萬六千圓餘の金融制度調査會費を、計上するに至つた、而して更に最近には、金融制度調査委員會に提出する原案を作成すべき準備委員會が、大藏省内に成立を見た。こゝに至つて、吾國の金融制度改革論も亦、既に實行の域に一歩を踏み入れたと云はねばならぬ。

これらの現に吾國に行はれてゐる貨幣、金融制度改革論は、各方面の人々から色々の形に於て主張され、従つて、その凡てを列擧することは、到底不可能ではあるが、大體に於て、現存してゐる制度、機關に變更を施さうとする主張と、新制度、新機關を起して、現存制度の不備不足を補ふとする主張との二つに分れる。前者には例へば、(一)日本銀行を除く諸特殊銀行の有する特權

全廢の主張、(二)(一)と關聯して或は獨立して、爲替銀行、不動産銀行、興業金融銀行、植民地銀行改善の主張、(三)貯蓄銀行制度の改革論等があり、後者の例としては、専門的水産金融機關の創設、新貿易金融機關、庶民金融機關の新設等を、數へうるであらう。

今、これら我國に行はれてゐる諸改革意見を、歐洲諸國の改革論と比較するに、次の二點に於て、異つた特色を具へてゐる。即ち、先づ第一には、歐洲諸國の金融改革論は、戦時及び戦後に發行された不換紙幣整理問題と、それに關聯して金本位制度に復歸すべきか否かを中心として、動いてゐるに反し、吾國には整理すべき不換紙幣もなく、又金本位制度を廢止せよとの主張も、殆んど存在しない。次に、歐洲諸國に於ける改革論は、幣制の改革に重點をおき、之に反し吾國のそれは、金融機關の組織、制度の改革に著しく傾いてゐると云はねばならぬ。

私が本篇に於て取扱ふ日本銀行改革論は、吾國に存してゐる數多い、又右のべたやうな特色を具へてゐる諸改革意見の一部分に過ぎない。然し

ながら、それが金融制度改革論の中樞問題をなしてゐることは、おそらく何人も認める所であらう。而して、この日本銀行改革論を述べるに當つては、それが如何なる利益を代表してゐるかを標準として、生産の利益を主張する(實業家側の)改革意見、金融業者側の改革論、消費の利益を擁護しようとする(中間階級或は勞働者階級の)主張、と云ふ工合に分類することも、固より可能であり、又極めて興味が多いやり方である。例へば、生産の利益を代表する實業家は、時々發生する通貨膨脹によつて、莫大の利益をうるから、彼等の改革論は兌換券の増發に對して、最も束縛の少い制度に左袒する筈である。又自己のために、日本銀行を徹底的に利用したいだらうから、日本銀行の政府からの獨立を叫んで、政府が利用することを阻むであらう。金融業者は、更に日本銀行自身、特殊銀行、普通銀行、大銀行、小銀行によつて、その意見を異にするであらうが、實業家の所謂積極的なるに比しては、遙かに保守的であらう。又中間階級は實業家が日本銀行の國家からの獨立を希望したと同じく、同銀行の實業家からの獨立をも、併せ希望するであらう。さうして次